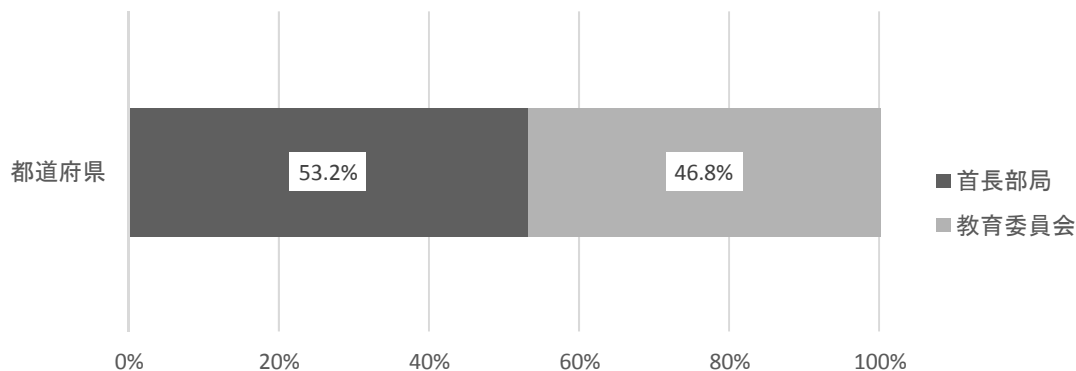


(1) 回答属性（スポーツ政策主管部局）

① 都道府県

都道府県におけるスポーツ政策主管部局は「首長部局」が53.2%（25地域）、「教育委員会」が46.8%（22地域）となっている。平成24年度調査では、首長部局が34.0%、教育委員会が66.0%であり、首長部局が増加し、教育委員会が減少している。

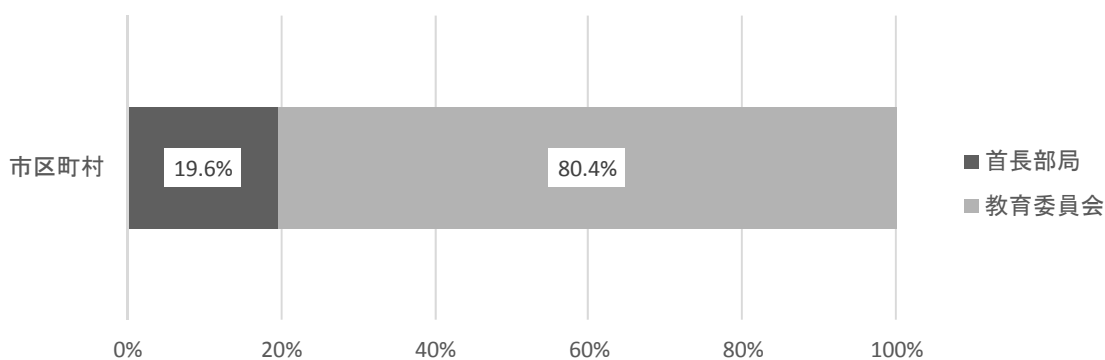
図表1 都道府県におけるスポーツ政策主管部局(n=47)



② 市区町村

市区町村におけるスポーツ政策主管部局は「首長部局」が19.6%、「教育委員会」が80.4%となっている。平成24年度調査では、首長部局が9.2%、教育委員会が90.8%であり、都道府県と同様に首長部局が増加し、教育委員会が減少している。

図表2 市区町村におけるスポーツ政策主管部局(n=790)

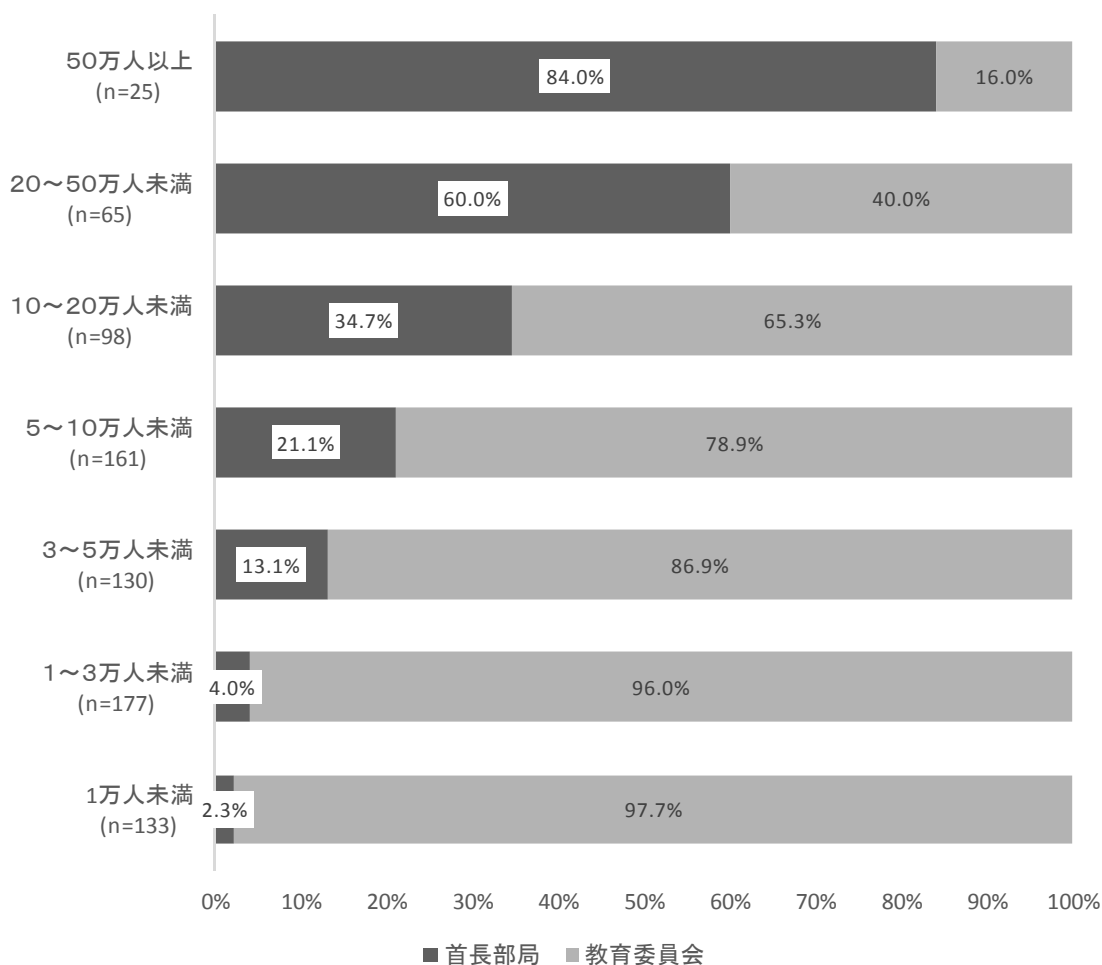


③人口規模別スポーツ政策主管部局の割合

市区町村の人口規模別スポーツ政策主管部局の割合については、人口規模が小さくなるほど、「教育委員会」がスポーツ政策の主管部局である割合が大きくなっている。

人口 50 万人以上の市区町村では、「首長部局」が 84%、「教育委員会」が 16%となっており、人口 1 万人未満の市区町村では、「首長部局」が 2.3%、「教育委員会」が 97.7%となっている。

図表 3 人口規模別スポーツ政策主管部局の割合



(2) 組織体制について

①スポーツ政策を所管している部署の正規担当職員の規模

都道府県におけるスポーツ政策を所管する部署の正規担当職員数は1,927名であり、平成25年度調査(1209名)と比較すると718名増加している。

図表4 スポーツ政策を所管している部署の正規担当職員の規模

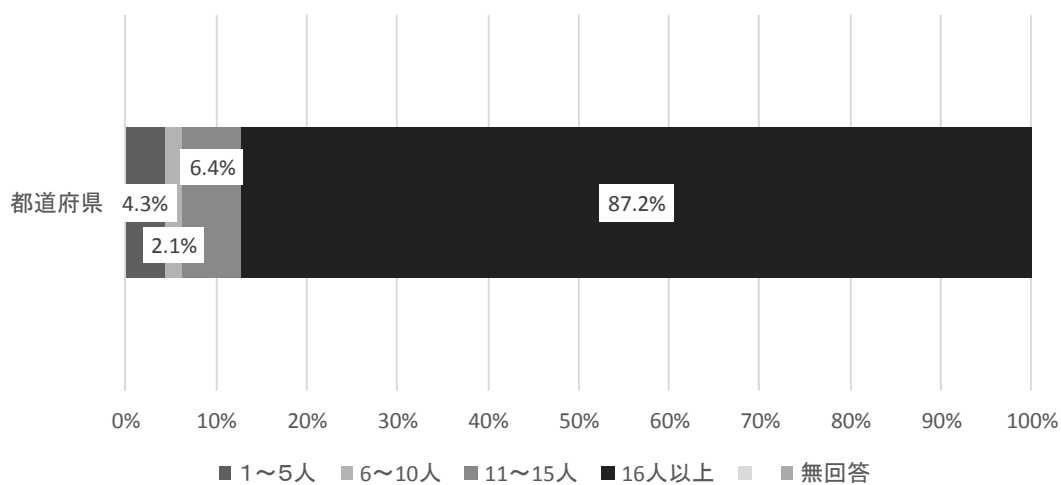
	全体	正規職員 (人)	正規職員 平均(人)
都道府県	47	1927	41
市区町村	790	4528	5.7
全体	837	6456	7.7

②都道府県

i 全体

スポーツ政策を担当している正規職員数について、都道府県では「16人以上」が87.2%と多く、平成24年度調査(16人以上が70.2%)と比較して増えている。

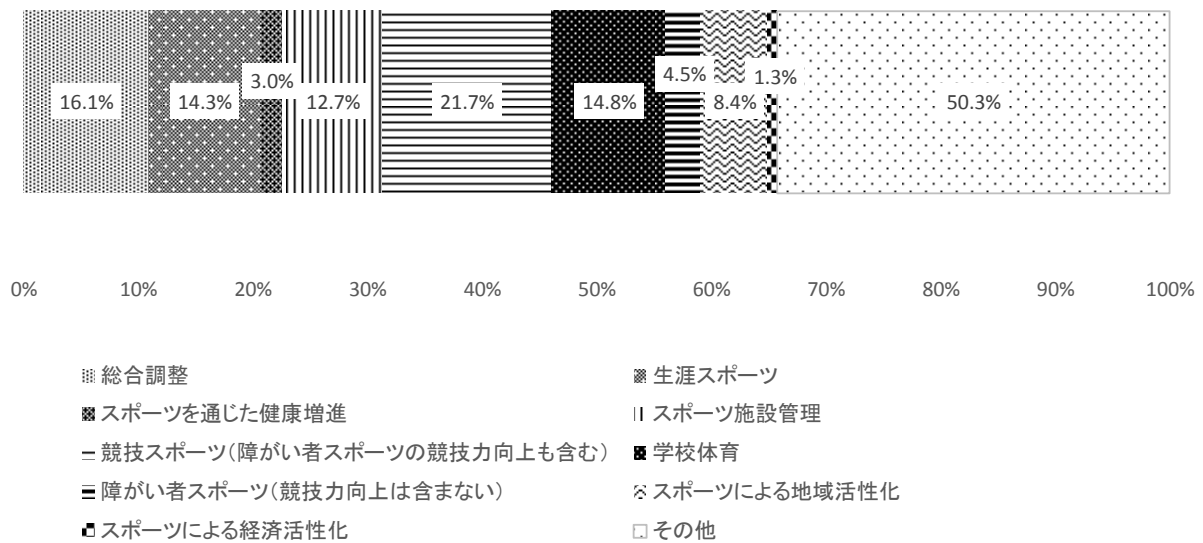
図表5 スポーツ政策を所管している部署の正規担当職員規模



その構成比は、「総合調整」が16.1%、「生涯スポーツ」が14.3%、「スポーツを通じた健康増進」が3.0%、「スポーツ施設管理」が12.7%、「競技スポーツ」が21.7%、「学校教育」が14.8%、「障がい者スポーツ」が4.5%、「スポーツによる地域活性化」が8.4%、「スポーツによる経済活性化」が1.3%、「その他」が50.3%となっている。

*その他には、上記の担当項目以外と回答した分野も含まれている。

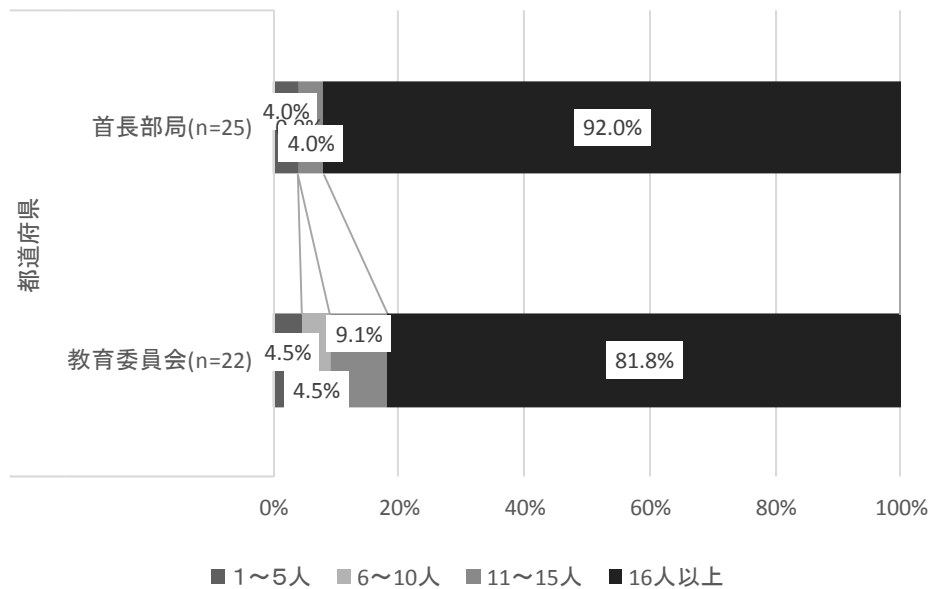
図表6 都道府県におけるスポーツ政策所管部署の正規担当職員構成



ii 主管部局別

スポーツ政策を担当している正規職員数について主管部局別に見ると、総じて教育委員会が主管部局である場合よりも、首長部局が主管部局である場合のほうが多くなっている。

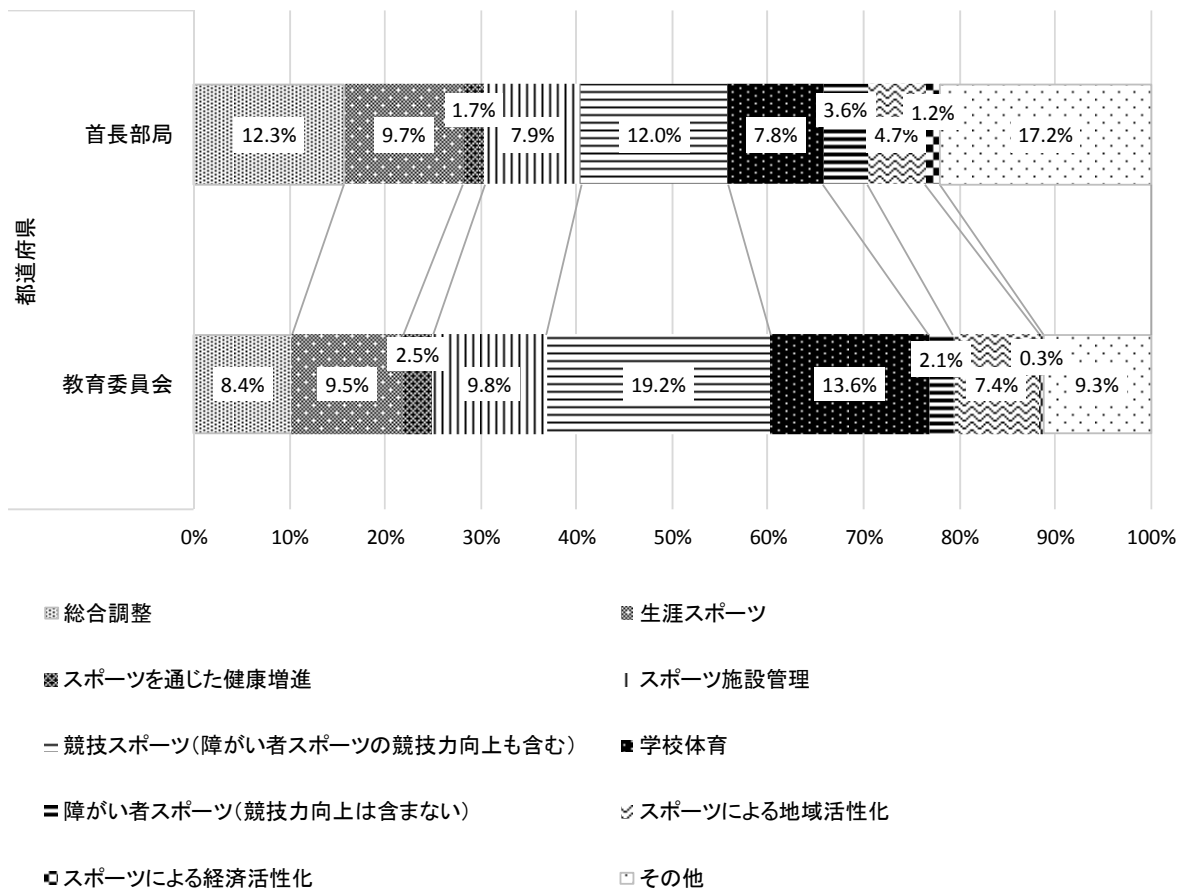
図表7 主管部局別スポーツ政策を所管している部署の正規担当職員規模



スポーツ政策を所管する部署の担当職員数の構成比を主管部局別に整理した。これによると首長部局と教育委員会とで大きな差があるのは「総合調整」、「競技スポーツ」、「学校体育」、「その他」等であり、「総合調整」では首長部局が主管部局である場合の12.3%に対して、教育委員会が主管部局である場合は8.4%、「競技スポーツ」では首長部局が主管部局である場合の12%に対して、教育委員会が主管部局である場合は19.2%となっている。

*その他には、上記の担当項目以外と回答した分野も含まれている。

図表8 主管部局別スポーツ政策担当職員の構成比

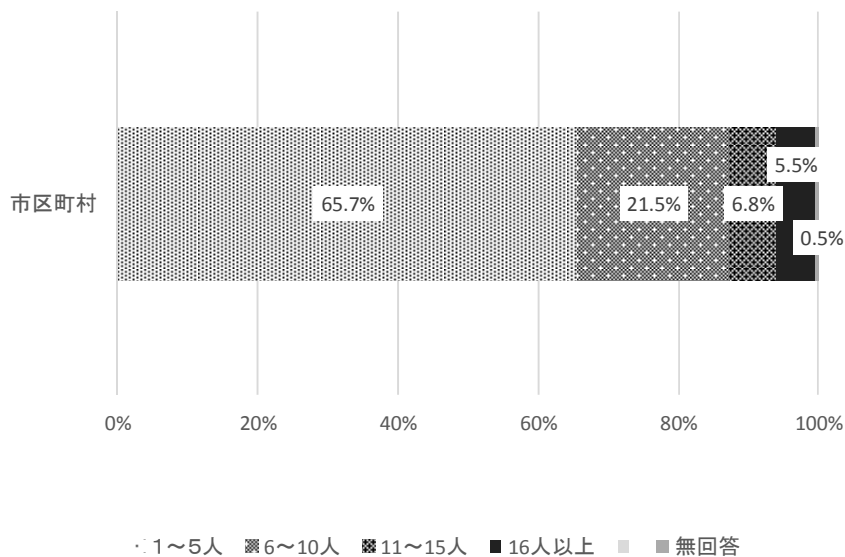


③市区町村

i 全体

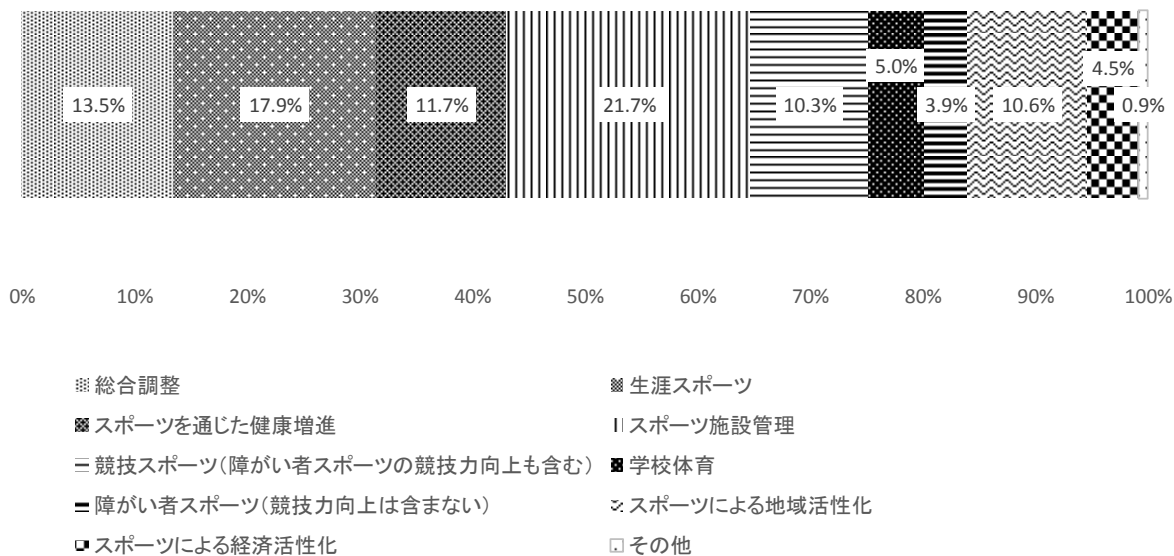
スポーツ政策を担当している正規職員数について、市区町村では「1～5人」が65.7%と多くなっている。

図表9 スポーツ政策を所管している部署の正規担当職員規模



その構成比は、「総合調整」が13.5%、「生涯スポーツ」が17.9%、「スポーツを通じた健康増進」が11.7%、「スポーツ施設管理」が21.7%、「競技スポーツ」が10.3%、「学校教育」が5%、「障がい者スポーツ」が3.9%、「スポーツによる地域活性化」が10.6%、「スポーツによる経済活性化」が4.5%、「その他」が0.9%となっている。

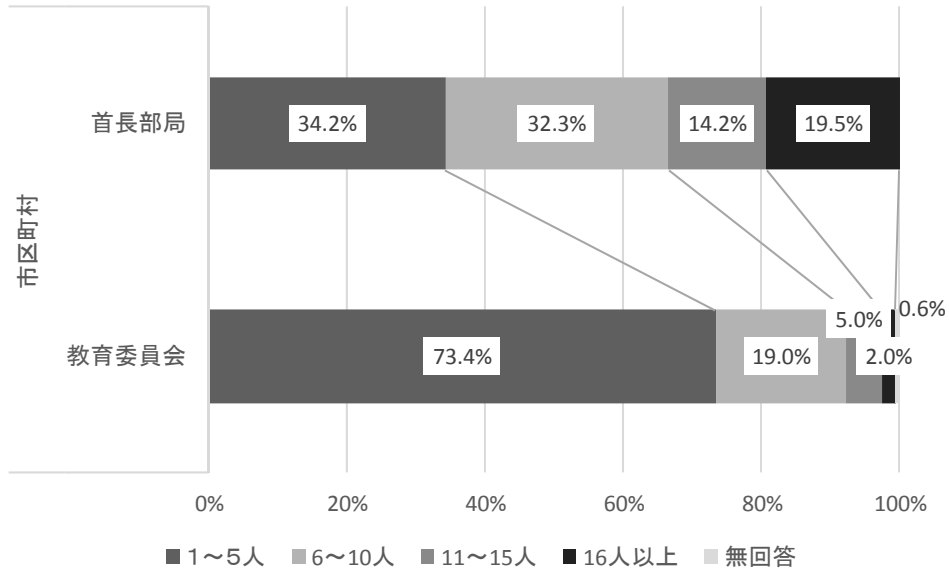
図表10 スポーツ政策所管部署の正規担当職員構成



ii 主管部局別

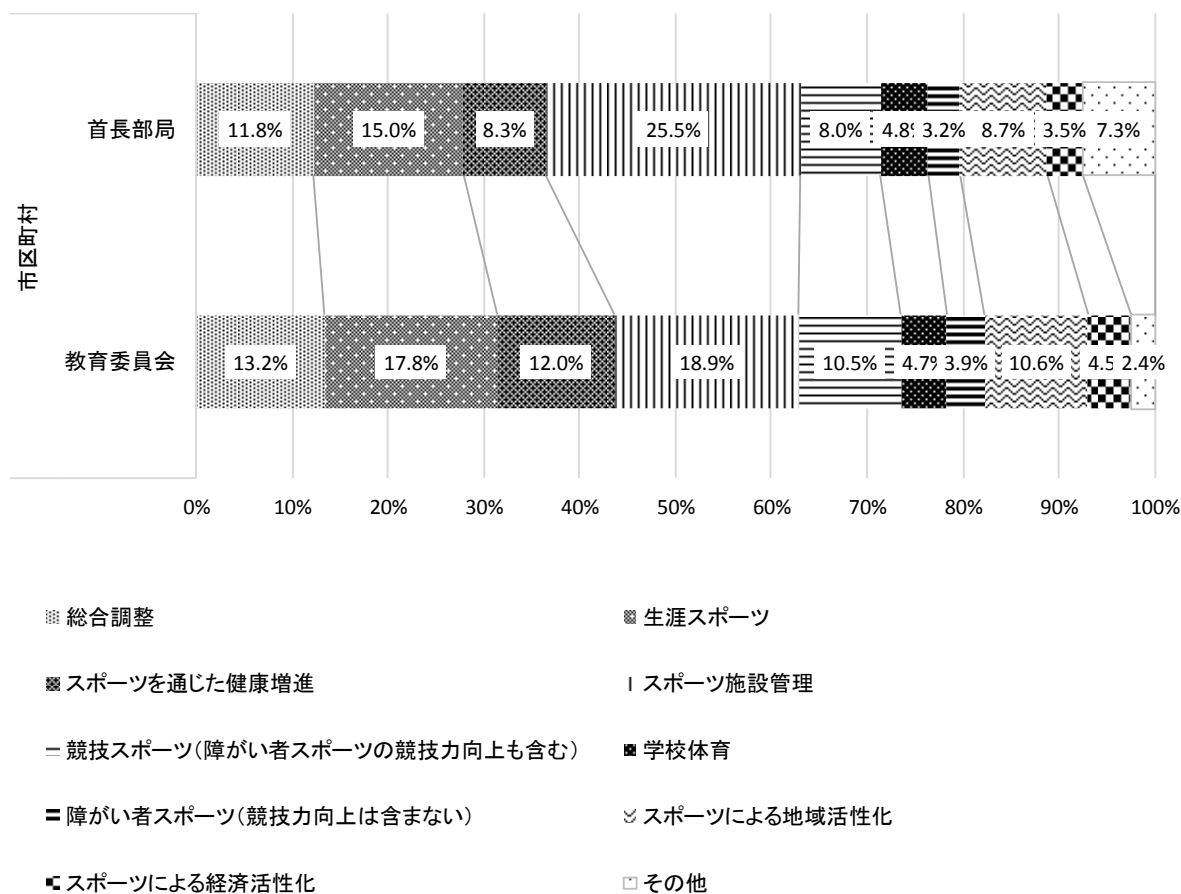
スポーツ政策を担当している正規職員数について主管部局別に見ると、市区町村では総じて首長部局が主管部局であるほうが、人数の割合が多くなっている。

図表 11 主管部局別スポーツ政策を所管している部署の正規担当職員規模



スポーツ政策を所管する部署の担当職員数の構成比を主管部局別に整理した。これによると首長部局と教育委員会とで大きな差があるのは「スポーツを通じた健康増進」、「スポーツ施設管理」、「その他」等であり、「スポーツを通じた健康増進」では首長部局が主管部局となっている場合が8.3%に対して、教育委員会が主管部局になっている場合では12.0%、「スポーツ施設管理」では首長部局が主管部局となっている場合25.5%に対して、教育委員会が主管部局になっている場合では18.9%に減少している。

図表 12 主管部局別スポーツ政策担当職員の構成比

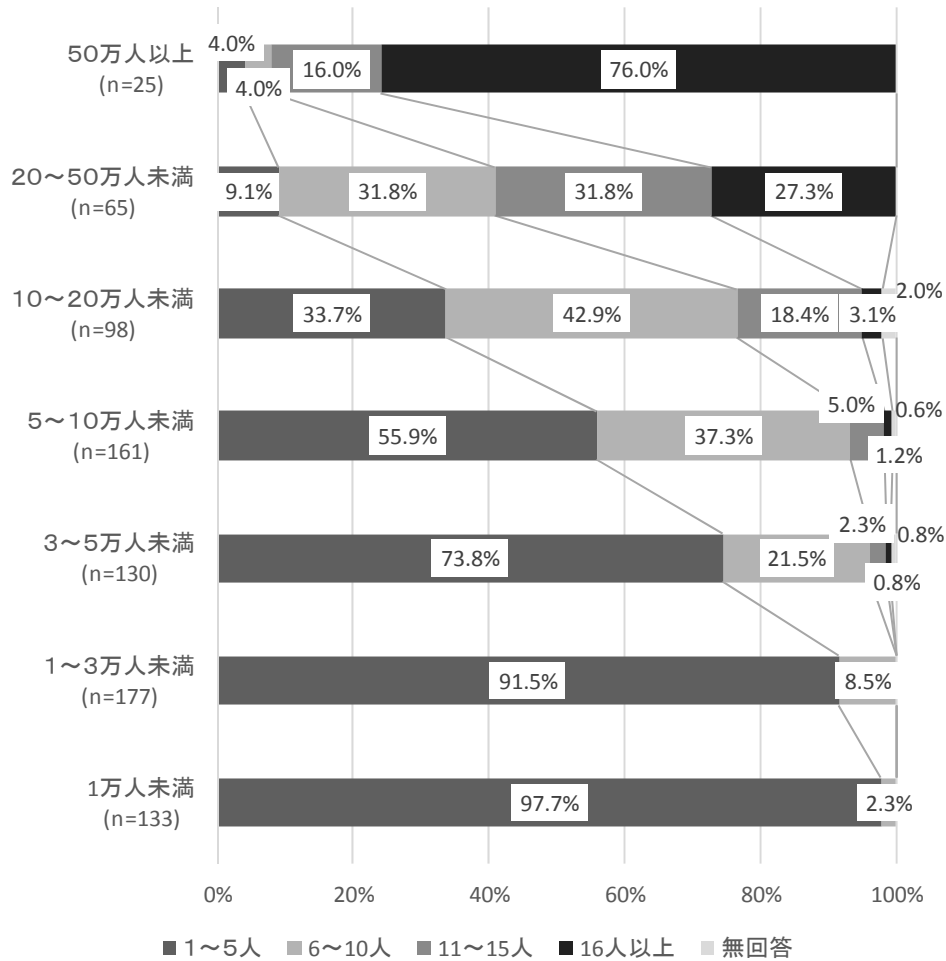


iii 人口規模別

スポーツ政策を所管する部署の担当職員数の構成比を、人口規模別にみると、人口規模が小さくなるにつれて、「1～5人」の割合が大きくなる傾向が見られる。

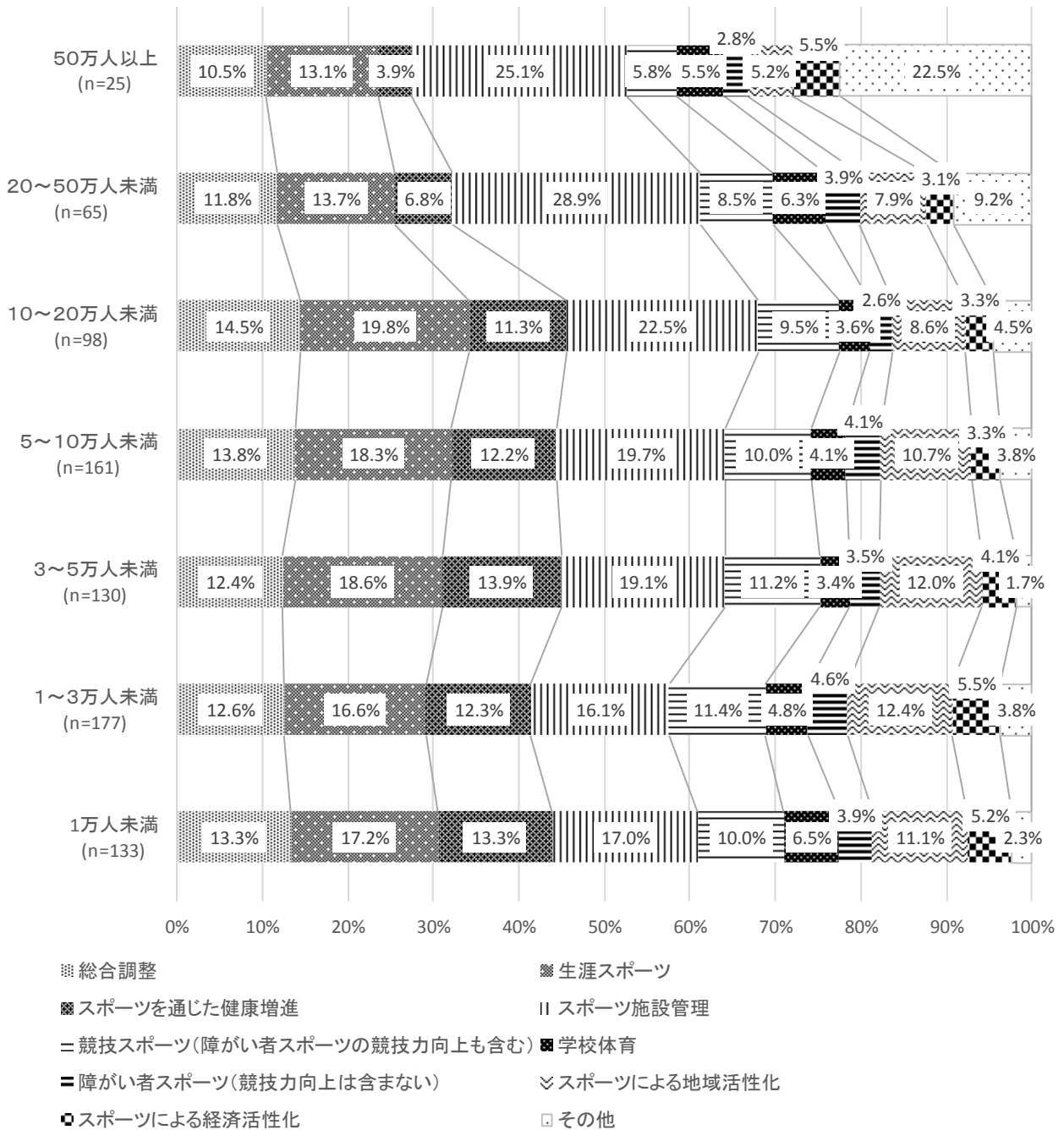
具体的には、「1～5人」の割合は、「50万人以上」で4.0%、「20～50万人未満」で9.1%、「10～20万人未満」で33.7%、「5～10万人未満」で55.9%、「5万人未満」では70.0%を越えている。

図表 13 市区町村における人口規模別担当職員数



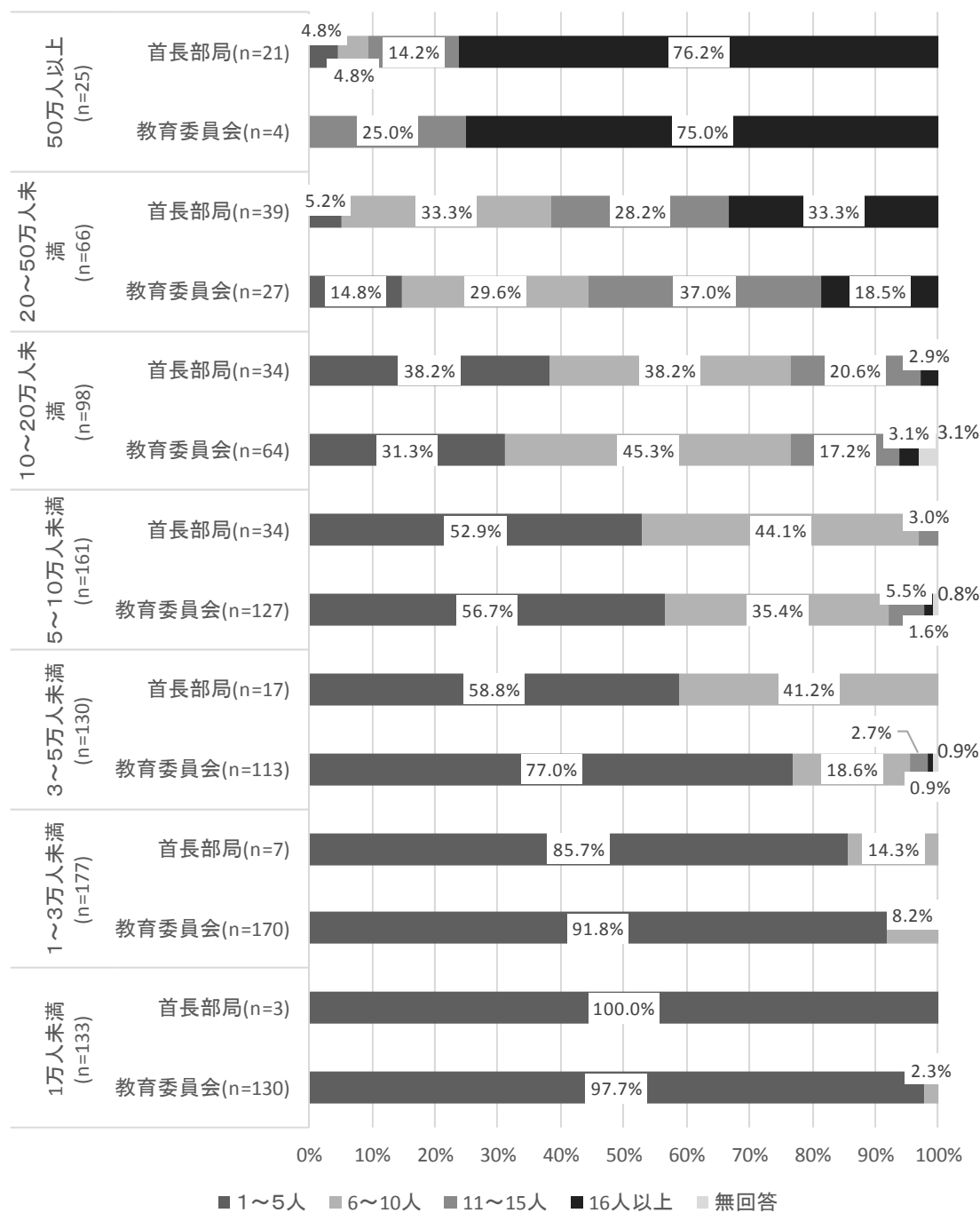
人口規模別にスポーツ政策担当構成比を見ると、人口規模が大きくなるにつれて、「スポーツ施設管理」の割合が若干大きくなる傾向が見られる。

図表 14 市区町村における人口規模別スポーツ政策担当職員の構成



人口規模別、かつ主管部局別にスポーツ政策所管部署担当職員の分布状況は以下のとおりである。首長部局及び教育委員会共に、人口規模が小さくなるにつれて、「1～5人」の割合が大きくなっている。

図表 15 市区町村における人口規模別スポーツ政策所管部署担当職員数

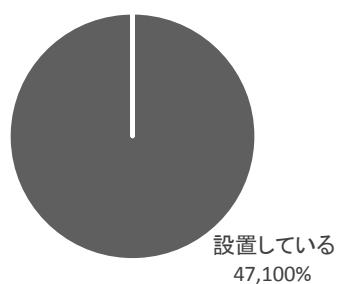


(3) スポーツに関する審議会設置状況

①都道府県

スポーツ振興に関する審議会等（スポーツ振興審議会、スポーツ推進審議会等を指す。以下、「スポーツ推進審議会」という。）は、回答のあった47都道府県の内、全ての都道府県で設置されている。

図表 16 都道府県におけるスポーツ推進審議会設置の有無(n=47)

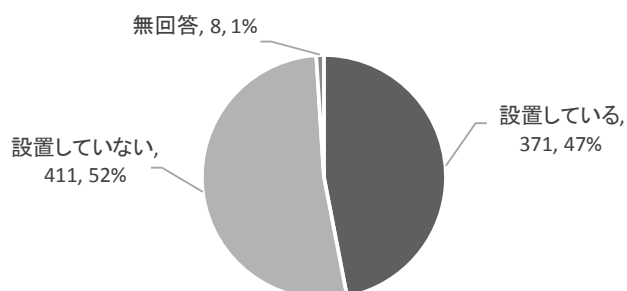


②市区町村

i 全体

市区町村におけるスポーツ推進審議会の設置については、「設置している」が371市区町村、47%、「設置していない」が411市区町村、52%となっている。

図表 17 市区町村におけるスポーツ推進審議会設置の有無(n=790)

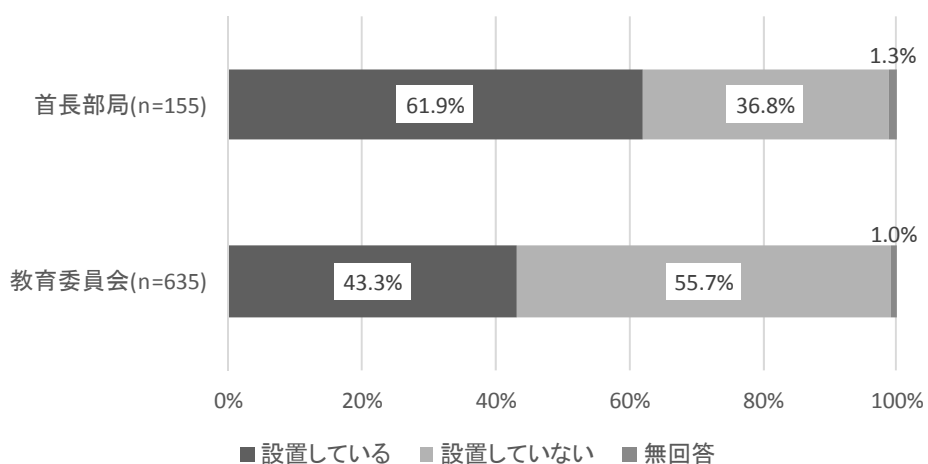


ii 主管部局別

主管部局別にみると、首長部局主管市区町村では、「設置している」が61.9%、「設置していない」が36.8%である。

一方、教育委員会主管市区町村では、「設置している」が43.3%、「設置していない」が55.7%となっている。

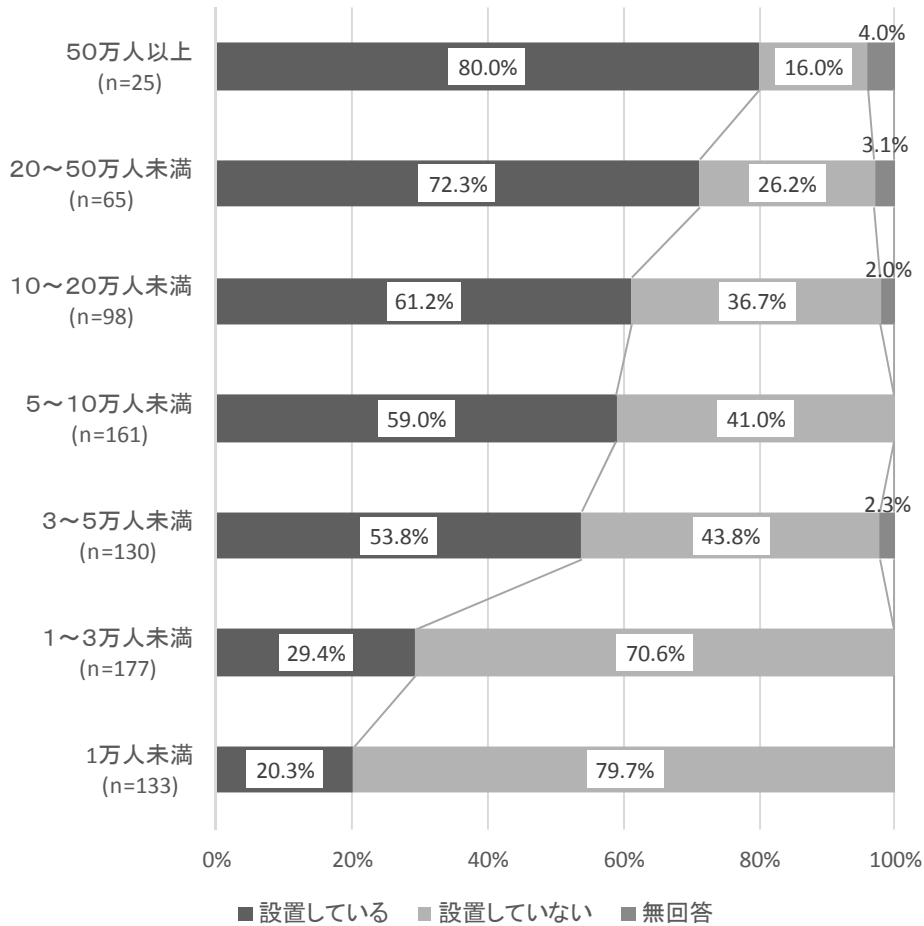
図表 18 市区町村におけるスポーツ推進審議会設置の有無（主管部局別）



iii 人口規模別

スポーツ推進審議会の設置について、人口規模別にみると、人口規模が小さくなるにつれて設置率は低くなっている。平成 24 年度調査と比べると、傾向は同じであるが、20～50 万人未満の市区町村を除いて、それぞれの人口規模において設置率はわずかに増加している。

図表 19 市区町村におけるスポーツ推進審議会設置の有無（人口規模別）



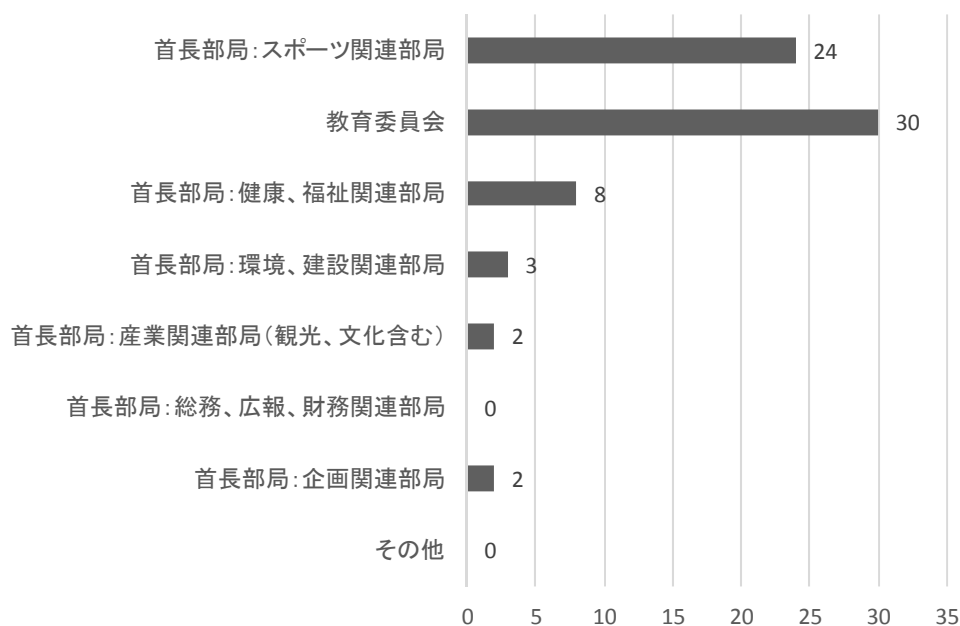
(4) スポーツ推進審議会の事務局構成

①都道府県

i 全体

都道府県のスポーツ推進審議会の事務局を構成する職員の所属部局については教育委員会が多く、次いで首長部局のスポーツ関連部局である。

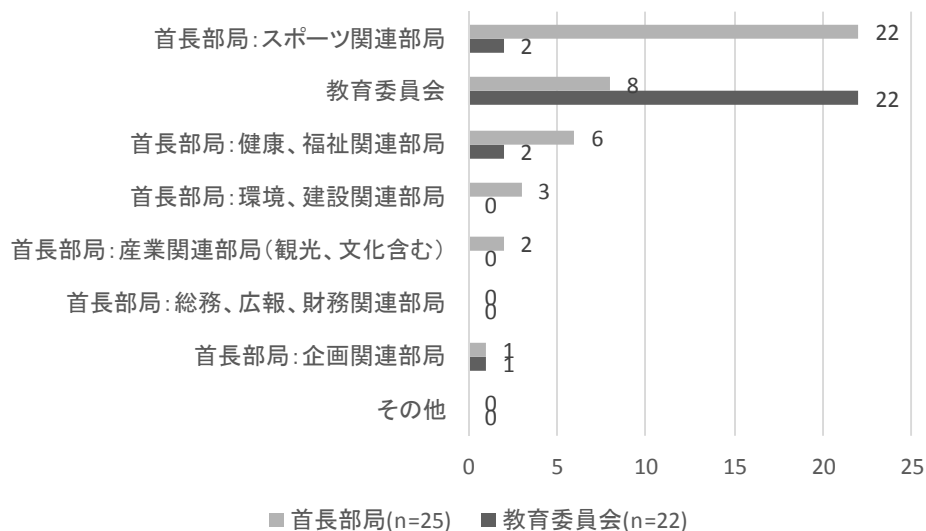
図表 20 都道府県におけるスポーツ推進審議会の事務局構成 (n=47)



ii 主管部局別

スポーツ推進審議会の事務局を構成する職員の所属部局については、首長部局が主管部局となっている場合には、福祉や建設、観光といった他の部局の職員もスポーツ推進審議会の事務局を構成する場合がある。

図表 21 都道府県におけるスポーツ推進審議会の事務局構成 (主管部局別)

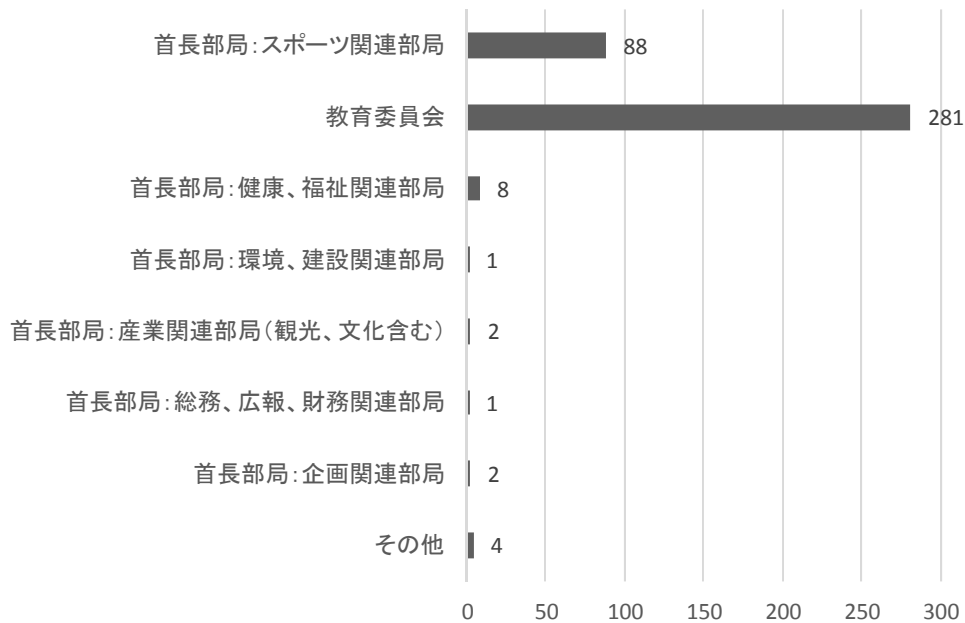


②市区町村

i 全体

市区町村のスポーツ推進審議会の事務局を構成する職員の所属部局については、教育委員会が多く、次いで首長部局のスポーツ関連部局である。

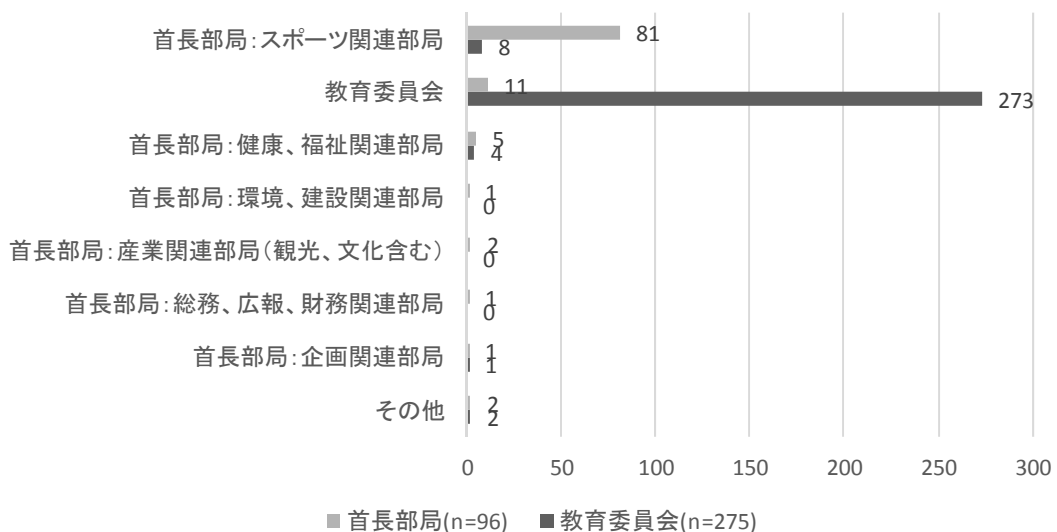
図表 22 市区町村におけるスポーツ推進審議会の事務局構成 (n=371)



ii 主管部局別

スポーツ推進審議会の事務局を構成する職員の所属部局については、都道府県の場合と同様に、首長部局が主管部局となっている場合には、福祉や建設といった他の部局の職員もスポーツ推進審議会の事務局を構成する場合がある。。

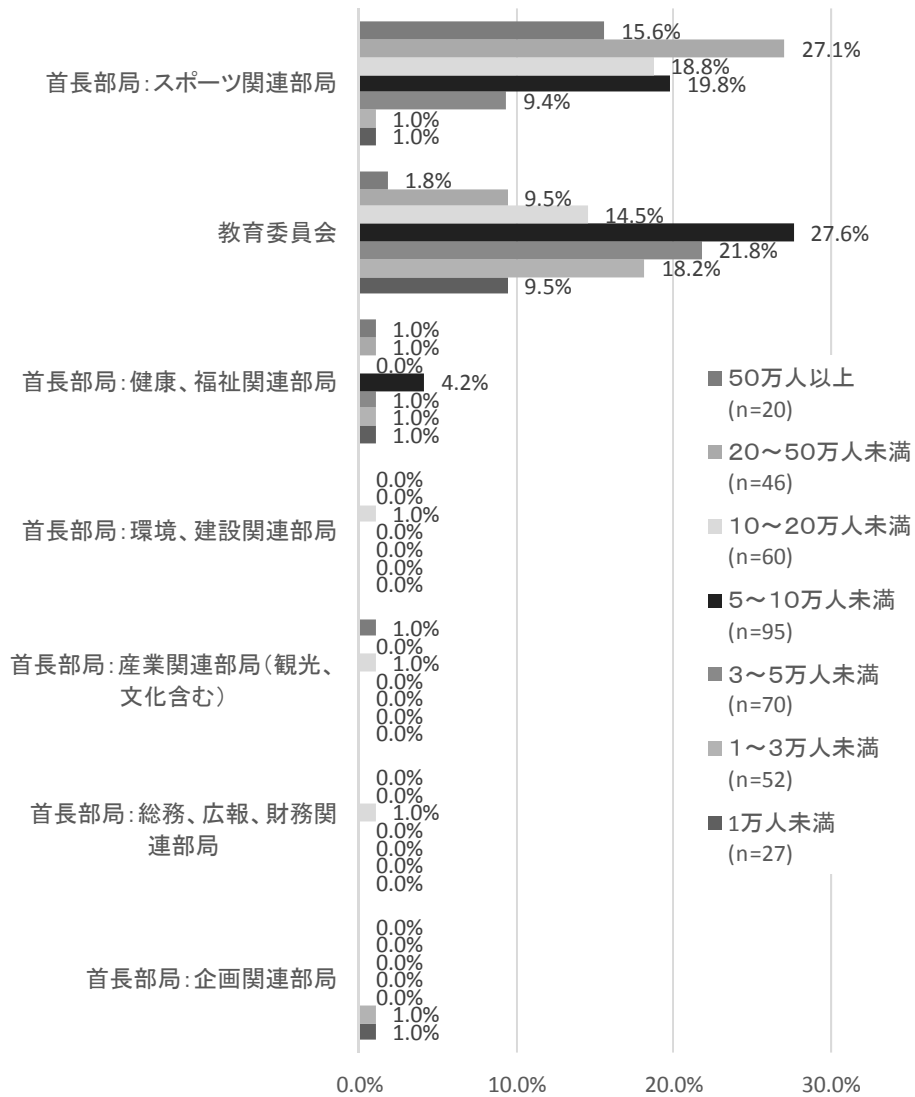
図表 23 市区町村におけるスポーツ推進審議会の事務局構成 (n=371)



iii 人口規模別

スポーツ推進審議会の事務局を構成する職員の所属部局については、人口規模が大きくなるにつれて首長部局（スポーツ関連部局）となる傾向があり、人口規模が小さくなるにつれて「教育委員会」の割合が大きくなっている。

図表 24 市区町村におけるスポーツ推進審議会の事務局構成（人口規模別）



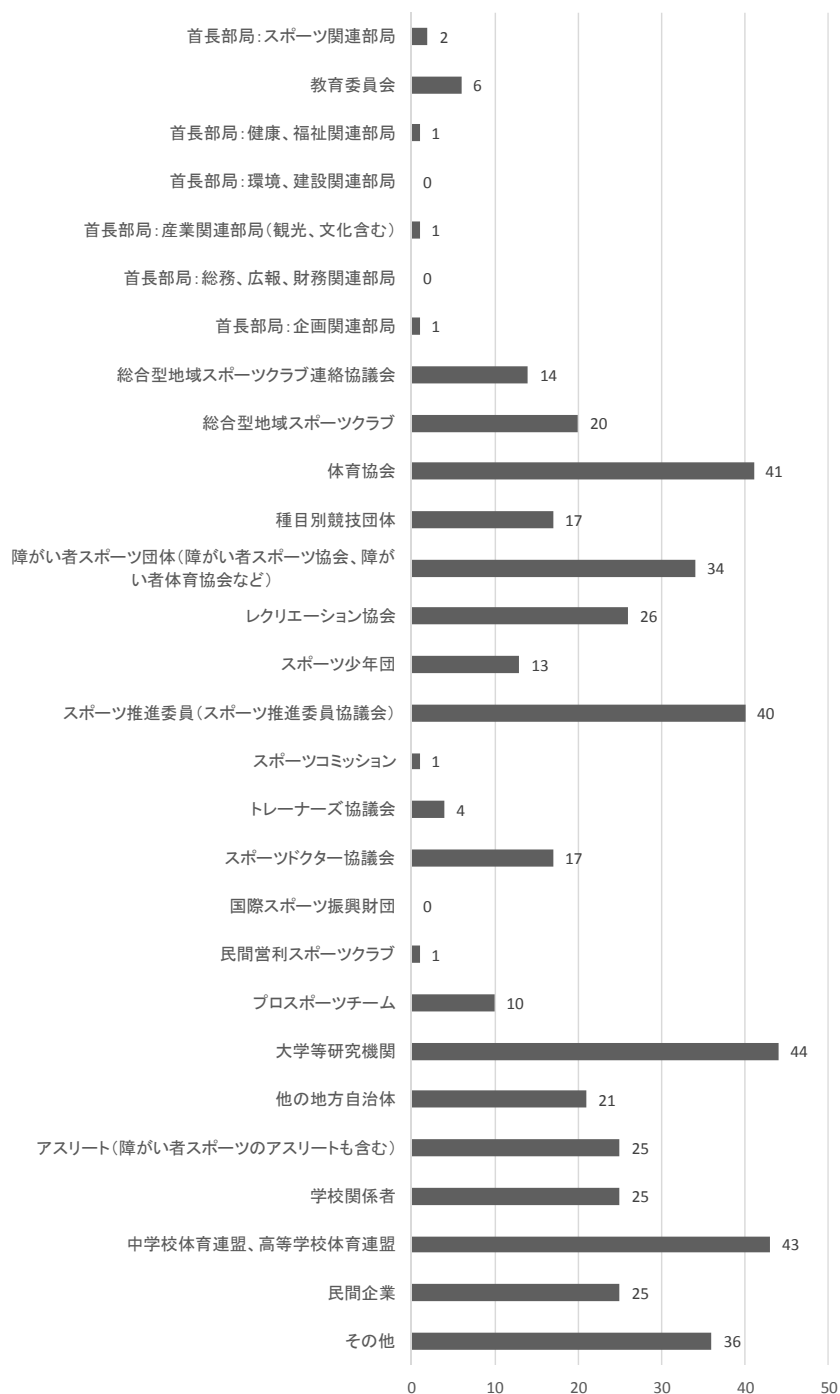
(5) スポーツ推進審議会の委員構成

①都道府県

i 全体

都道府県におけるスポーツ推進審議会の委員構成については、「大学等研究機関」、「中学校体育連盟、高等学校体育連盟」「体育協会」等が委員となるケースが多くなっている。

図表 25 都道府県におけるスポーツ推進審議会の委員構成(n=47)



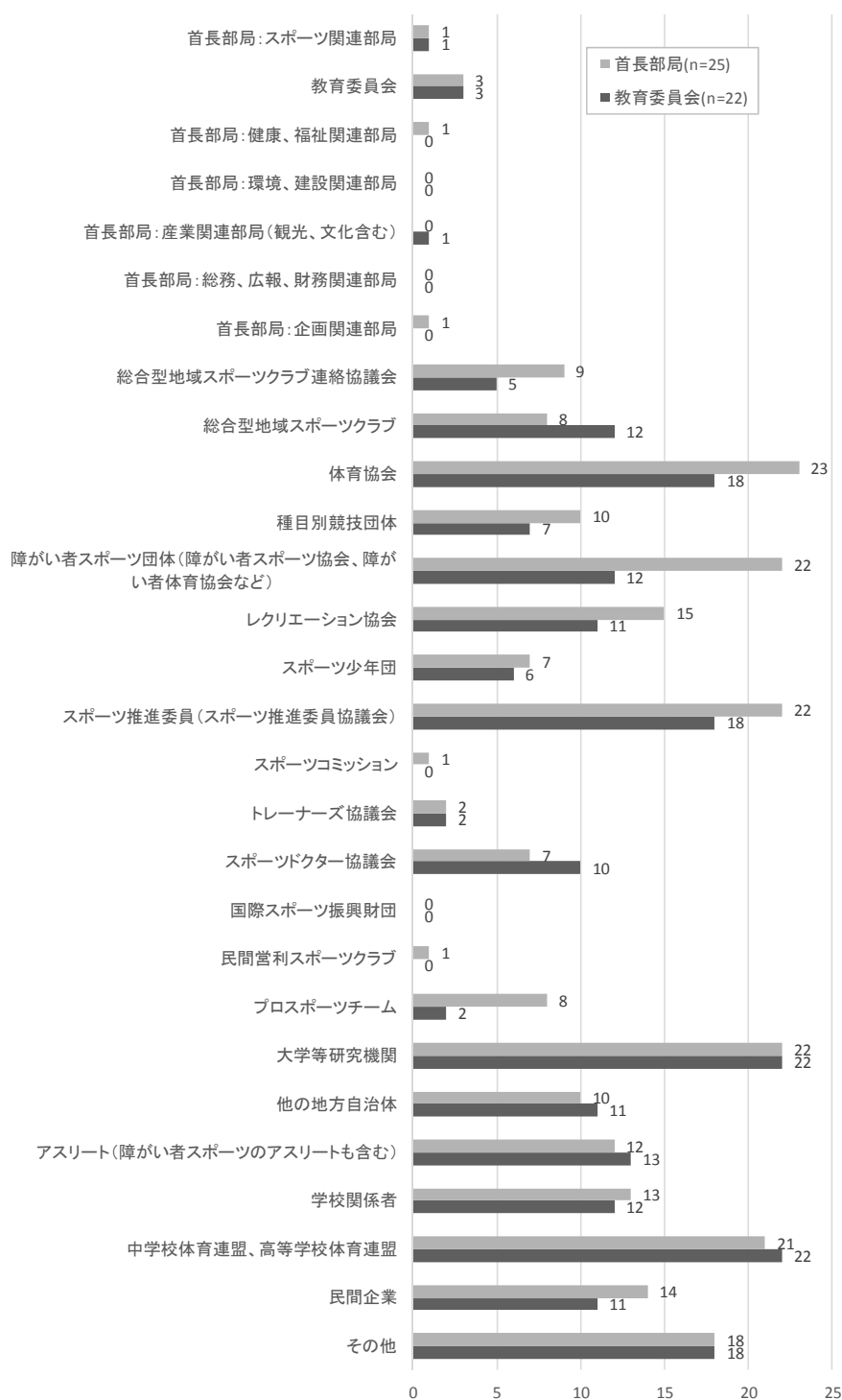
【その他】

その他としては、公募委員、女性スポーツ協会、勤労者体育協会、学校体育研究会、婦人団体協議会、地元自治体関係者、経済団体、県議会議員、PTA 連合会、スポーツ医・科学関係者、学識経験者、スポーツボランティア団体等が挙げられている。

ii 主管部局別

主管部局別では、首長部局が主管部局となっている場合及び教育委員会が主管部局である場合共に、「大学等研究機関」、「中学校体育連盟、高等学校体育連盟」「体育協会」等が委員となるケースが多くなっている。なお、プロスポーツチームでは、首長部局が主管部局となっている場合の割合が多くなっている。

図表 26 都道府県におけるスポーツ推進審議会の委員構成（主管部局別）

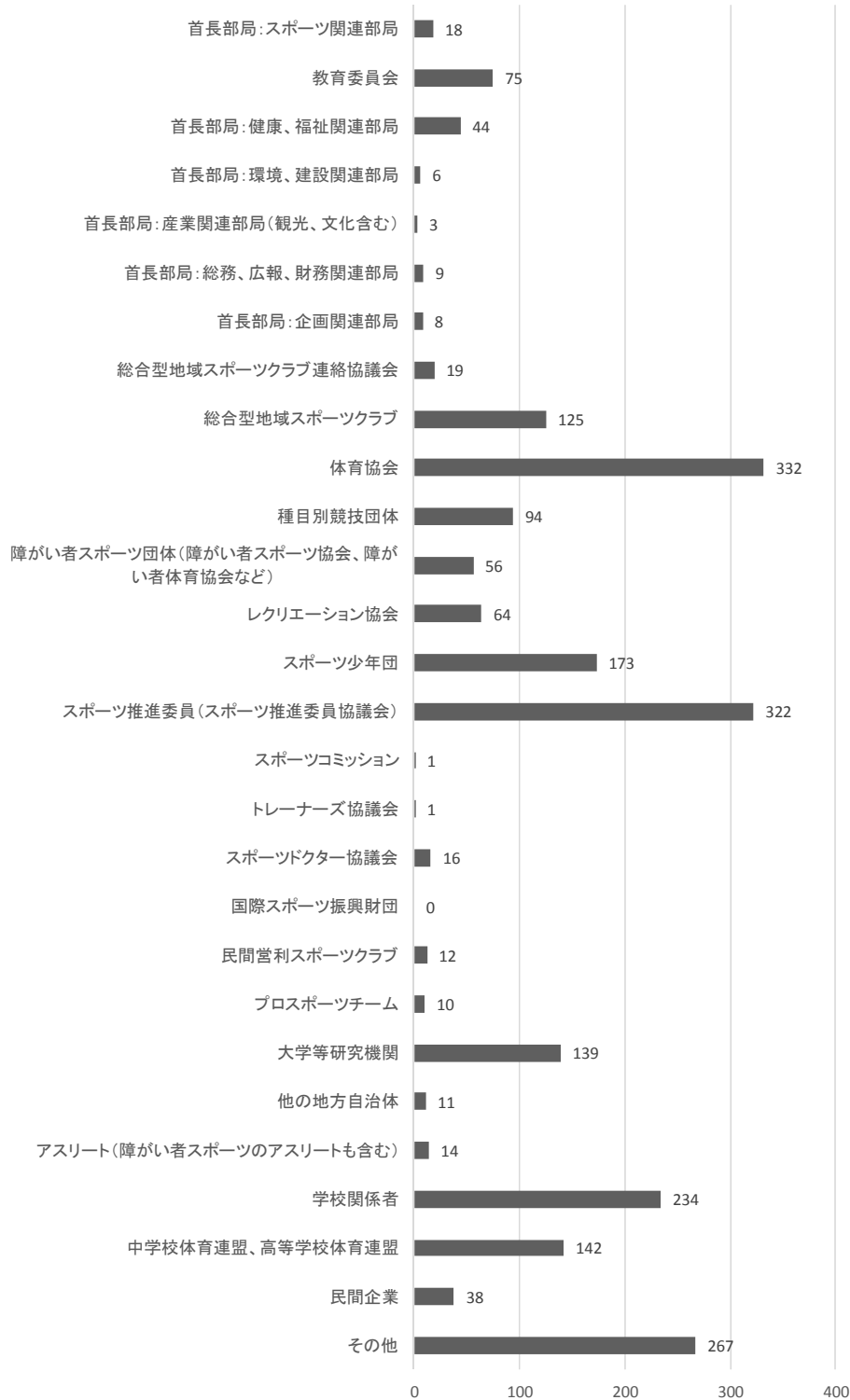


②市区町村

i 全体

市区町村におけるスポーツ推進審議会の委員構成については、「体育協会」、「スポーツ推進委員」「学校関係者」が多くなっている。

図表 27 都道府県におけるスポーツ推進審議会の委員構成 (n=371)



【その他】

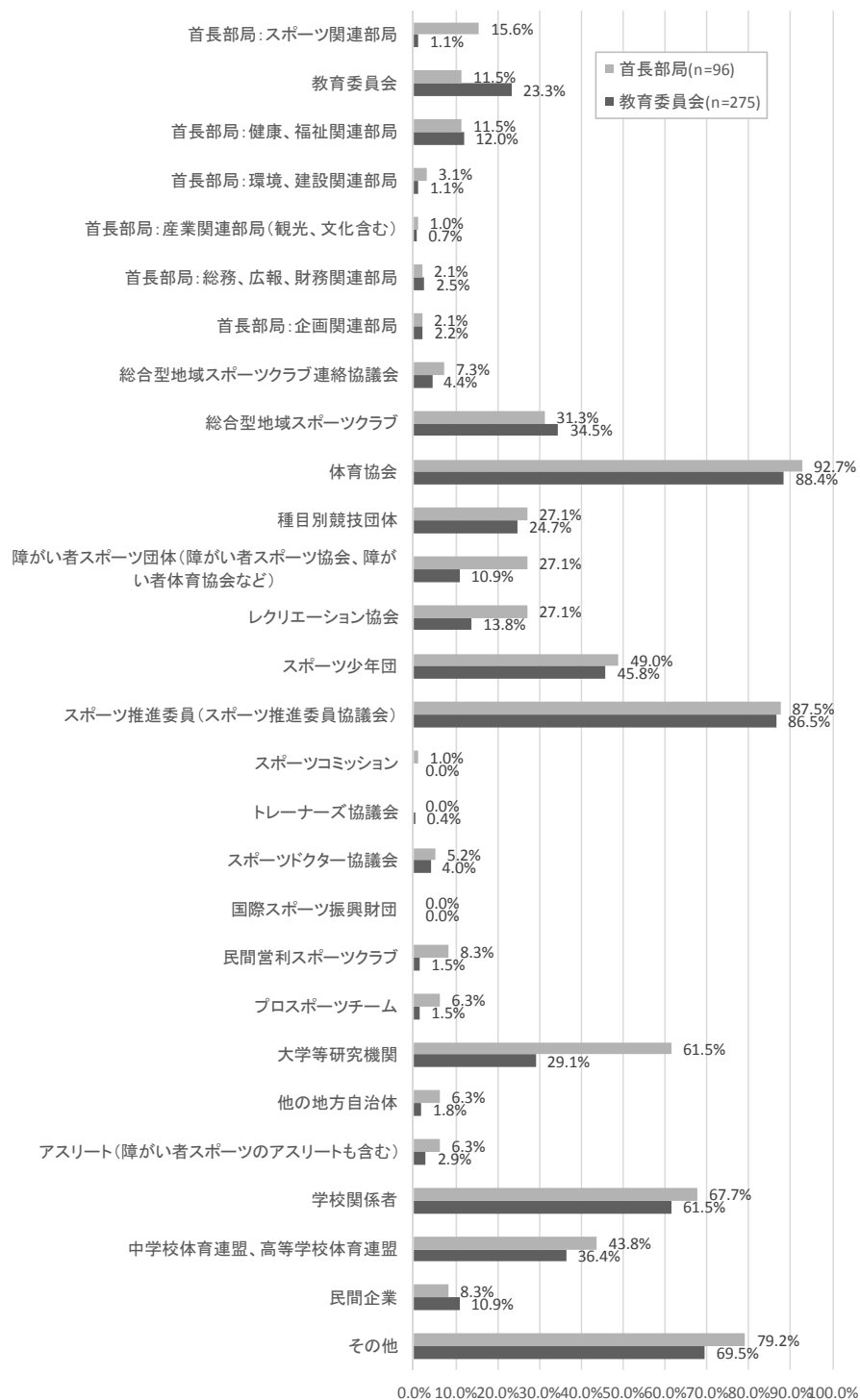
その他としては、公募市民、自治会、子ども会、婦人会、老人クラブ、PTA 連合会・子ども会連絡協議会・地域婦人会・県議会議員、学識経験者、体育振興会、健康推進委員会、社会福祉協議会、公益財団法人等が挙げられている。

ii 主管部局別

主管部局別では、首長部局主管及び教育委員会主管共に、「体育協会」「スポーツ推進委員（スポーツ推進委員協議会）」、「学校関係者」等が委員となるケースが多くなっている。

首長部局が主管部局である場合と教育委員会が主管部局である場合との差が大きいのは、大学等研究機関や障がい者スポーツ団体等であり、いずれも首長部局が主管部局である場合が多くなっている。

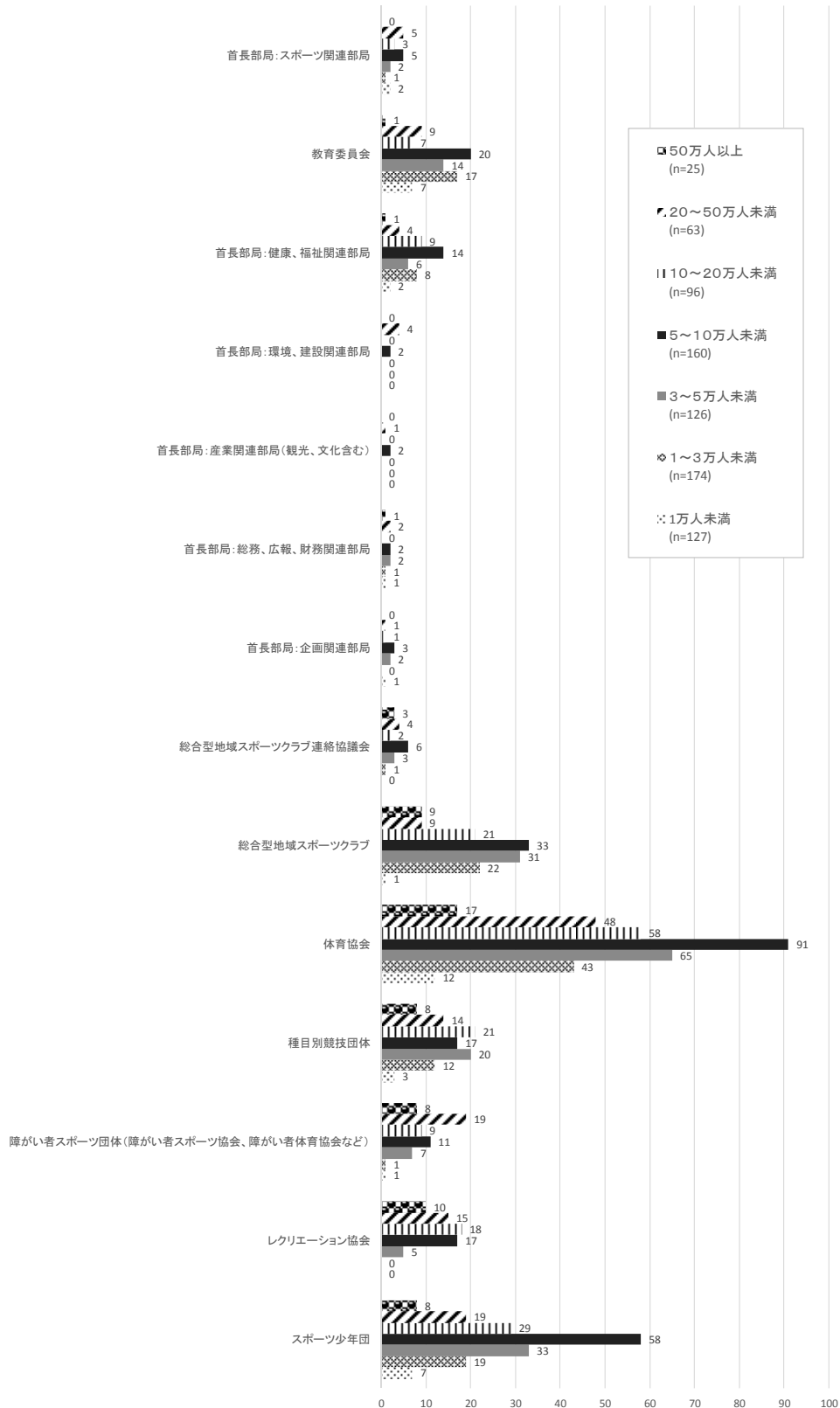
図表 28 市区町村におけるスポーツ推進審議会の委員構成（主管部局別）



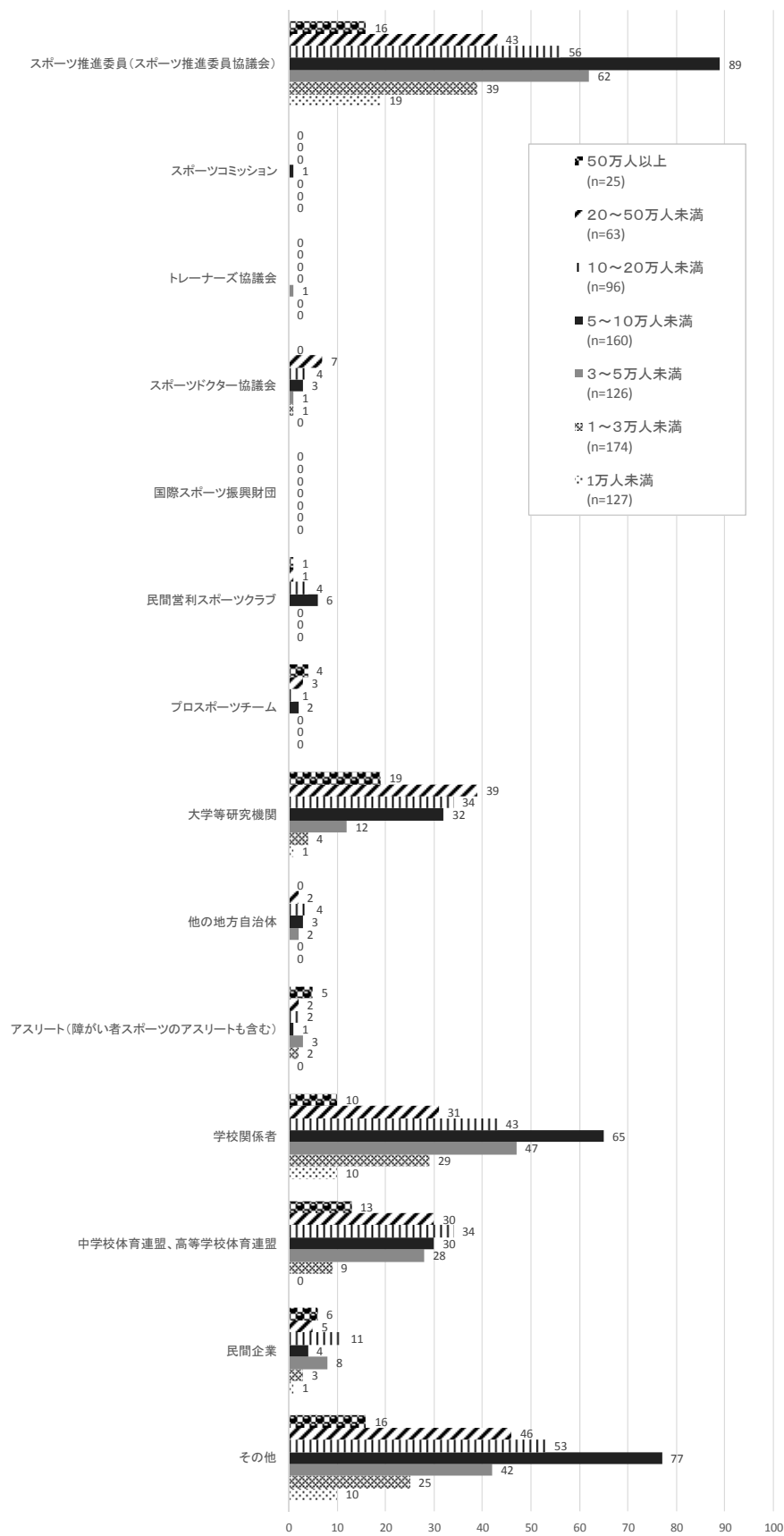
iii 人口規模別

人口規模別では、「体育協会」「スポーツ推進委員（スポーツ推進委員協議会）」、「学校関係者」からの者が委員となる傾向が強く、特に人口5～10万人未満にその傾向が強い。

図表 29 市区町村におけるスポーツ推進審議会の委員構成（人口規模別）その1



図表 30 市区町村におけるスポーツ推進審議会の委員構成（人口規模別）その2



(6) スポーツ政策に関する予算状況について

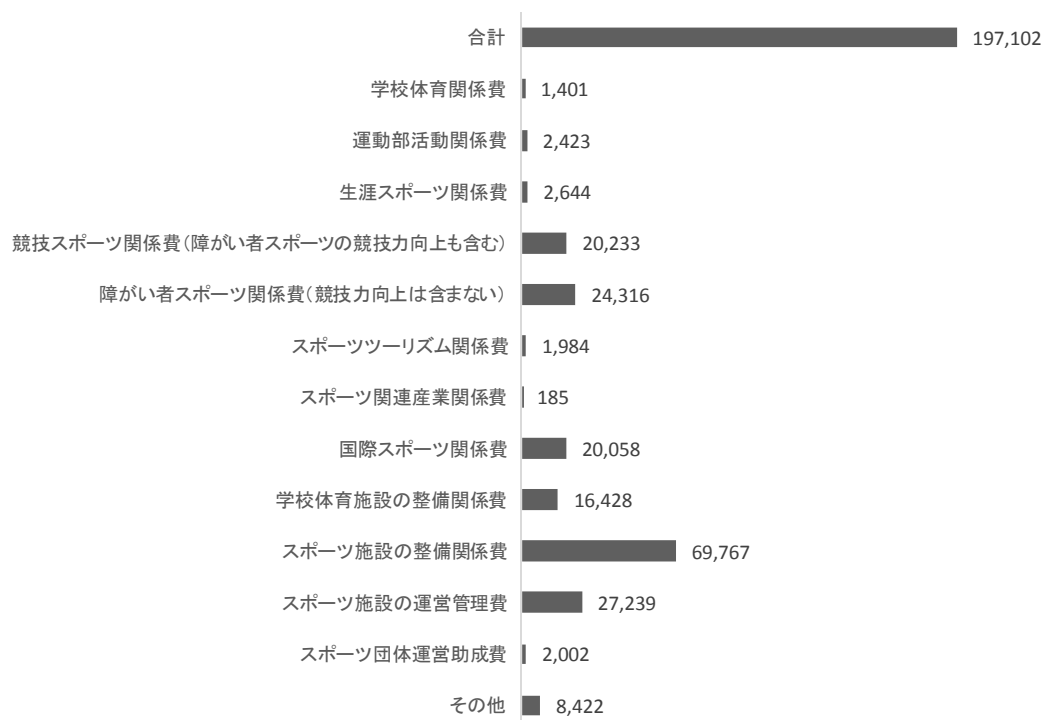
①都道府県

i 全体

都道府県におけるスポーツ政策に関する平成 28 年度の予算額は、以下に示すように「スポーツ施設の整備関係費」が多くなっている。

「学校体育関係費」1,401 百万円、「運動部活動関係費」2,423 百万円、「生涯スポーツ関係費」2,644 百万円、「競技スポーツ関係費」20,233 百万円、「障がい者スポーツ関係費」24,316 百万円、「スポーツツーリズム関係費」1,984 百万円、「スポーツ関連産業関係費」185 百万円、「国際スポーツ関係費」20,058 百万円、「学校体育施設の整備関係費」16,428 百万円、「スポーツ施設の整備関係費」69,767 百万円、「スポーツ施設の運営管理費」27,239 百万円、「スポーツ団体運営助成費」2,002 百万円となっている。

図表 31 予算額の総額(n=47)、(単位：百万円)

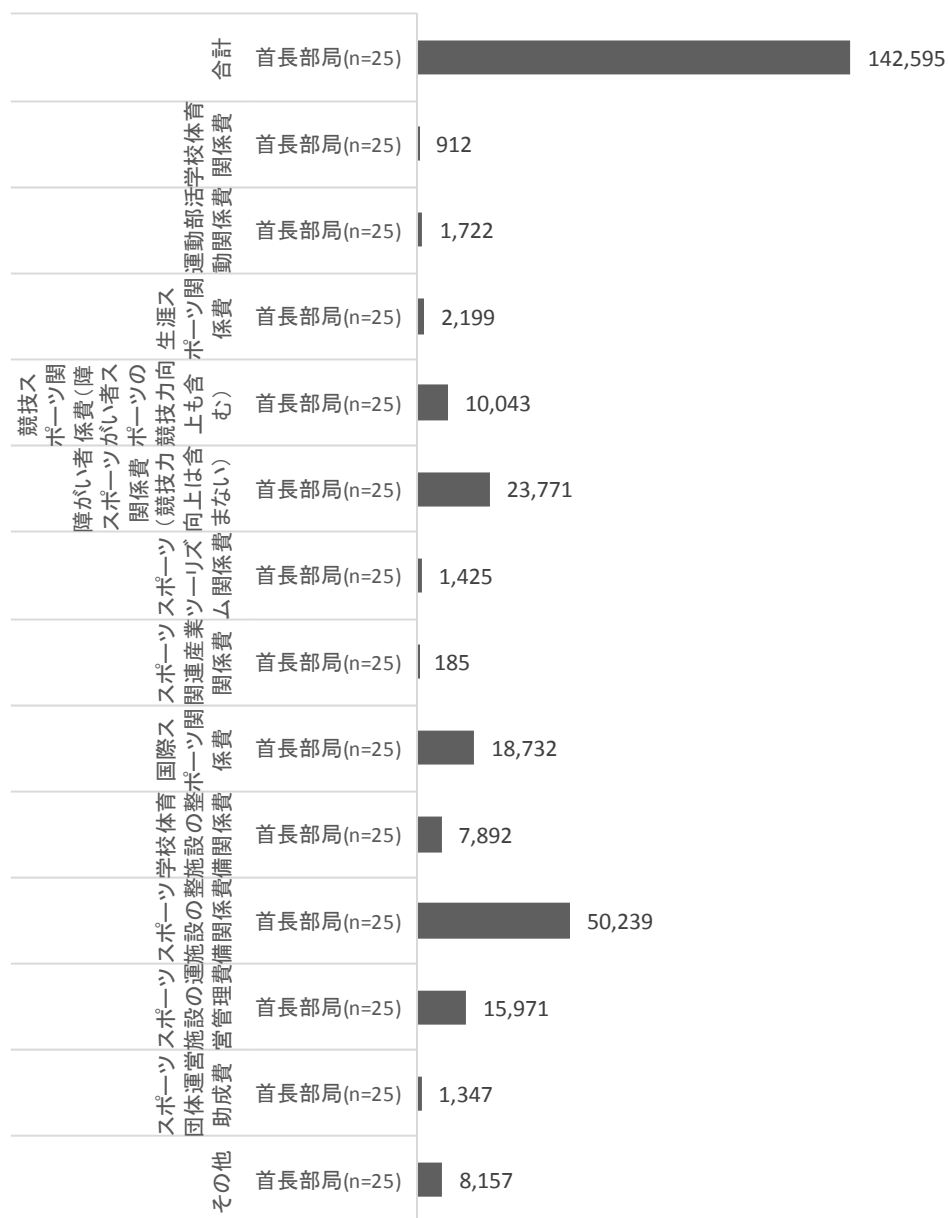


ii 主管部局別

【首長部局】

主管部局別に予算額を見ると、首長部局では「スポーツ施設の整備関係費」が多く、次いで「障がい者スポーツ関係費（競技力向上は含まない）」や「国際スポーツ関係費」となっている。

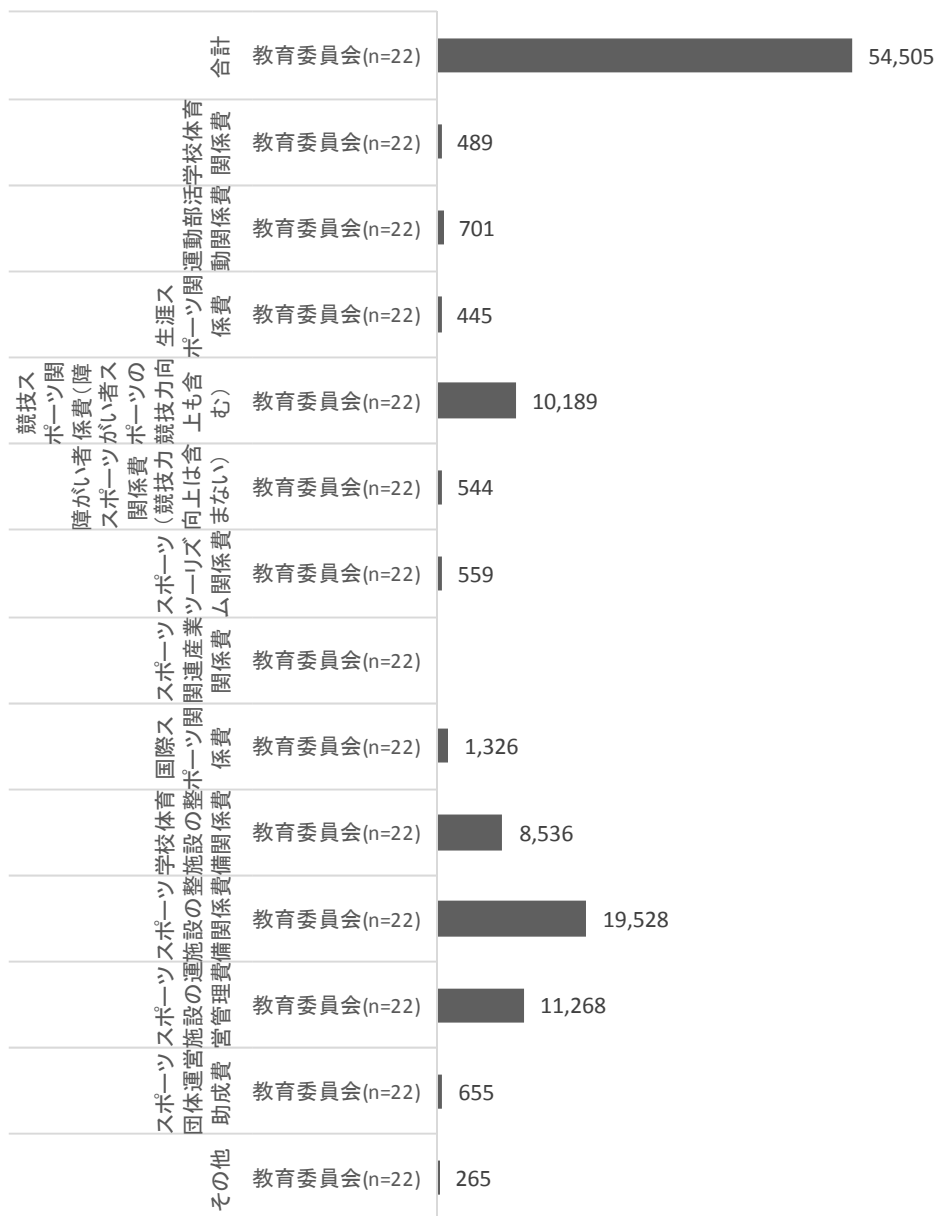
図表 32 首長部局の予算状況（単位：百万円）



【教育委員会】

同様に教育委員会では「スポーツ施設の整備関係費」が多く、次いで「スポーツ施設の運営管理費」や「障がい者スポーツ関係費（競技力向上は含む）」となっている。

図表 33 教育委員会の予算状況（単位：百万円）



【首長部局と教育委員会の比較】

以下は、首長部局と教育委員会両方について予算額を見たものであり、「スポーツ施設の整備関係費」「障がい者スポーツ関係費（競技力向上は含まない）」「国際スポーツ関係費」で、首長部局の予算額が教育委員会の予算額を大幅に上回っている。

図表 34 主管部局別予算額の総額（単位：百万円）

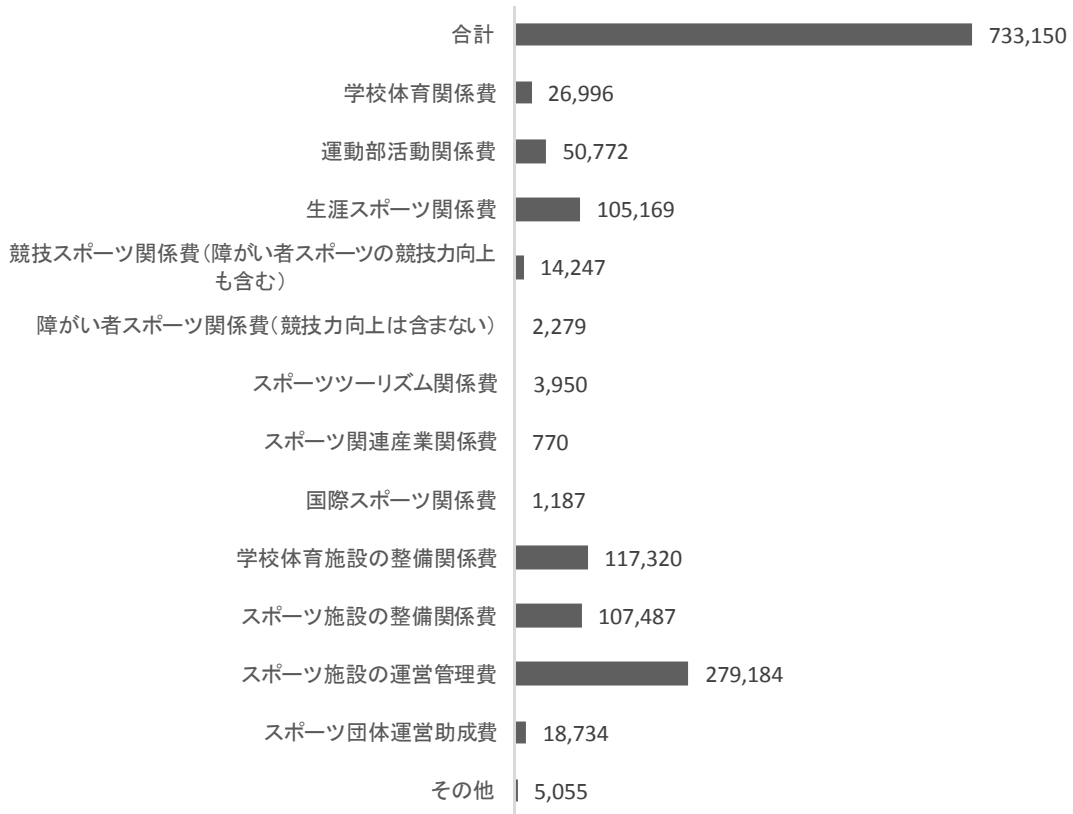
	合計	首長部局(n=25)	142,595
		教育委員会(n=22)	54,505
	学校体育関係費	首長部局(n=25)	912
		教育委員会(n=22)	489
	運動部活動関係費	首長部局(n=25)	1,722
		教育委員会(n=22)	701
	生涯スポーツ関係費	首長部局(n=25)	2,199
		教育委員会(n=22)	445
競技スポーツ関係費(障がい者スポーツの向上を含む)		首長部局(n=25)	10,043
		教育委員会(n=22)	10,189
障がい者スポーツ関係費(競技力向上は含まない)		首長部局(n=25)	23,771
		教育委員会(n=22)	544
スポーツツーリズム関係費		首長部局(n=25)	1,425
		教育委員会(n=22)	559
スポーツ関連産業関係費		首長部局(n=25)	185
		教育委員会(n=22)	
国際スポーツ関係費		首長部局(n=25)	18,732
		教育委員会(n=22)	1,326
学校体育施設の整備関係費		首長部局(n=25)	7,892
		教育委員会(n=22)	8,536
スポーツ施設の整備関係費		首長部局(n=25)	50,239
		教育委員会(n=22)	19,528
スポーツ施設の運営管理費		首長部局(n=25)	15,971
		教育委員会(n=22)	11,268
スポーツ団体の運営助成費		首長部局(n=25)	1,347
		教育委員会(n=22)	655
その他		首長部局(n=25)	8,157
		教育委員会(n=22)	265

②市区町村

i 全体

市区町村におけるスポーツ政策に関する平成 28 年度の予算額は、以下に示すように「スポーツ施設の整備関係費」及び「スポーツ施設の運営管理費」が多くなっている。

図表 35 予算額の総額(n=790)、(単位：百万円)

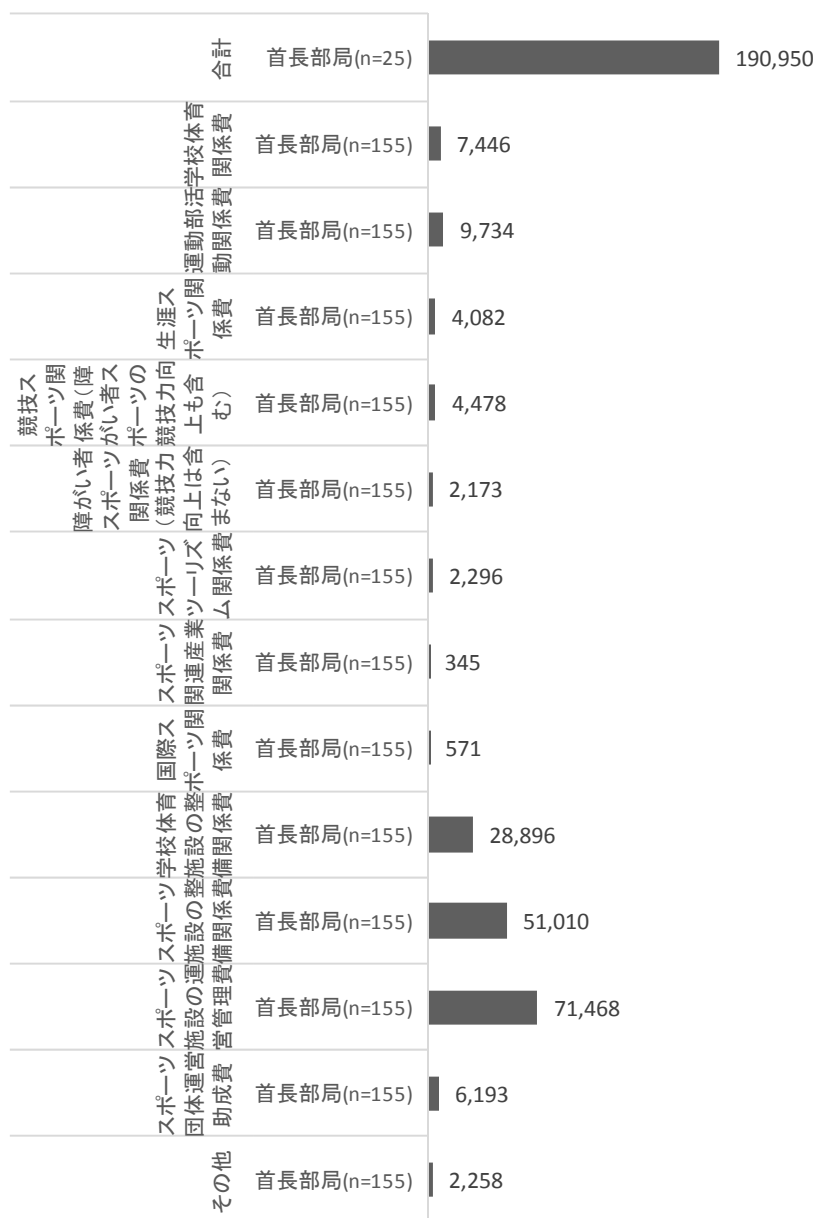


ii 主管部局別

【首長部局】

主管部局別に予算額を見ると、首長部局が主管部局となっている場合には「スポーツ施設の運営管理費」が多く、次いで「スポーツ施設の整備関係費」「学校体育施設の整備関係費」となっている。

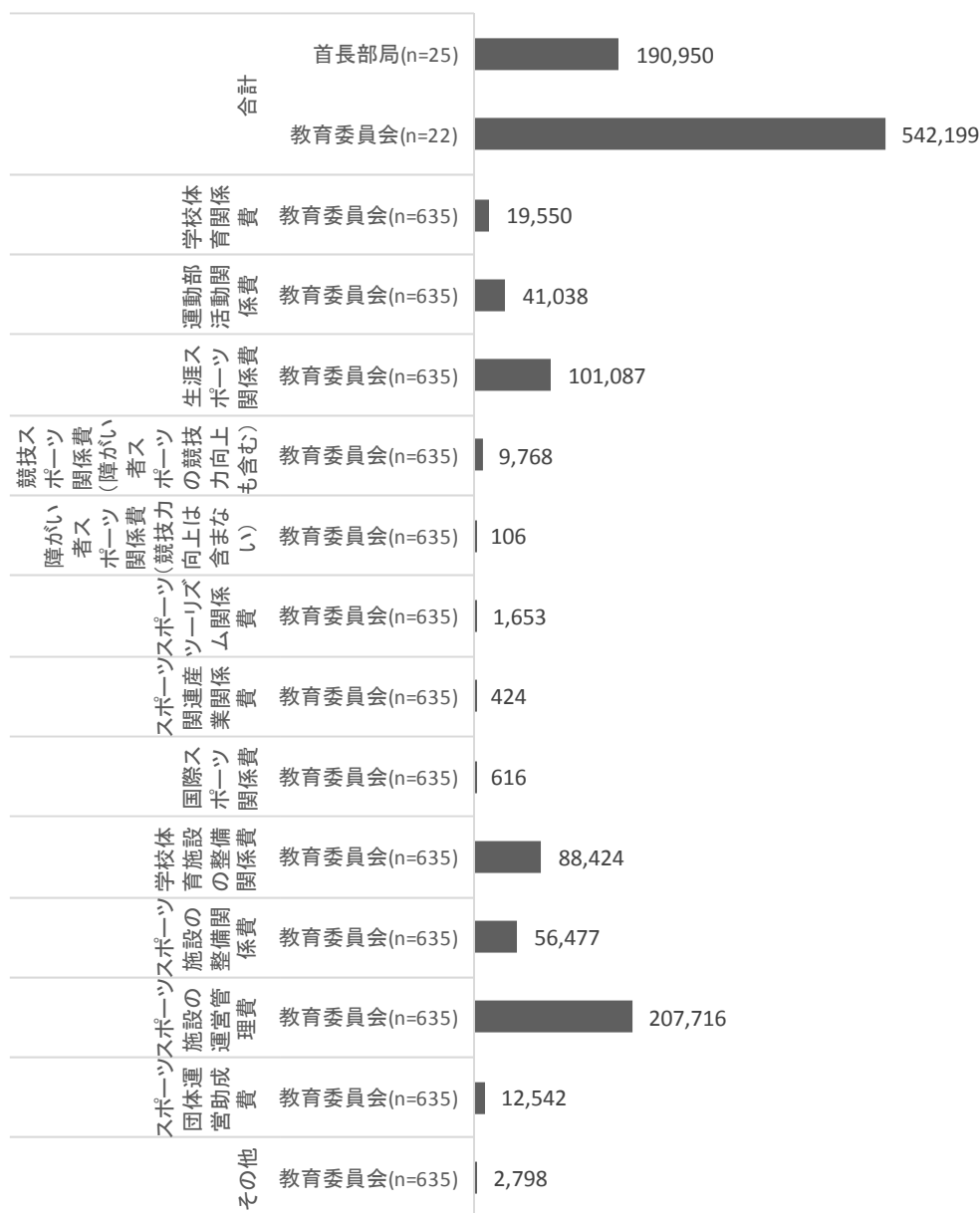
図表 36 首長部局の予算状況（単位：百万円）



【教育委員会】

同様に教育委員会が主管部局となっている場合では「スポーツ施設の運営管理費」が多く、次いで「生涯スポーツ関係費」や「学校体育施設の整備関係費」となっている。

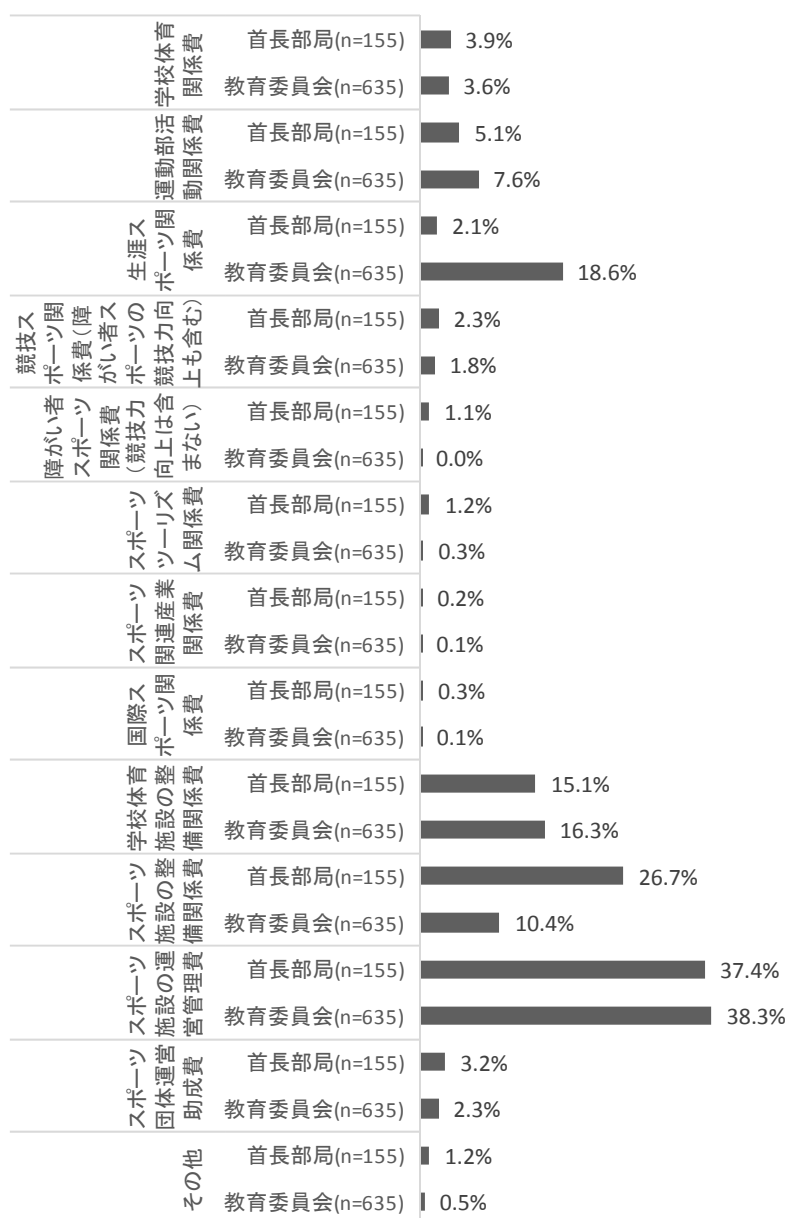
図表 37 教育委員会の予算状況（単位：百万円）



【首長部局と教育委員会の比較】

以下は、首長部局が主管部局である場合と教育委員会が主管部局である場合、両方について合計金額に対する割合を見たものであり、「生涯スポーツ関係費」では教育委員会が主管部局となっている場合の予算額が多く、「スポーツ施設の整備関係費」では、首長部局が主管部局となっている場合の予算額が多くなっている。

図表 38 主管部局別予算額の総額（単位：百万円）

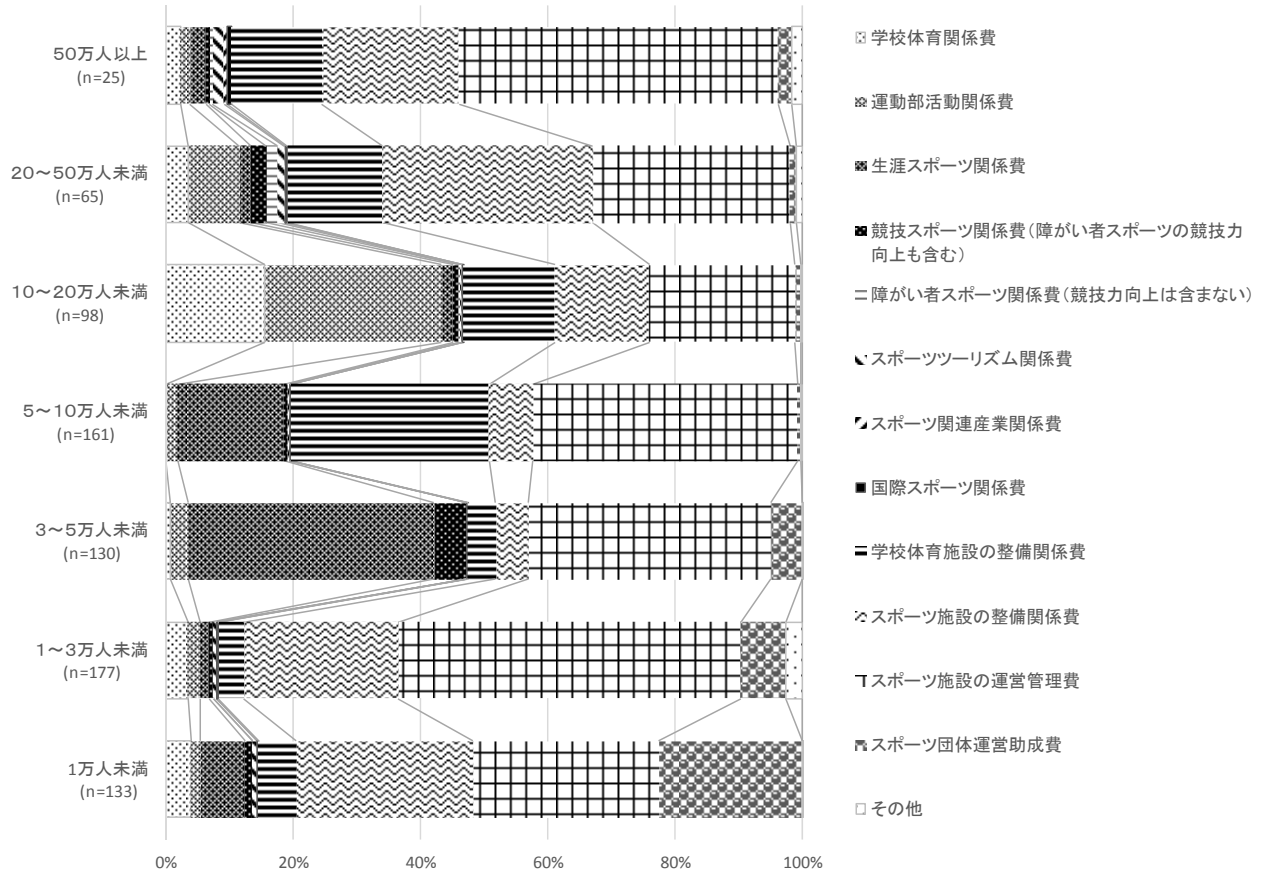


iii 人口規模別

人口規模全体を通して、「スポーツ施設の運営管理費」の割合が多くなっているが、人口規模「3～5万人未満」では、「生涯スポーツ関係費」の割合が多くなっており、「10～20万人未満」では運動部活動関係費が多くなっている。

人口規模が少なくなるにつれて、スポーツ団体運営助成費が増えている。

図表 39 人口規模別予算額の割合



③予算状況の合計と平均値

都道府県及び市区町村の予算状況の合計額と平均額を整理した。

都道府県の平均予算額は、4,194（百万円）であり、市区町村では、928（百万円）となっている。

図表 40 予算状況の合計と平均値

	(百万円)			
	都道府県 (n=45)		市区町村 (n=790)	
	計	平均	計	平均
学校体育関係費	1,401	30	26,996	34
運動部活動関係費	2,423	52	50,772	64
生涯スポーツ関係費	2,644	56	105,169	133
競技スポーツ関係費（障がい者スポーツの競技力向上も含む）	20,233	430	14,247	18
障がい者スポーツ関係費（競技力向上は含まない）	24,316	517	2,279	3
スポーツツーリズム関係費	1,984	42	3,950	5
スポーツ関連産業関係費	185	4	770	1
国際スポーツ関係費	20,058	427	1,187	2
学校体育施設の整備関係費	16,428	350	117,320	149
スポーツ施設の整備関係費	69,767	1,484	107,487	136
スポーツ施設の運営管理費	27,239	580	279,184	353
スポーツ団体運営助成費	2,002	43	18,734	24
その他	8,422	179	5,055	6
合計	197,102	4,194	733,150	928

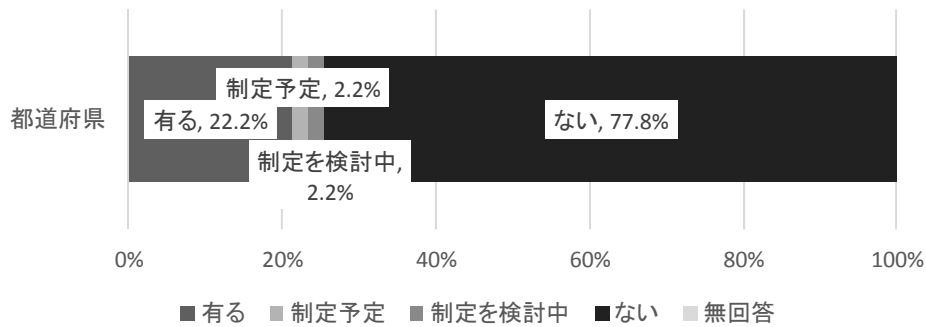
(7) スポーツ関連条例策定状況について

①都道府県

i 全体

都道府県では、10 地域（22.2%）がスポーツ関連条例を有るとしており、1 地域（2.2%）が制定予定、1 地域（2.2%）が検討中、35 地域（77.8%）が条例は無いとなっている。

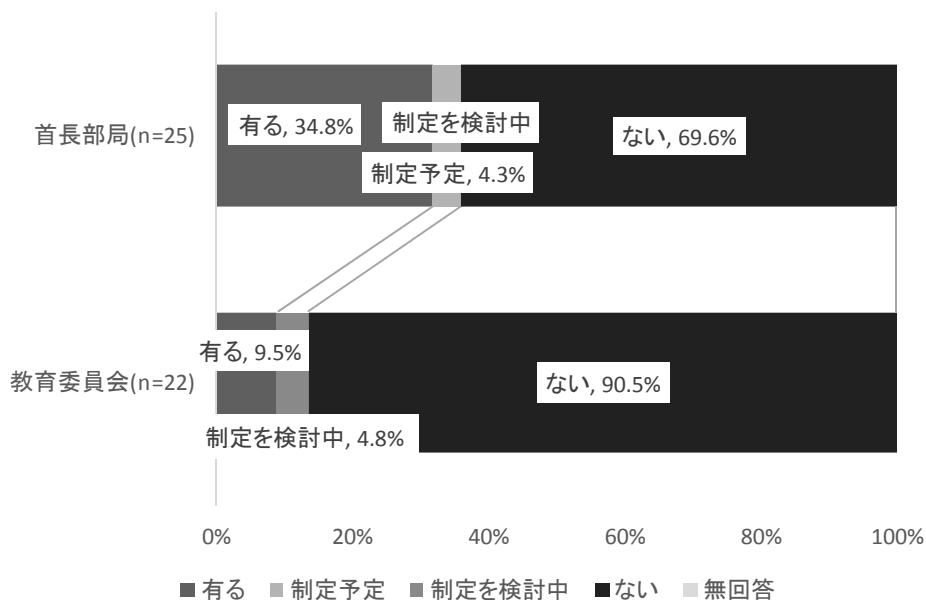
図表 41 スポーツ政策に特化した条例の有無 (n=47)



ii 主管部局別

首長部局では 8 地域（34.8%）が有り、16 地域（69.6%）がない、また、教育委員会では 2 地域（9.5%）が有り、19 地域（90.5%）がないとなっている。

図表 42 スポーツ政策に特化した条例の有無 (n=47)

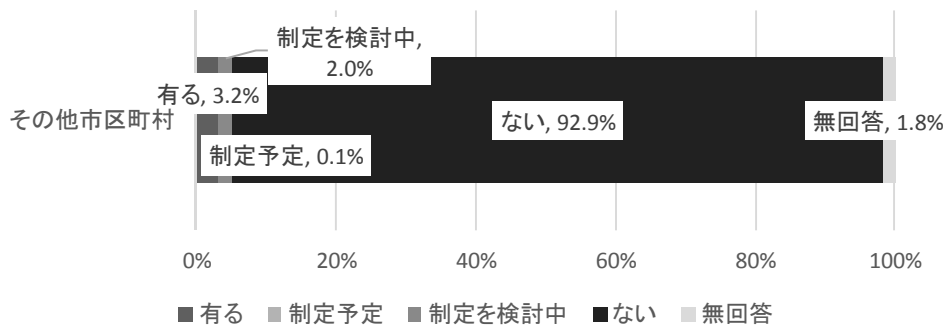


②市区町村

i 全体

市区町村では、25 地域（3.2%）がスポーツ関連条例があり、1 地域（0.1%）が策定予定（2017 年 4 月）、検討中が 16 地域（2.0%）、734 地域（92.9%）が条例はないとなっている。

図表 43 スポーツ政策に特化した条例の有無 (n=790)

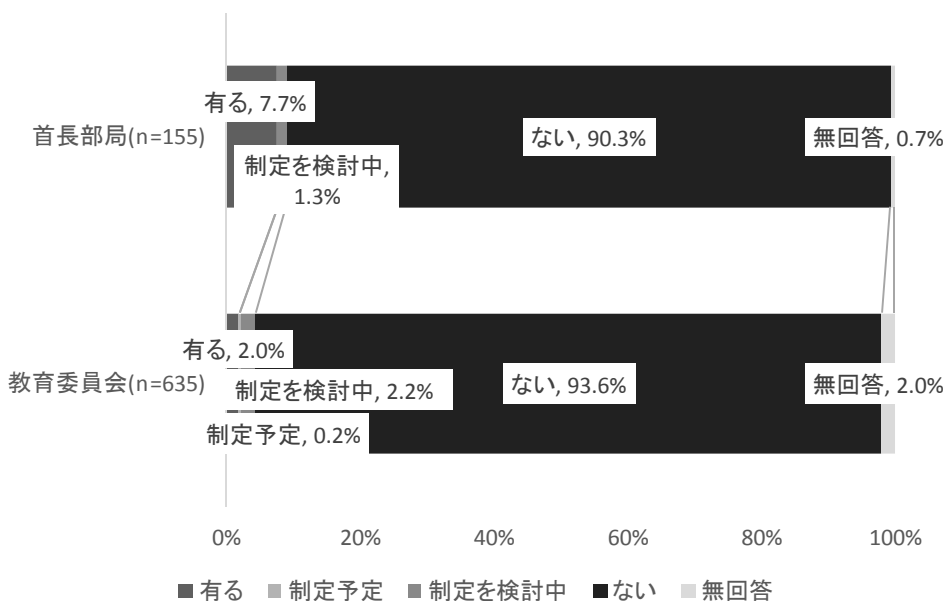


ii 主管部局別

首長部局では 12 地域（7.7%）がスポーツ関連条例があり、2 地域（1.3%）が制定を検討中、140 地域（91.0%）が条例はないとなっている。

教育委員会では 13 地域（2.0%）がスポーツ関連条例があり、1 地域（0.2%）が制定予定、14 地域（2.2%）が検討中、593 地域（93.6%）が条例はないとなっている。

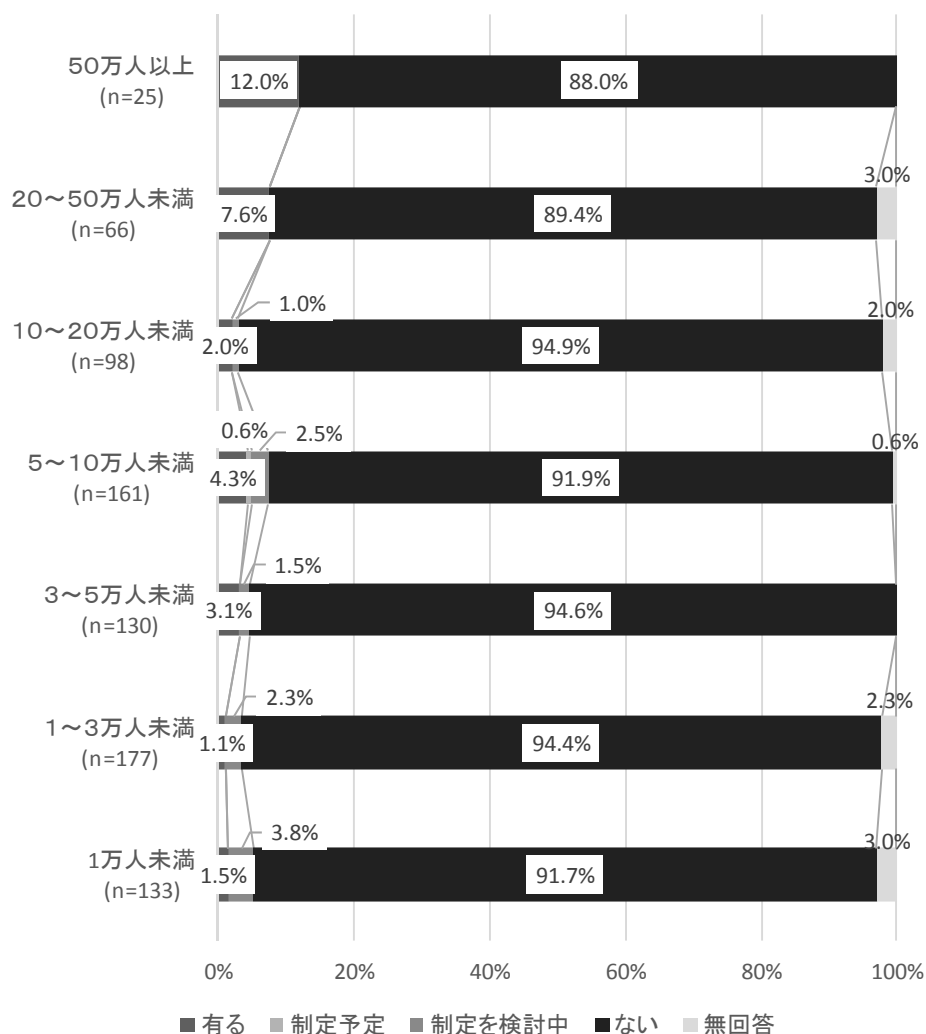
図表 44 スポーツ政策に特化した条例の有無 (主管部局別)



iii 人口規模別

スポーツ政策に関する条例の策定状況を人口規模別にみると、わずかであるが人口規模が大きくなるほど計画を策定している割合が大きくなる傾向にある。

図表 45 スポーツ政策に特化した条例の有無(人口規模別) (n=790)



(8) 自治体全体の基本構想等へのスポーツに関する内容の盛り込み状況

①都道府県

i 全体

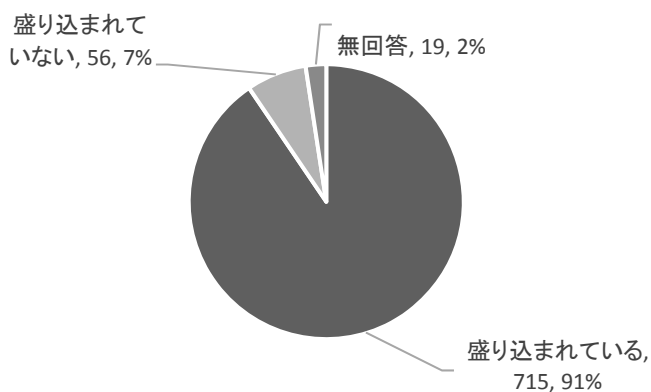
都道府県では、自治体全体の基本構想等にスポーツに関する内容が盛り込まれているとしているのは45地域（首長部局23地域、教育委員会22地域）であり、盛り込まれていないのは1地域（首長部局）となっている。

②市区町村

i 全体

市区町村では、715地域が盛り込まれているとしている。

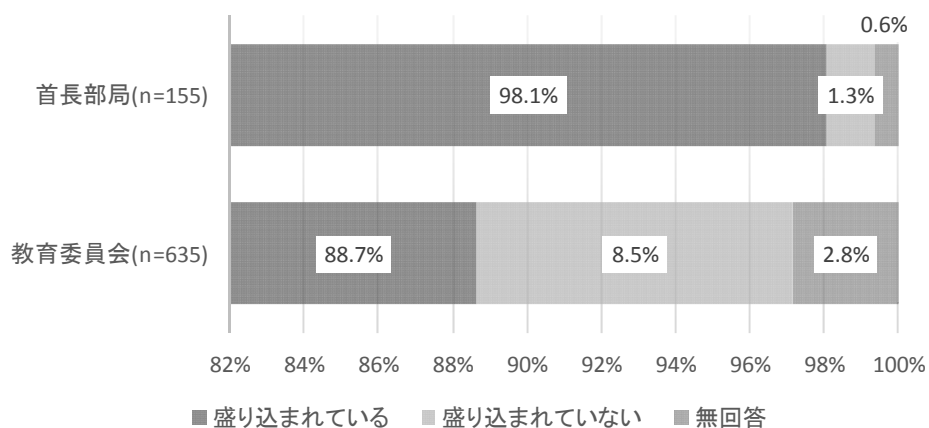
図表 46 基本構想等へのスポーツに関する内容の盛り込み状況 (n=790)



ii 主管部局別策定状況

首長部局では盛り込まれているが152地域(98.1%)、教育委員会では盛り込まれているが563地域(88.7%)となっている。

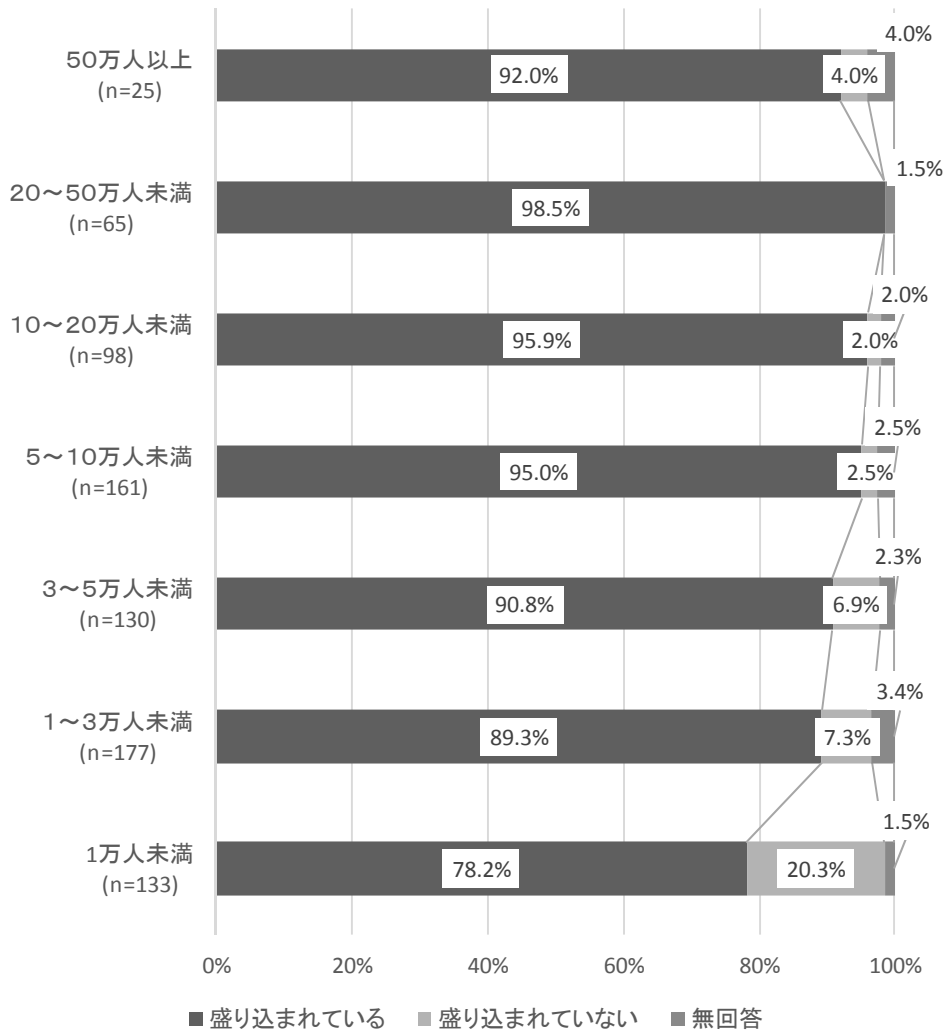
図表 47 基本構想等へのスポーツに関する内容の盛り込み状況



iii 人口規模別

市区町村について人口規模別スポーツに関する内容の盛り込み状況を見ると、わずかであるが人口規模が大きくなるほど盛り込まれている割合が大きくなっているが、50万人以上の市区町村では違った傾向を示している。

図表 48 スポーツの盛り込み状況



(9) スポーツ推進計画の策定状況

①都道府県

i 全体

都道府県では、43 地域が「スポーツ推進計画」を策定しており、策定していないのは4 地域となっている。

ii 主管部局別策定状況

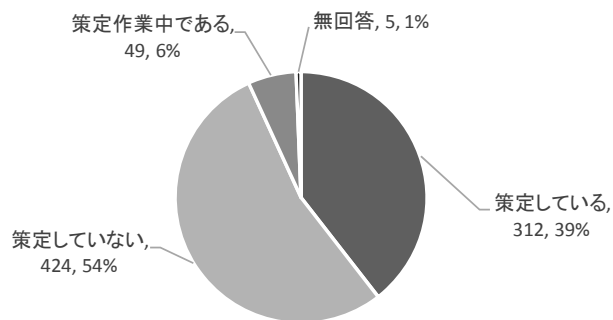
首長部局では25 地域が策定しており、教育委員会では18 地域が策定している。

②市区町村

i 全体

市区町村では、312 地域が「スポーツ推進計画」を策定しており、策定していないのは424 地域、策定作業中が49 地域となっている。

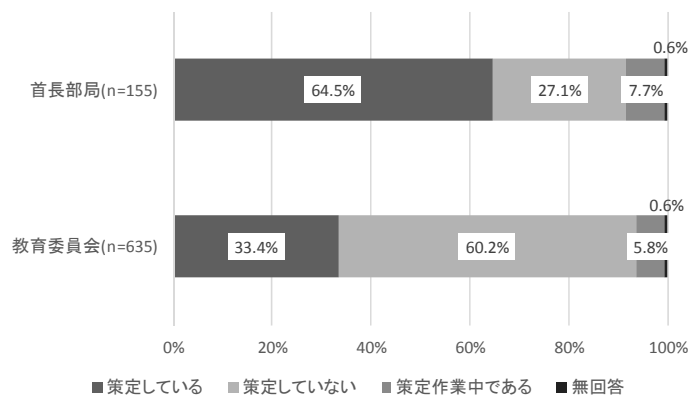
図表 49 スポーツ推進計画の策定状況(n=790)



ii 主管部局別策定状況

首長部局では策定している地域が64.5% (100 地域)と多くなっており、教育委員会では策定していない地域が60.3% (382 地域)となっている。

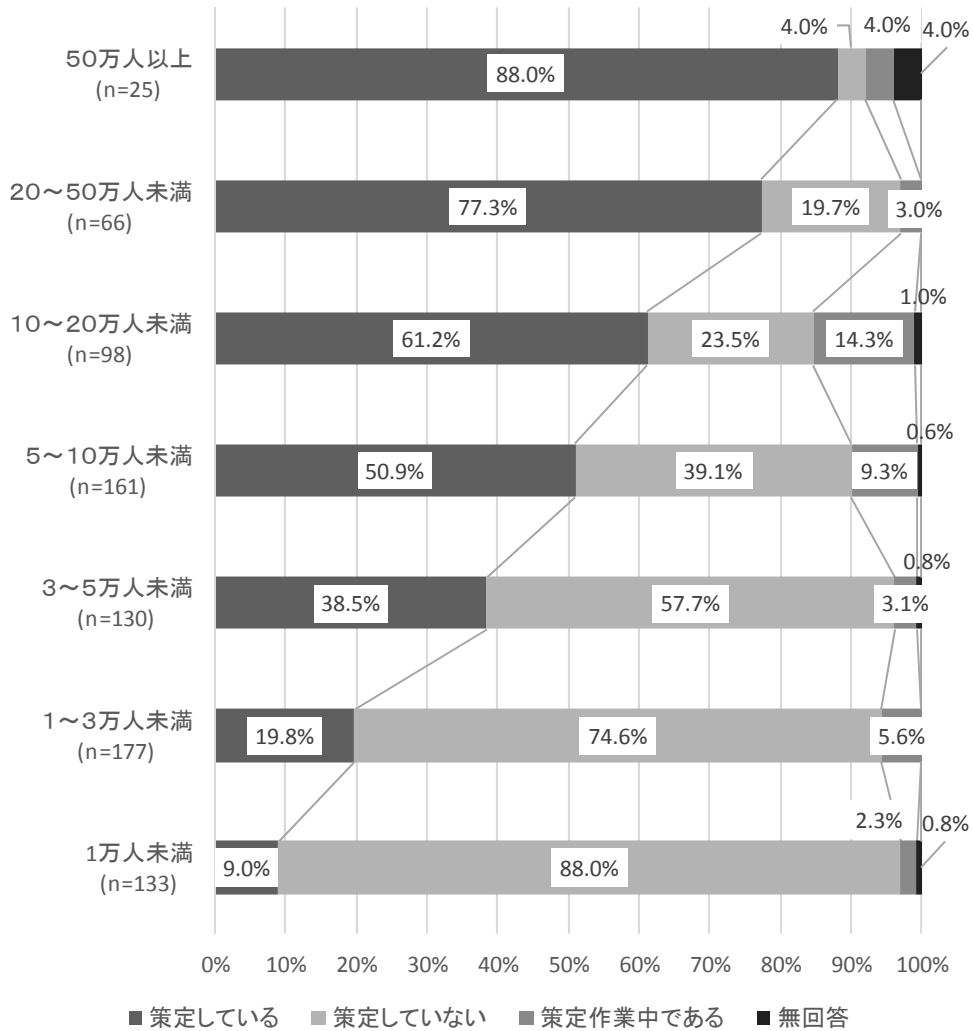
図表 50 スポーツ推進計画の策定状況



iii 人口規模別

市区町村について人口規模別にスポーツ推進計画の策定状況を見ると、人口規模が大きくなるほど策定している割合が大きくなっている。

図表 51 スポーツ推進計画の策定状況



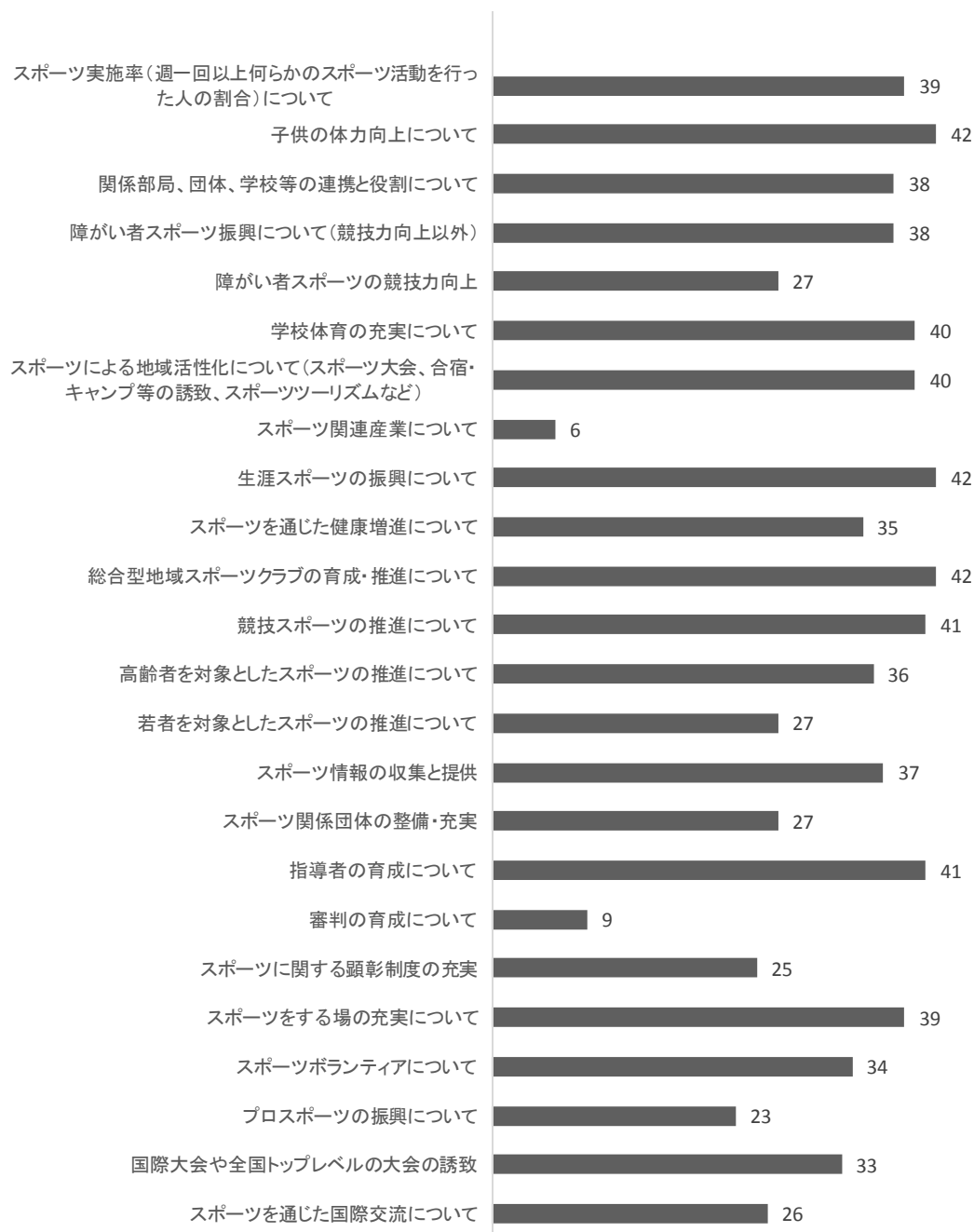
(10) スポーツ推進計画に含まれている内容

①都道府県

i 全体

都道府県では、スポーツ推進計画に含まれている項目として、「子供の体力向上」「生涯スポーツの振興」「総合型地域スポーツクラブの育成推進」「指導者の育成」等が多くなっている。

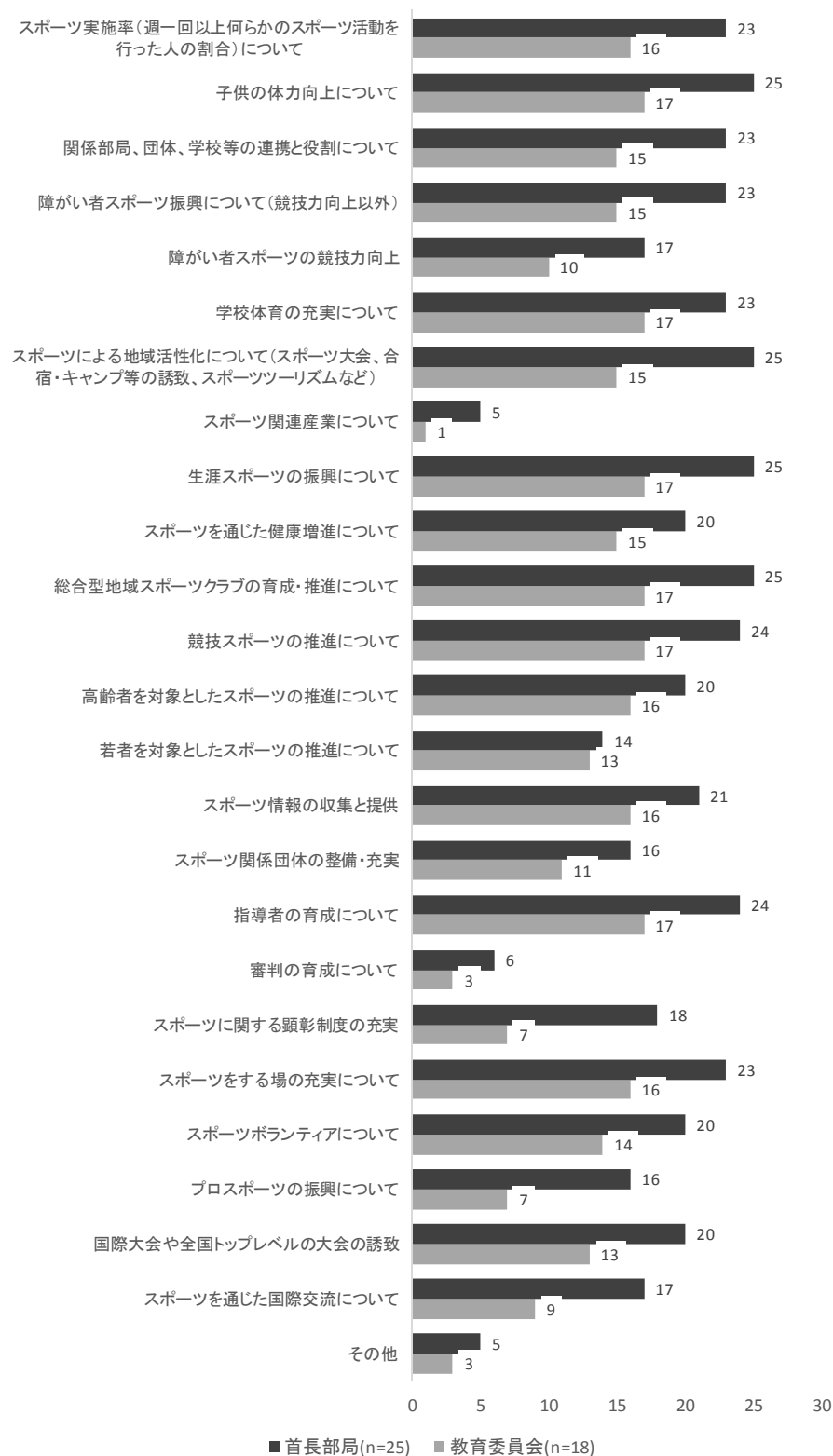
図表 52 スポーツ推進計画に含まれている項目 (n=43)



ii 主管部局別策定状況

主管部局別策定状況は以下のとおりである。

図表 53 主管部局別スポーツ推進計画に含まれている項目



【その他】

その他の事項は以下のようになっている。

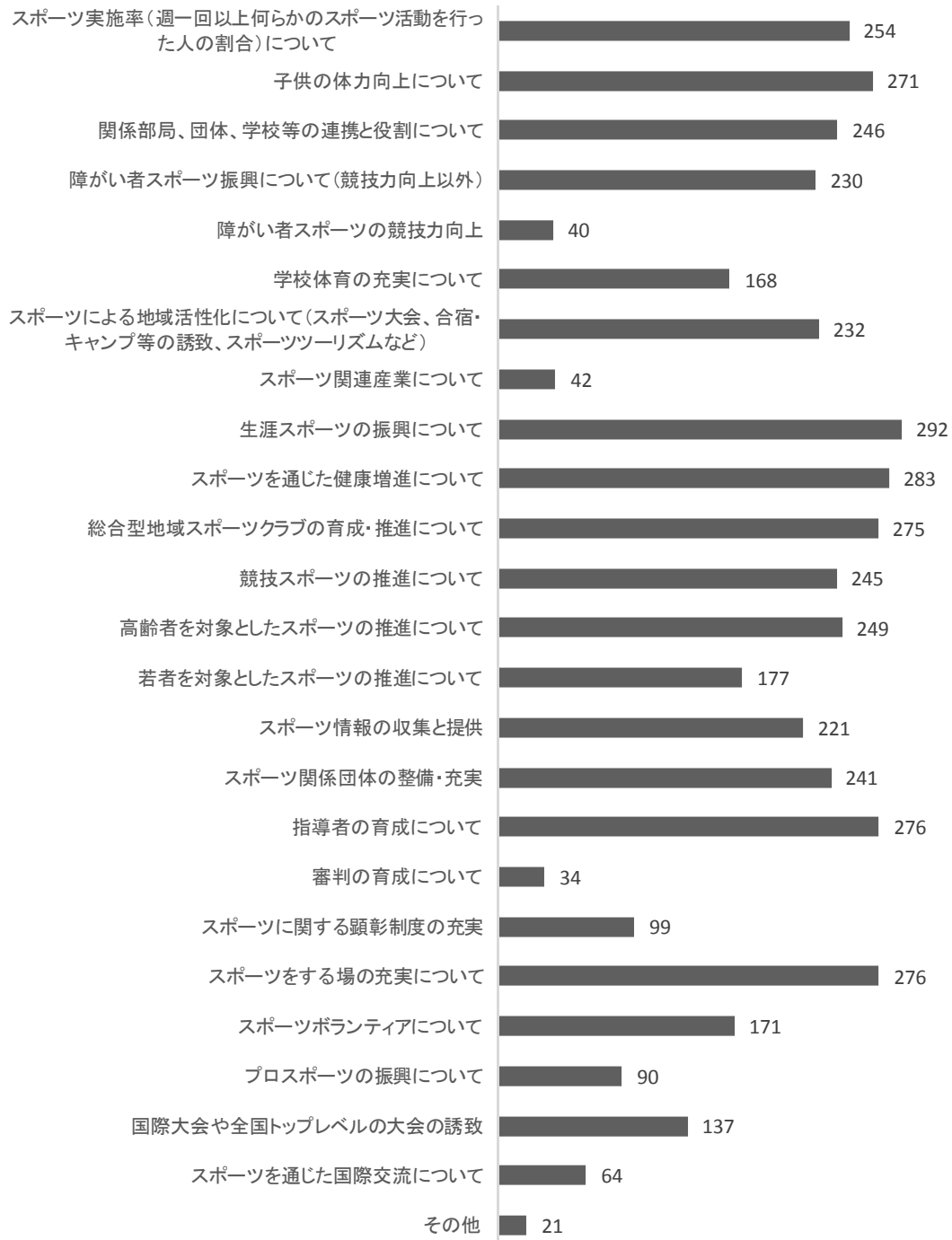
- ・ドーピング防止と健全なスポーツ社会の実現。
- ・東日本大震災・原子力災害に伴う対応。
- ・スポーツ観戦、スポーツを通じた復興支援、スポーツを通じた社会貢献（チャリティ）等。
- ・学校体育施設の開放、社会体育施設の適正管理。
- ・スポーツ施設の再整備と有効活用について。

②市区町村

i 全体

市区町村では、スポーツ推進計画に含まれている項目として、「生涯スポーツの振興」「スポーツを通じた健康増進」等が多くなっている。

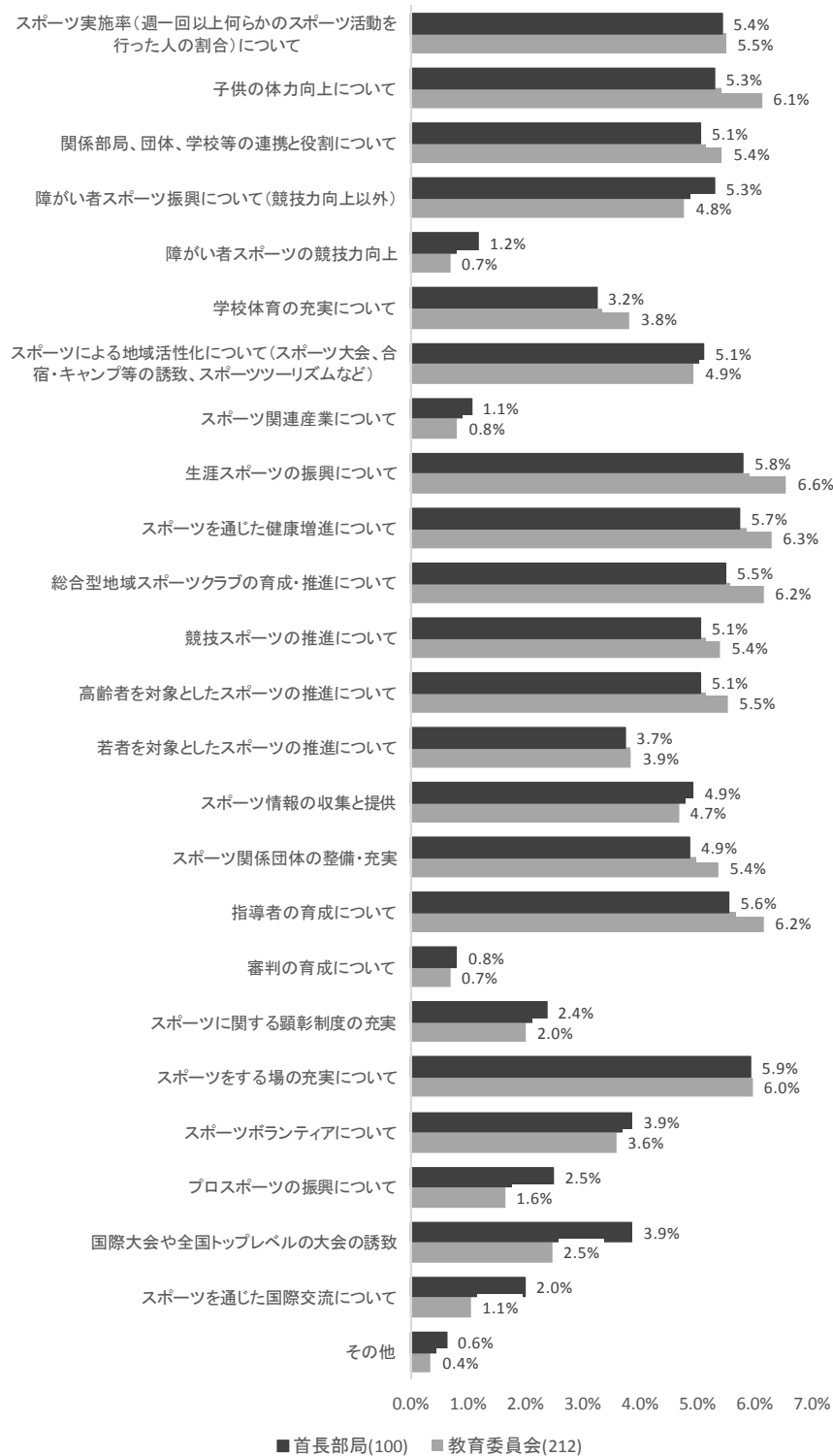
図表 54 スポーツ推進計画に含まれている項目 (n=312)



ii 主管部局別策定状況

主管部局別策定状況は以下のとおりである。

図表 55 スポーツ推進計画に含まれている項目



【その他】

その他の事項は以下のようになっている。

- ・スポーツをする機会の充実について。
- ・スポーツを通じた地域間交流。
- ・働く世代向けのプログラムの提供。
- ・スポーツ医科学支援体制の充実。
- ・性別や年齢を問わず全ての市民を対象としたスポーツの推進について。
- ・親子参加型講座の実施、幼児期・少年期を対象とした運動講座の推進。
- ・サッカーを活かしたまちづくり、女性のスポーツ活動の推進。
- ・スポーツ施設利用状況について、地域スポーツ教室開催事業について。
- ・女性のスポーツ活動の充実、スポーツ施設の効率的な管理の推進。
- ・オリパラムーブメントの推進、地域特性（豊かな水辺）を生かしたスポーツ振興。
- ・企業の役割である社会貢献としてのスポーツ活動の参加、スポーツ施設の地域開放。
- ・スポーツ・レクリエーション施設の充実。
- ・スポーツ情報発信の強化。

(11) スポーツ推進計画を策定していない理由

①都道府県

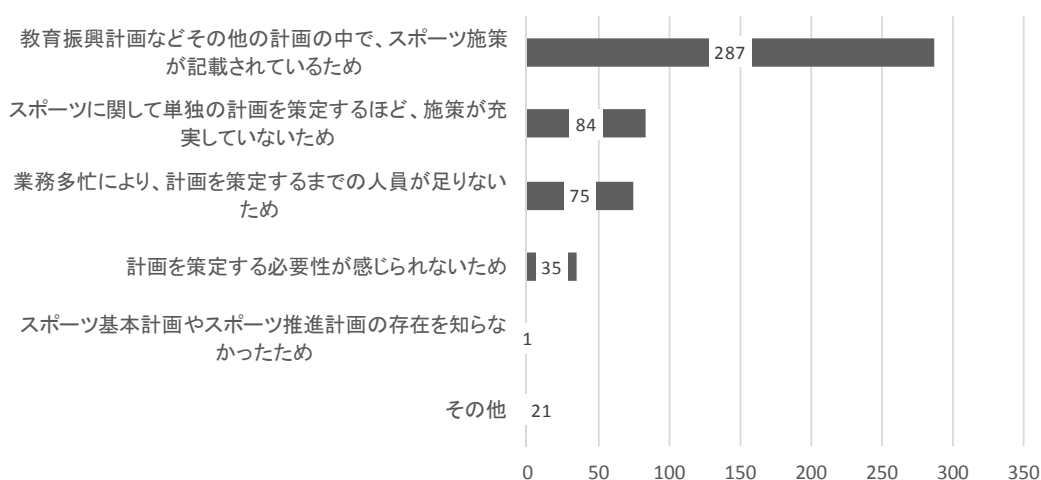
都道府県では、「策定していない」という回答は4地域であり、その理由としては「教育振興計画などその他の計画の中で、スポーツ施策が記載されているため」となっている。

②市区町村

i 全体

市区町村では、「策定していない」という回答は424地域であり、その理由として「教育振興計画などその他の計画の中で、スポーツ施策が記載されているため」が多くなっている。

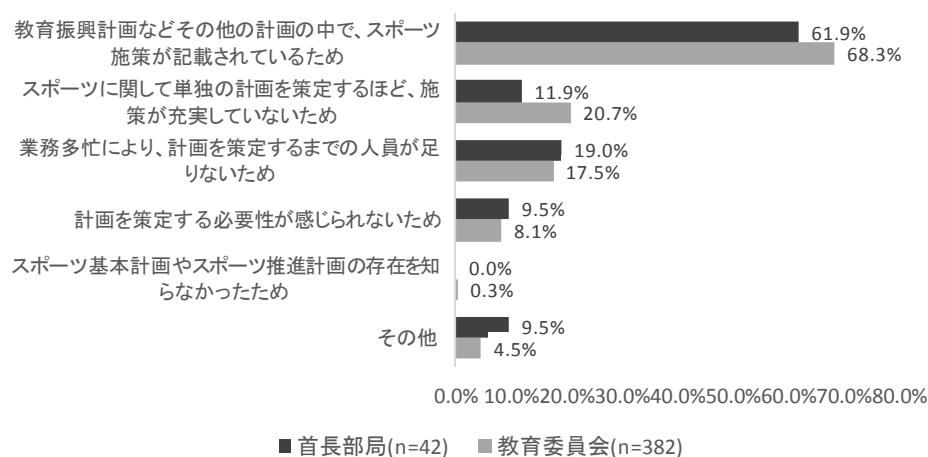
図表 56 策定していない理由 (n=424)



ii 主管部局別策定状況

主管部局別では、首長部局が主管部局である場合も教育委員会が主管部局である場合も、策定していない理由として、「教育振興計画などその他の計画の中で、スポーツ施策が記載されているため」が多くなっている。

図表 57 主管部局別策定していない理由



【その他】

その他の理由は以下のとおりである。

- ・総合計画書でスポーツ振興を位置付けているため。
- ・スポーツ環境整備方針を策定しているため。

(12) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツの一層の振興を図るための施策

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした、スポーツの一層の振興を図るための施策の状況は以下のとおりである。

①都道府県

i 全体

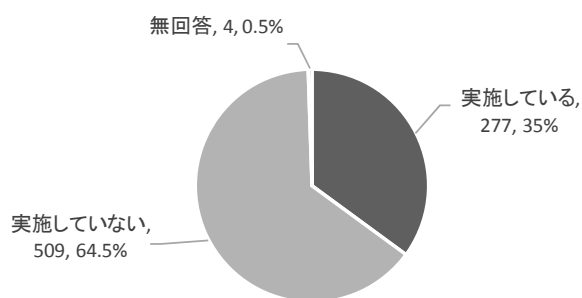
都道府県では、45地域でスポーツの一層の振興を図るための施策を実施しており、2地域で実施していない。

②市区町村

i 全体

市区町村では、277地域で実施しており、509地域は実施していない。

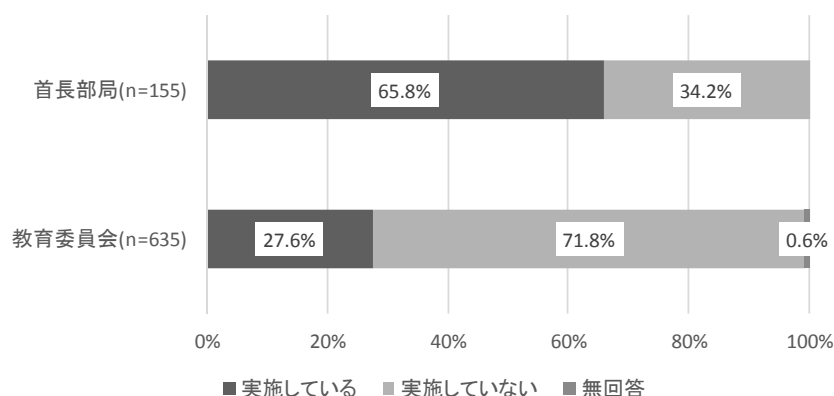
図表 58 施策の実施状況 (n=790)



ii 主管部局別

スポーツの一層の振興を図るための施策について、首長部局では65.8%が実施しているとしており、教育委員会では、27.6%が実施しているとしている。

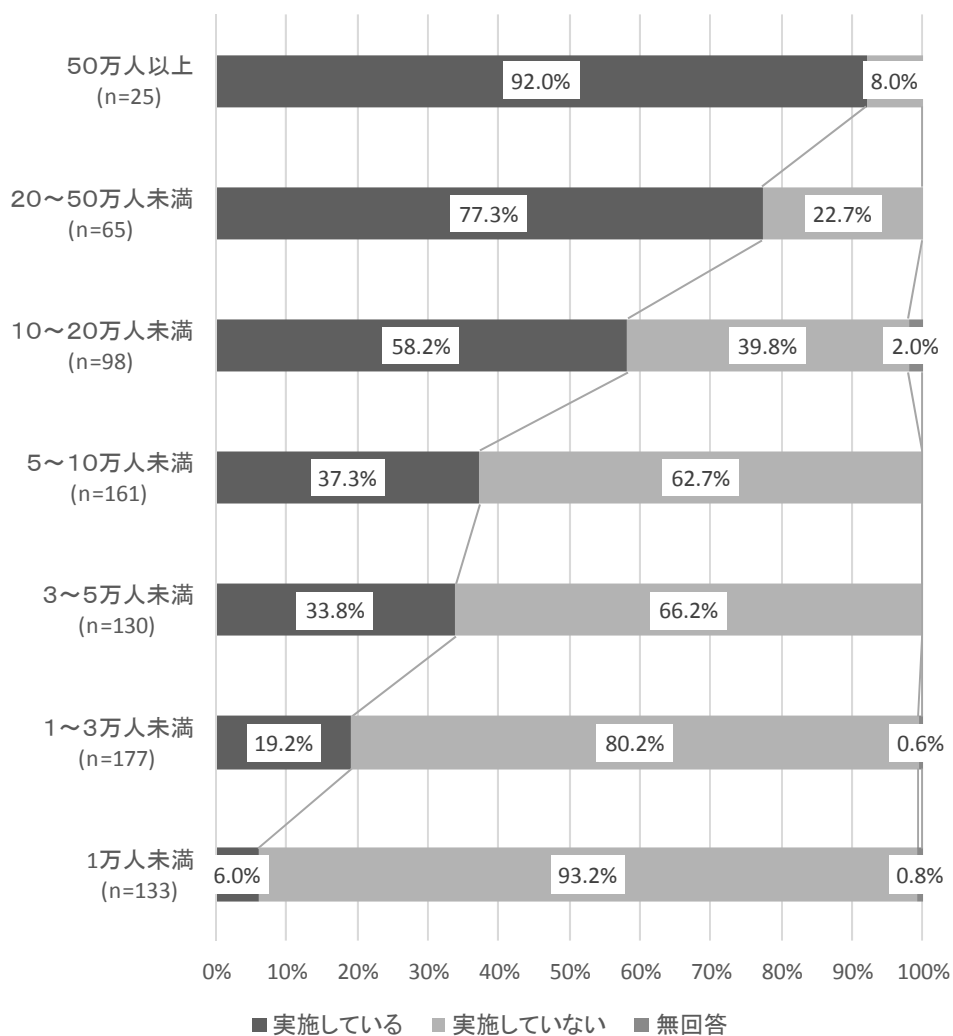
図表 59 主管部局別



iii 人口規模別

市区町村について人口規模別にスポーツの一層の振興を図るための実施状況を見ると、人口規模が大きくなるほど策定している割合が大きくなっている。

図表 60 人口規模別スポーツの一層の振興を図るための実施状況



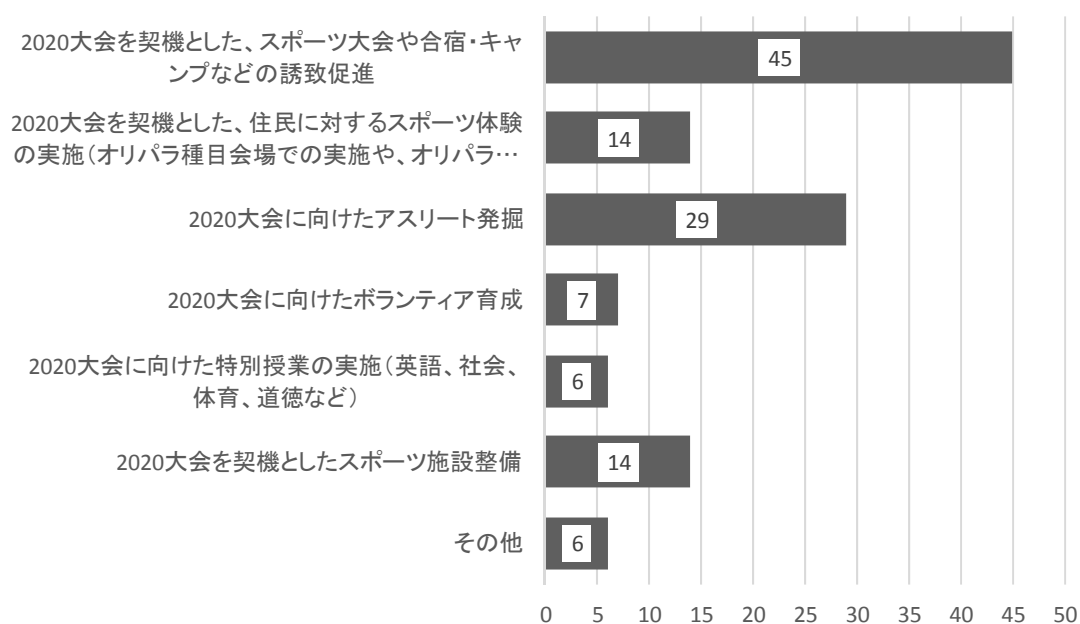
(13) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツの一層の振興施策の内容

①都道府県

i 全体

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした、スポーツの一層の振興施策の内容について見ると、都道府県では「2020大会を契機とした、スポーツ大会や合宿・キャンプなどの誘致促進」という回答が多く、次いで「2020大会に向けたアスリート発掘」となっている。

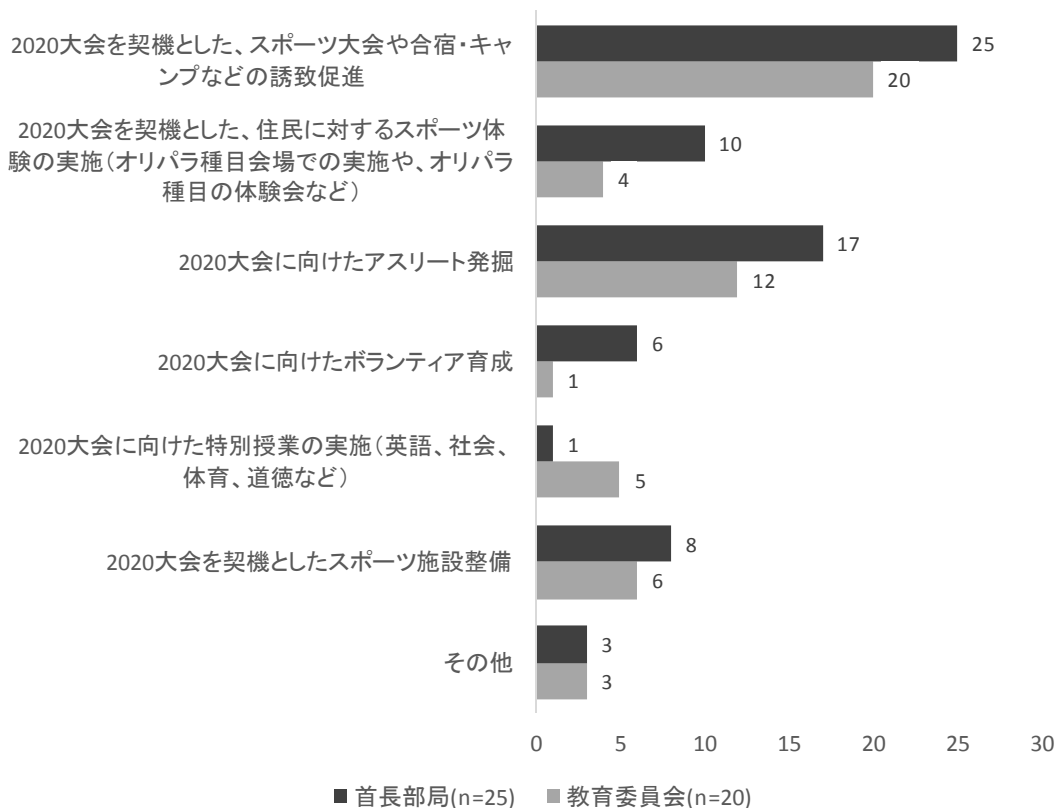
図表 61 スポーツの一層の振興施策の内容 (n=45)



ii 主管部局別

主管部局別は以下のとおりである。

図表 62 主管部局別スポーツの一層の振興施策の内容



【その他】

その他の施策は以下のとおりである。

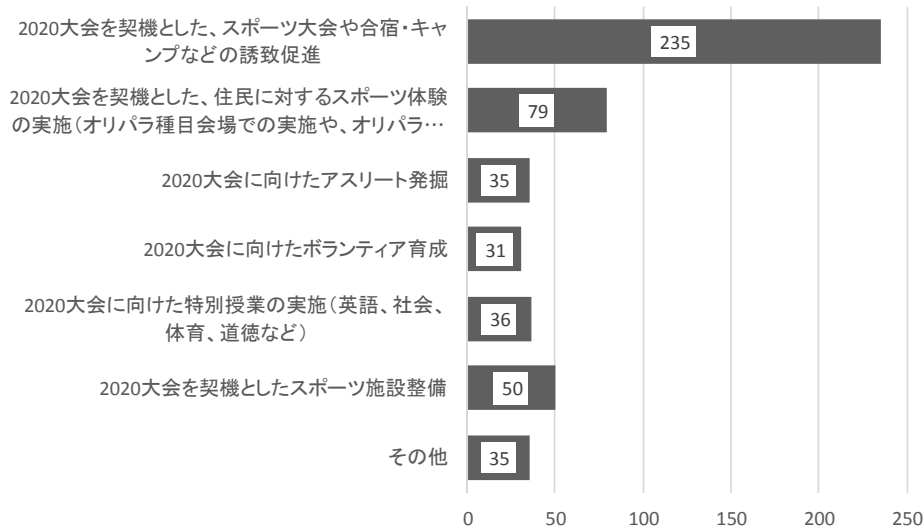
- ・機運醸成を図るシンポジウム（オリンピックやパラリンピアンによる講演等）。
- ・オリンピック・パラリンピック出場を目指す選手の活動支援。
- ・国際交流の促進。

②市区町村

i 全体

市区町村でも都道府県と同様に、「2020大会を契機とした、スポーツ大会や合宿・キャンプなどの誘致促進」という回答が多くなっている。

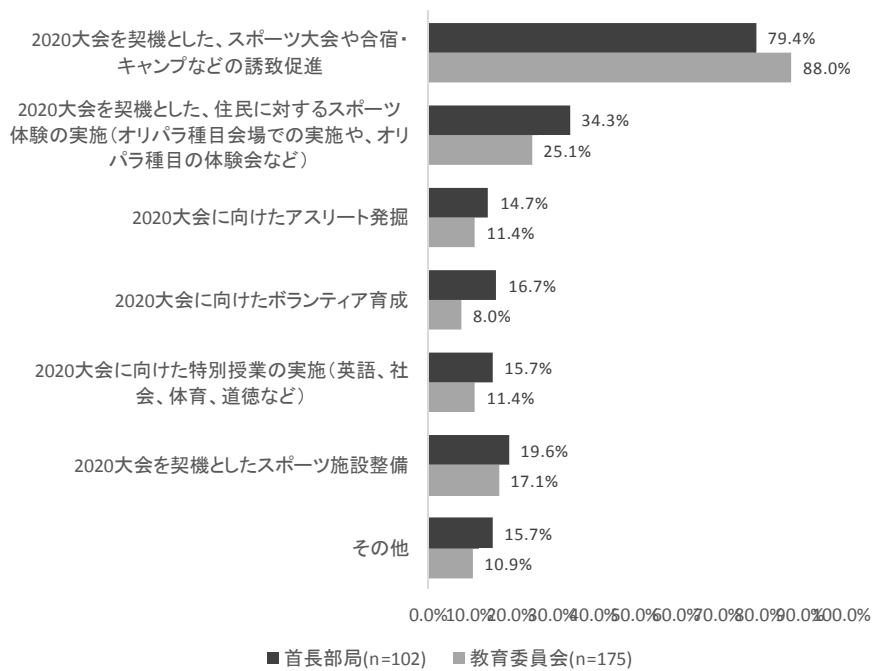
図表 63 施策の実施内容 (n=277)



ii 主管部局別

主管部局別では、「2020大会を契機とした、スポーツ大会や合宿・キャンプなどの誘致促進」という回答が多くなっており、首長部局が主管部局である場合のほうが割合が多い。

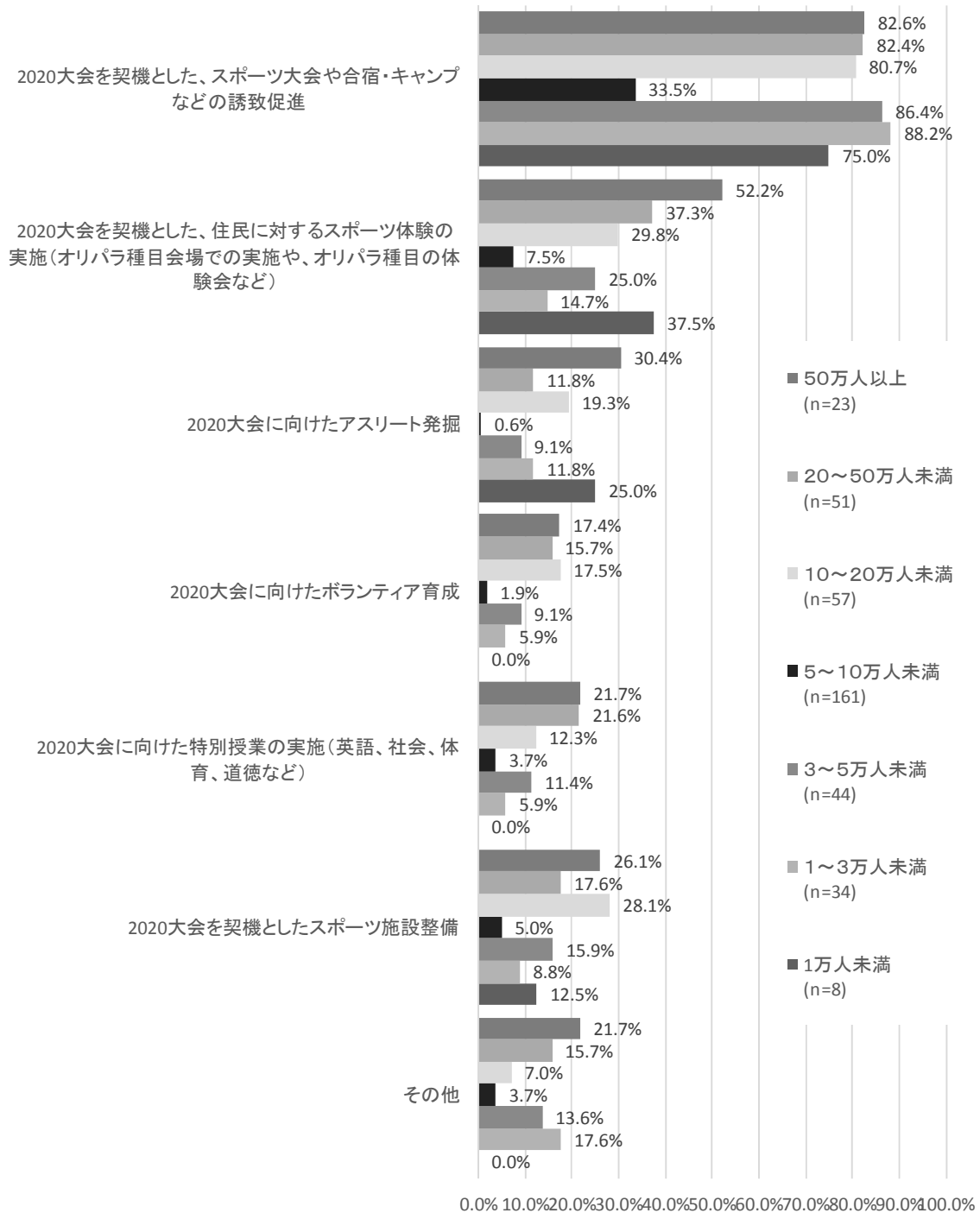
図表 64 主管部局別施策の実施内容



iii 人口規模別

人口規模別では、ほとんどの人口規模で「2020大会を契機とした、スポーツ大会や合宿・キャンプなどの誘致促進」が多く見られる。総じて人口5～10万人未満の市区町村が他の人口規模よりも少ない傾向が見られる。

図表 65 人口規模別施策の実施内容



【その他】

その他の実施内容は以下のとおりである。

- ・2020大会を契機とした他市町とのスポーツ連携事業。
- ・2020大会を契機とした宿泊施設のバリアフリー化整備。
- ・パラリンピック強化選手のナショナルトレーニングセンターへの送迎。
- ・特別支援学級体育授業でのパラリンピック競技の啓発。
- ・2020大会を契機とした、市民のスポーツへの関心を高めること、健康づくりの意識の高揚、体力・運動能力の向上。
- ・パラリンピック競技種目の紹介等の普及啓発活動による、障がい者の理解促進や障がい者スポーツの振興、障がい者の社会参加の拡大。
- ・オリンピック、パラリンピアンによる学校での講演。
- ・2020大会ホストタウン。
- ・スポーツを通じた国際交流の推進。
- ・障がい者スポーツ体験を軸とした障がい者理解教育の推進。
- ・英語キャンプ等国際理解教育の推進。
- ・伝統文化理解教育の推進、スポーツへの関心と体力の向上。
- ・ホストタウンのチーム指導者による子どもを対象にしたサッカー講習会。

(14) 施策に対する協力連携状況、主担当の状況

①都道府県

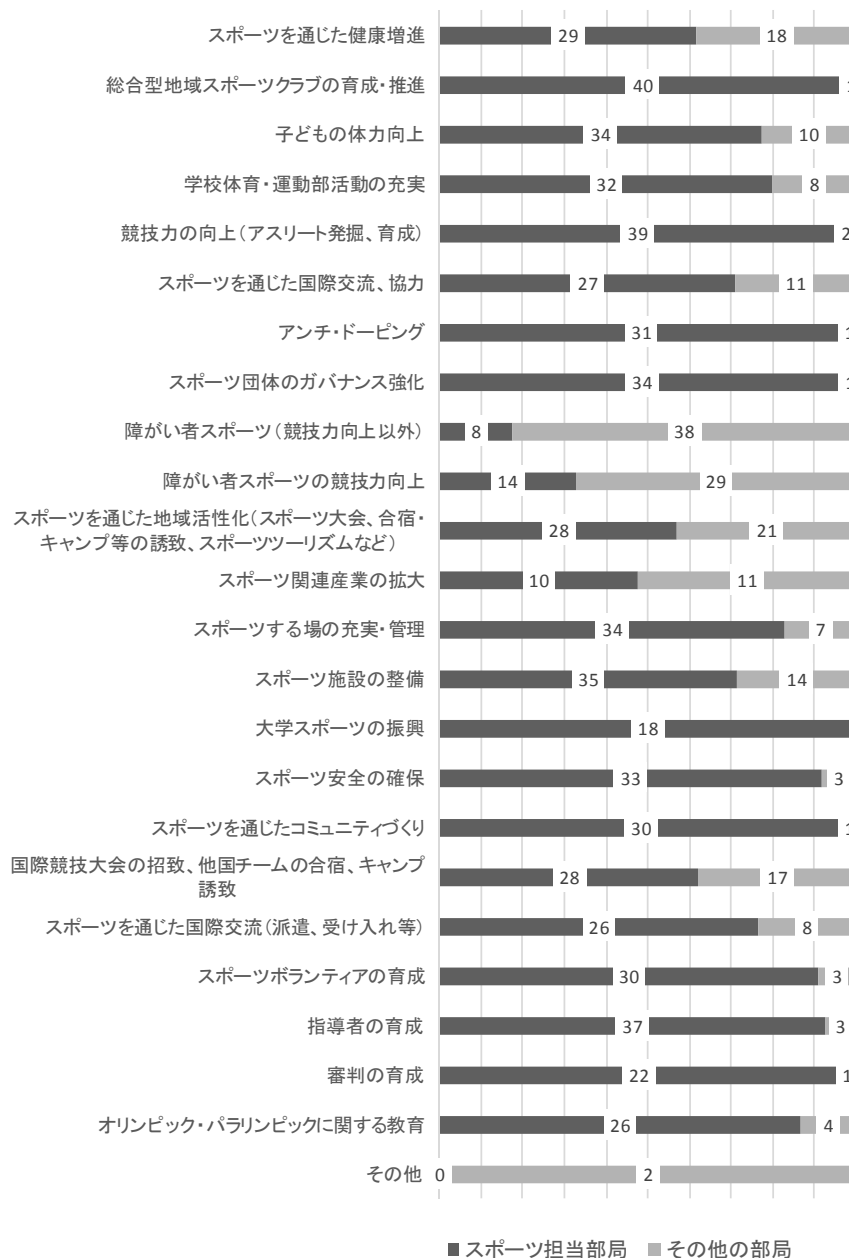
i 全体

都道府県の主要施策について、スポーツ担当部局が主担当となっている割合が多いのは、「大学スポーツの振興」「総合型地域スポーツクラブの育成・推進」「アンチ・ドーピング」「スポーツ団体のガバナンス強化」「スポーツボランティアの育成」等が挙げられる。

一方、その他部局が主担当となっている割合が多いのは、「障がい者スポーツ（競技力向上以外）」「障がい者スポーツの競技力向上」が挙げられ、福祉関連の部局が多い。

また、その他の部局として「スポーツ関連産業の拡大」も挙げられ、商工や経済、観光関連の部局が挙げられる。

図表 66 施策別主担当の状況 (n=47)



ii 主管部局別

主管部局別に見ると、首長部局では、ほとんどの施策に対してスポーツ担当部局が主管しているが、「障がい者スポーツ（競技力向上以外）」では、その他部局（健康や福祉関連の部署）が主管している。

教育委員会でも同様にスポーツ担当部局の主管が多いが、「障がい者スポーツ（競技力向上以外）」及び「障がい者スポーツの競技力向上」ではその他部局（健康や福祉関連の部署）、「スポーツを通じた地域活性化（スポーツ大会、合宿・キャンプ等の誘致、スポーツツーリズムなど）」では、その他部局（企画や観光等の部署）、「スポーツ関連産業の拡大」では、その他部局（商工や観光等の部署）、「国際競技大会の招致、他国チームの合宿、キャンプ誘致」では、その他部局（企画、政策、商工等の部署）が多くなっている。

図表 67 主管部局別主担当の状況

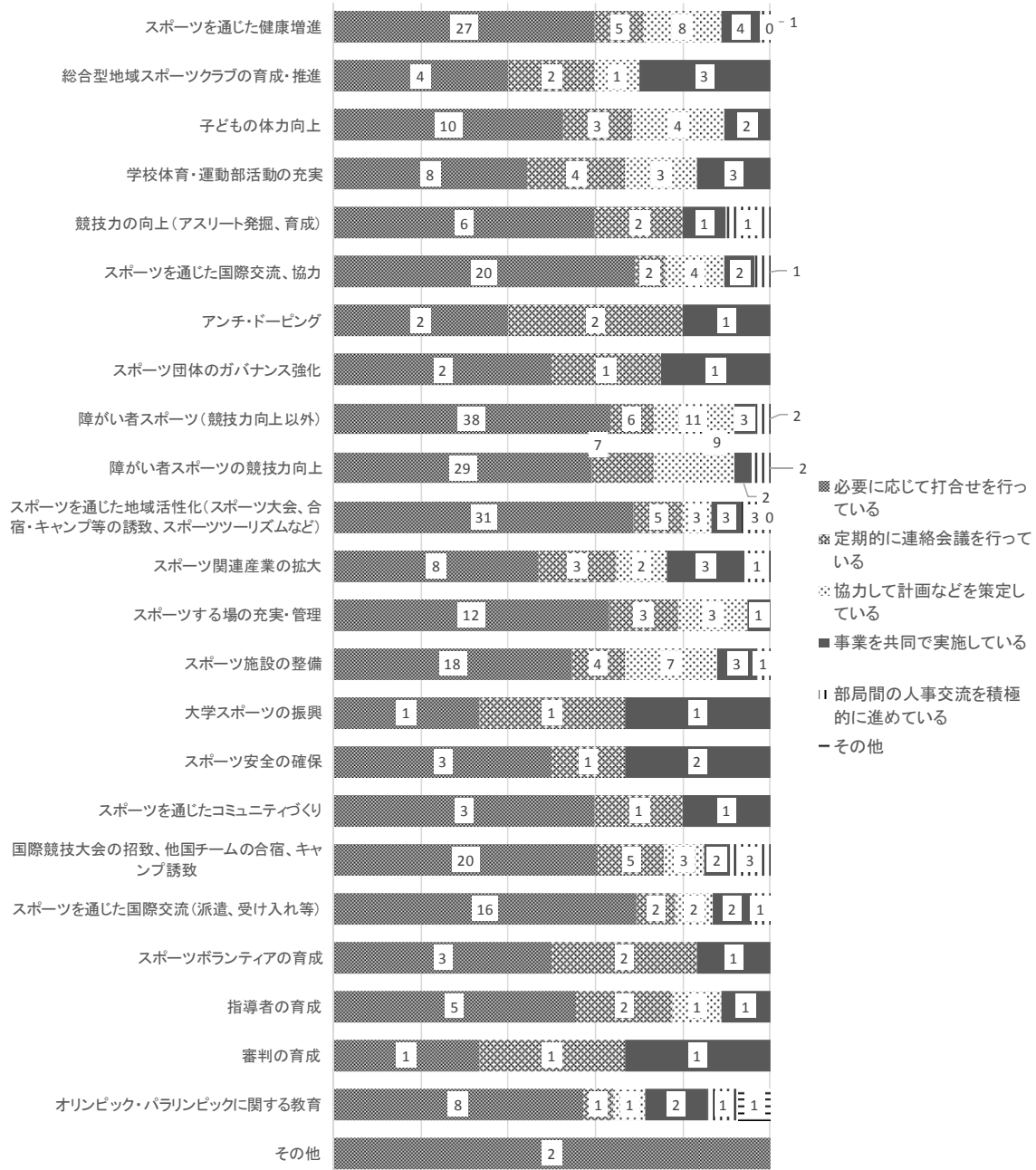


1	スポーツを通じた健康増進
2	総合型地域スポーツクラブの育成・推進
3	子どもの体力向上
4	学校体育・運動部活動の充実
5	競技力の向上（アスリート発掘、育成）
6	スポーツを通じた国際交流、協力
7	アンチ・ドーピング
8	スポーツ団体のガバナンス強化
9	障がい者スポーツ（競技力向上以外）
10	障がい者スポーツの競技力向上
11	スポーツを通じた地域活性化（スポーツ大会、合宿・キャンプ等の誘致、スポーツツーリズムなど）
12	スポーツ関連産業の拡大
13	スポーツする場の充実・管理
14	スポーツ施設の整備
15	大学スポーツの振興
16	スポーツ安全の確保
17	スポーツを通じたコミュニティづくり
18	国際競技大会の招致、他国チームの合宿、キャンプ誘致
19	スポーツを通じた国際交流（派遣、受け入れ等）
20	スポーツボランティアの育成
21	指導者の育成
22	審判の育成
23	オリンピック・パラリンピックに関する教育
24	その他

iii 連携の内容

多くの施策で、「必要に応じて打合せを行っている」という回答で、スポーツの安全確保では、「事業を共同で実施している」という回答が約半数を占め、また、スポーツボランティアの育成では、「定期的に連絡会議を行っている」が約半数を占めている。

図表 68 施策別連携の内容

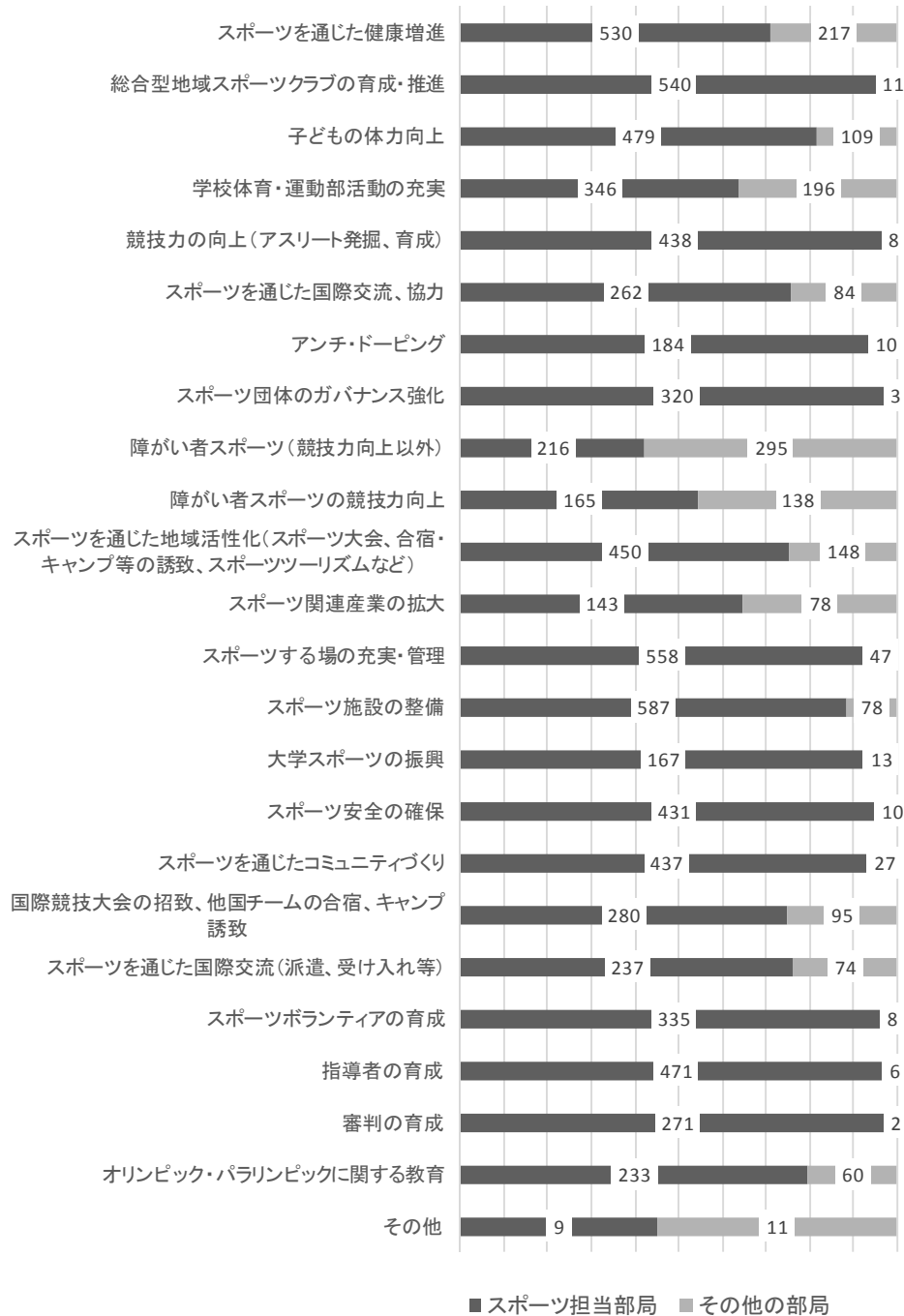


②市区町村

i 全体

市区町村の主要施策について、ほとんどの施策についてスポーツ担当部局が主担当となっている場合が多い。一方、その他部局が主担当となっている割合が多いのは、「障がい者スポーツ（競技力向上以外）」であり、比較的多いのが、「障がい者スポーツの競技力向上」や「スポーツ関連産業の拡大」である。

図表 69 施策別主担当の状況 (n=790)



ii 主管部局別

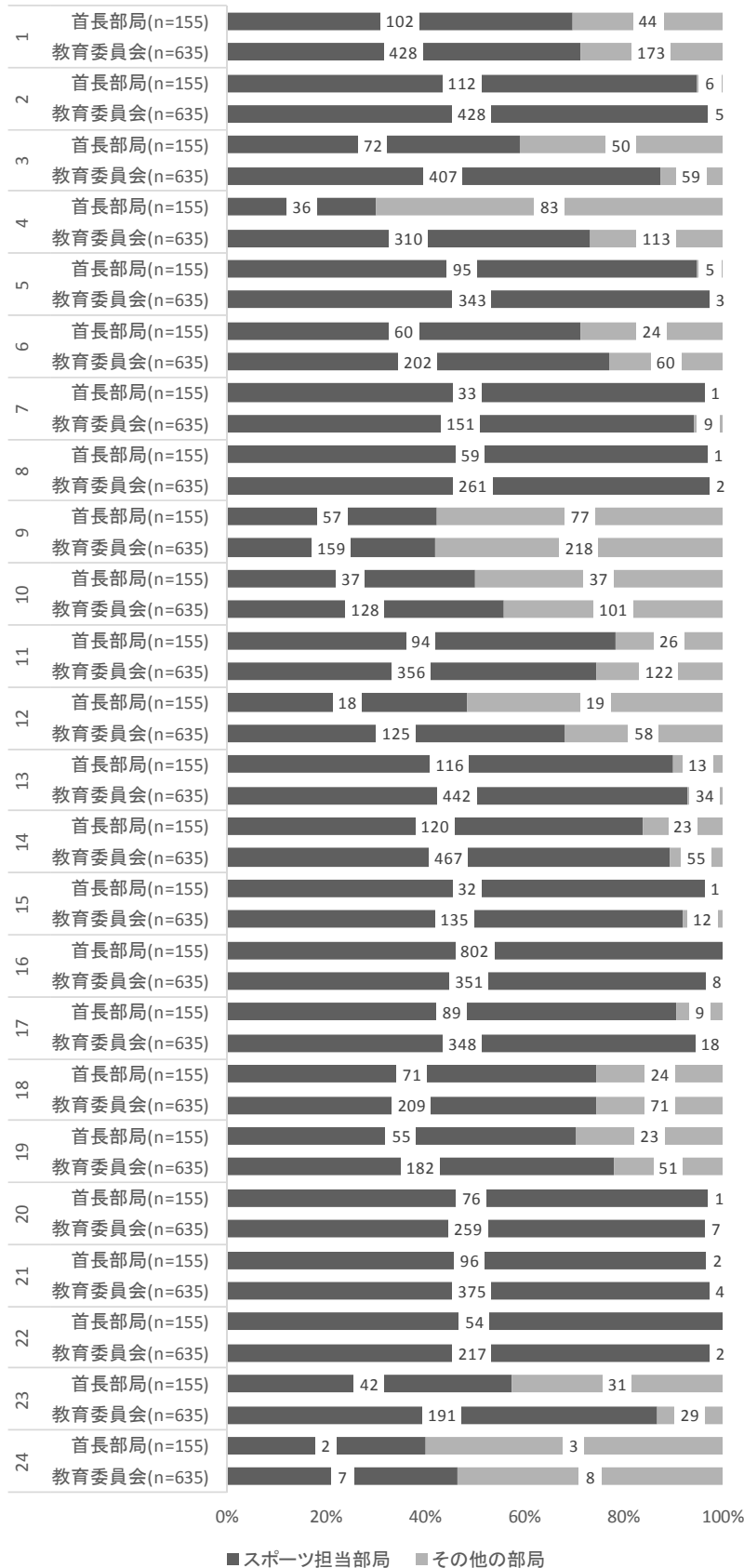
主管部局別に見ると、首長部局では、ほとんどの施策に対してスポーツ担当部局が主管しているが、「学校体育・運動部活動の充実」「障がい者スポーツ（競技力向上以外）」「障がい者スポーツの競技力向上」では、その他部局（健康や福祉関連の部署）が主管している。

教育委員会でも同様にスポーツ担当部局の主管が多いが、「障がい者スポーツ（競技力向上以外）」及び「障がい者スポーツの競技力向上」ではその他部局（健康や福祉関連の部署）が多くなっている。

また、「スポーツ関連産業の拡大」では、ややその他部局（商工や観光等の部署）が多くなっている。

その他の部署は、健康や観光、経済産業、商工、都市戦略等の部署となっている。

図表 70 主管部局別主担当の状況

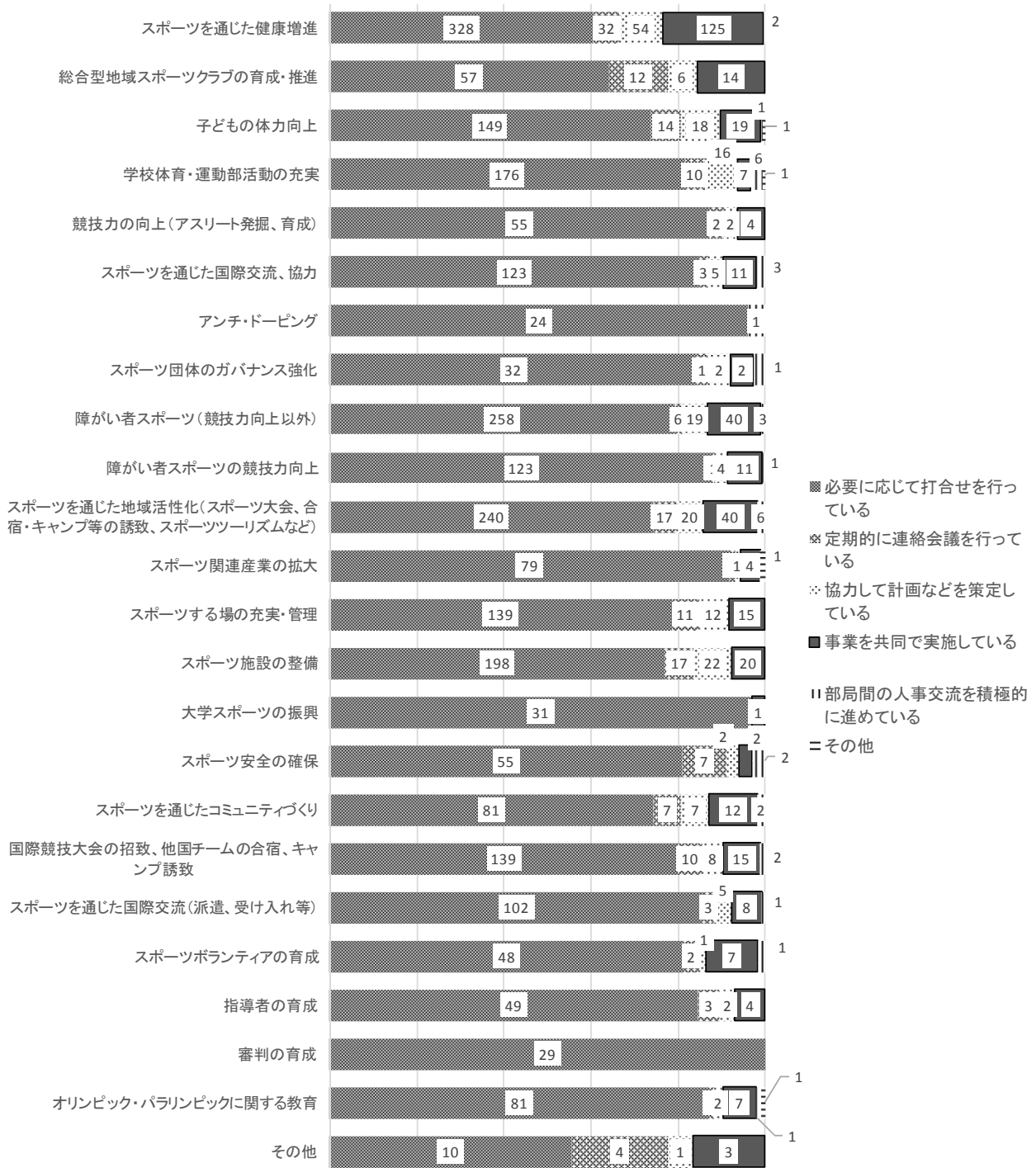


1	スポーツを通じた健康増進
2	総合型地域スポーツクラブの育成・推進
3	子どもの体力向上
4	学校体育・運動部活動の充実
5	競技力の向上（アスリート発掘、育成）
6	スポーツを通じた国際交流、協力
7	アンチ・ドーピング
8	スポーツ団体のガバナンス強化
9	障がい者スポーツ（競技力向上以外）
10	障がい者スポーツの競技力向上
11	スポーツを通じた地域活性化（スポーツ大会、合宿・キャンプ等の誘致、スポーツツーリズムなど）
12	スポーツ関連産業の拡大
13	スポーツする場の充実・管理
14	スポーツ施設の整備
15	大学スポーツの振興
16	スポーツ安全の確保
17	スポーツを通じたコミュニティづくり
18	国際競技大会の招致、他国チームの合宿、キャンプ誘致
19	スポーツを通じた国際交流（派遣、受け入れ等）
20	スポーツボランティアの育成
21	指導者の育成
22	審判の育成
23	オリンピック・パラリンピックに関する教育
24	その他

iii 連携の内容

多くの施策で、「必要に応じて打合せを行っている」という回答が多く、スポーツを通じた健康増進では、「事業を共同で実施している」という回答が多くなっている。

図表 71 施策別連携の内容



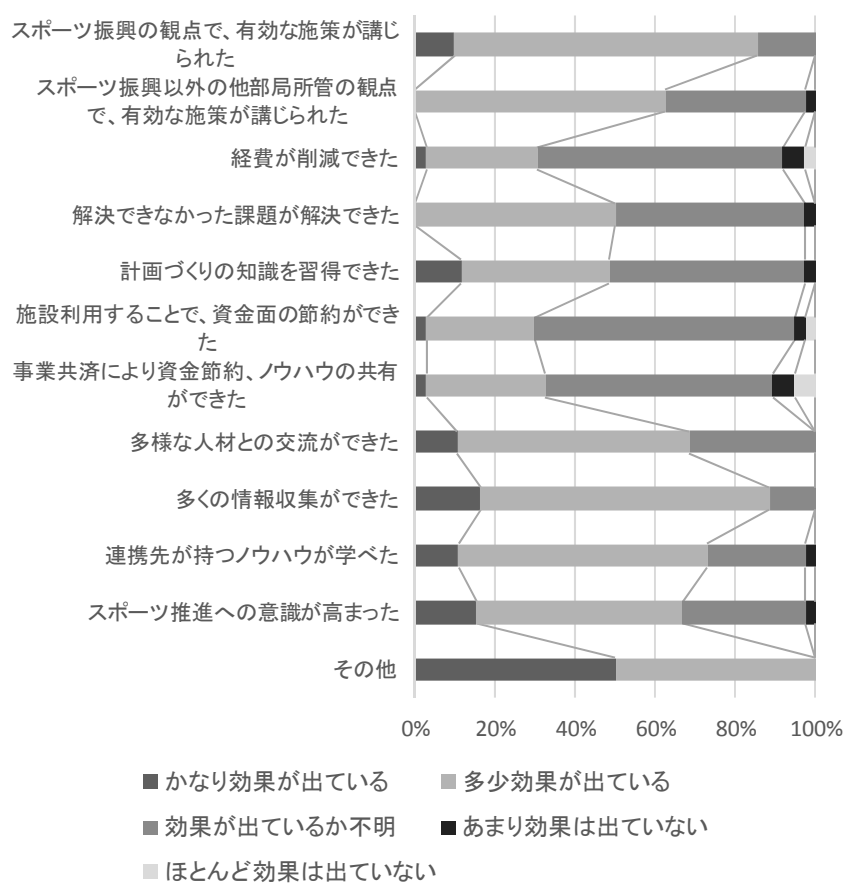
(15) スポーツ担当部局とその他部局との連携による効果の内容と効果の度合い

①都道府県

i 全体

都道府県全体で、「かなり効果が出ている」「多少効果が出ている」という回答が多い連携内容は、「多くの情報収集ができた」「スポーツ振興の観点で、有効な施策が講じられた」が多く、次いで「連携先が持つノウハウが学べた」「多様な人材との交流ができた」「スポーツ推進への意識が高まった」「スポーツ振興以外の他部局所管の観点で、有効な施策が講じられた」「解決できなかった課題が解決できた」等である。

図表 72 連携の効果内容と効果の度合い (n=47)

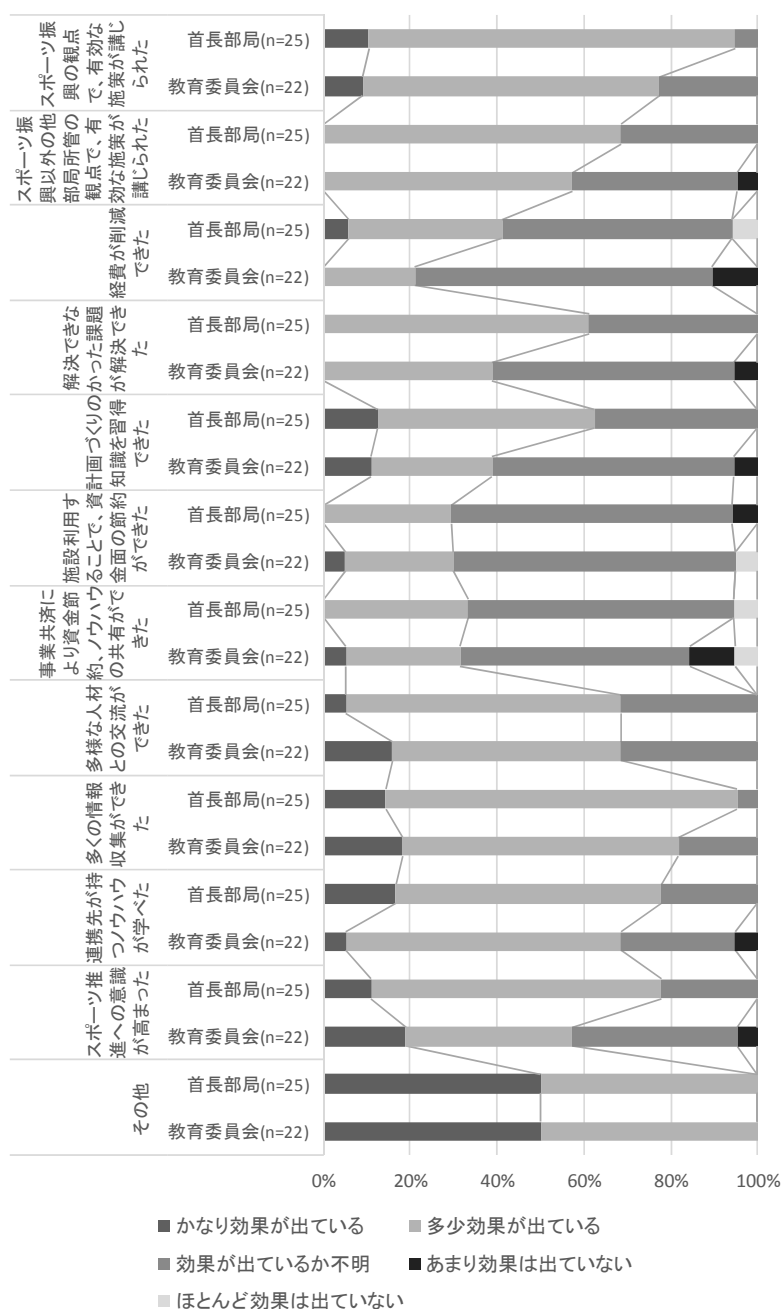


ii 主管部局別

主管部局別に「かなり効果が出ている」「多少効果が出ている」という回答の割合を見ると、首長部局が主管部局となっている場合には、「多くの情報収集ができた」「スポーツ振興の観点で、有効な施策が講じられた」等が多くなっている。一方、「経費が削減できた」「施設利用することで、資金面の節約ができた」「事業共済により資金節約、ノウハウの共有ができた」など、経済的効果は不明とする回答が多くなっている。

教育委員会が主管部局となっている場合でも経済的効果は同様であり、「解決できなかった課題が解決できた」「計画づくりの知識を習得できた」等で効果は不明となっている。

図表 73 主管部局別連携の効果内容と効果の度合い



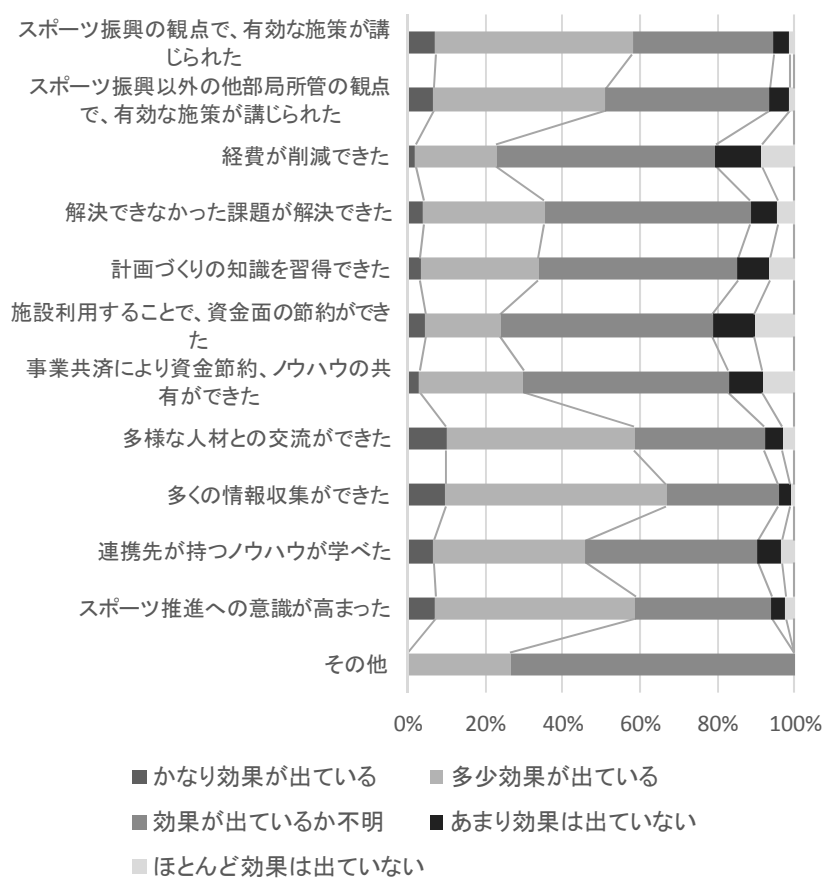
②市区町村

i 全体

市区町村全体で、「かなり効果が出ている」「多少効果が出ている」という回答が多い連携内容は、「多くの情報収集ができた」「多様な人材との交流ができた」「スポーツ推進への意識が高まった」等であり、次いで「スポーツ振興の観点で、有効な施策が講じられた」となっている。

一方、「経費が削減できた」「施設利用することで、資金面の節約ができた」など、経済的な効果については、「効果がでていないか不明」という意見が多くなっている。

図表 74 連携の効果内容と効果の度合い (n=790)



【その他】

その他の意見は、「子どもの体力向上が図られた」「キャンプ誘致につながった」などが挙げられている。

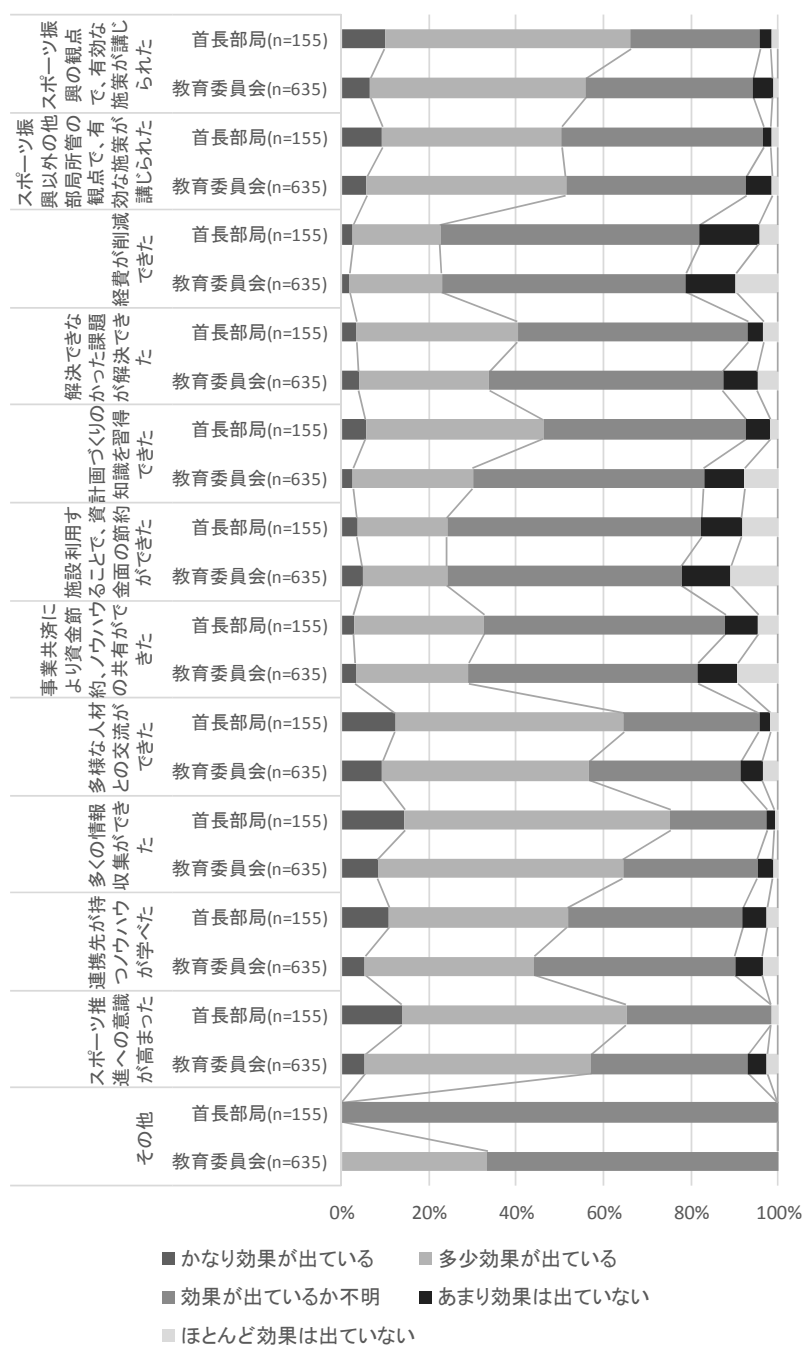
ii 主管部局別

主管部局別に「かなり効果が出ている」「多少効果が出ている」という回答の割合を見ると、首長部局が主管部局となっている場合には、「多くの情報収集ができた」「スポーツ振興の観点で、有効な施策が講じられた」等が多く、次いで「多様な人材との交流ができた」となっている。

一方、「経費が削減できた」「施設利用することで、資金面の節約ができた」「事業共済により資金節約、ノウハウの共有ができた」など、経済的效果は不明が多くなっている。

教育委員会が主管部局となっている場合でも同様の傾向にあるが、全体的に首長部局よりも効果の度合いは低くなっている。

図表 75 主管部局別連携の効果内容と効果の度合い



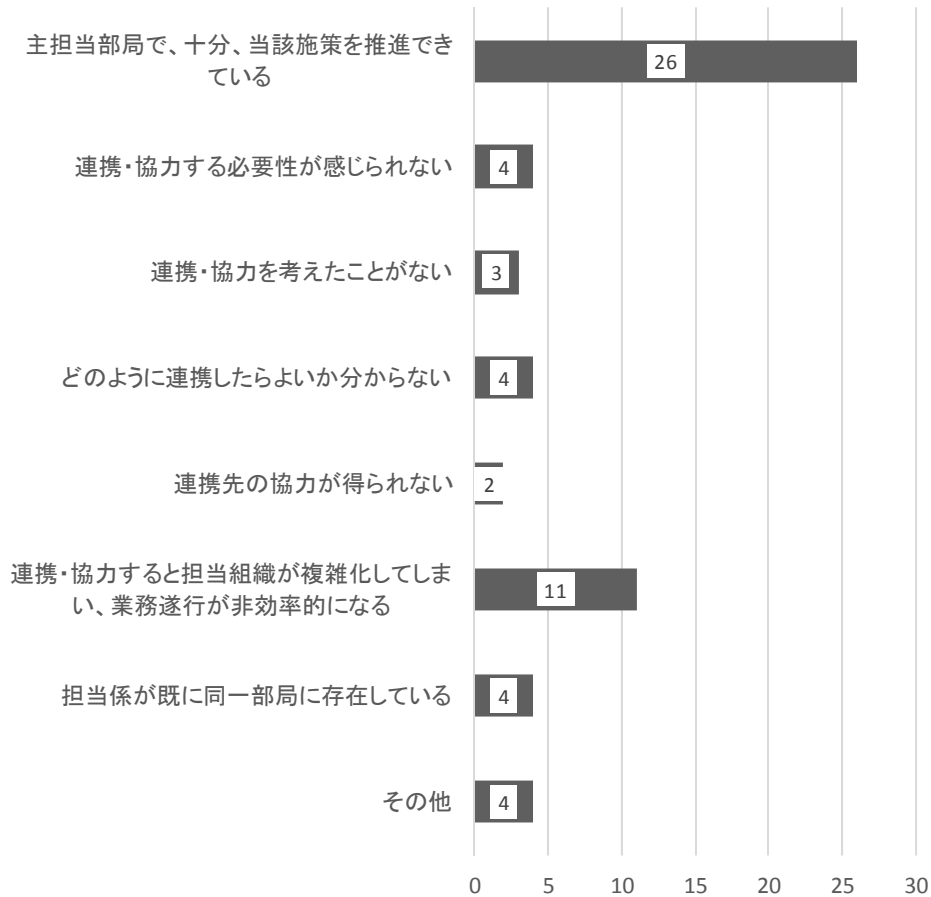
(16) スポーツ担当部局とその他部局との連携が進んでいない事項についての理由

①都道府県

i 全体

連携が進んでいない事項についての理由は、「主担当部局で、十分、当該施策を推進できている」が多く、次いで「連携・協力すると担当組織が複雑化してしまい、業務遂行が非効率的になる」となっている。

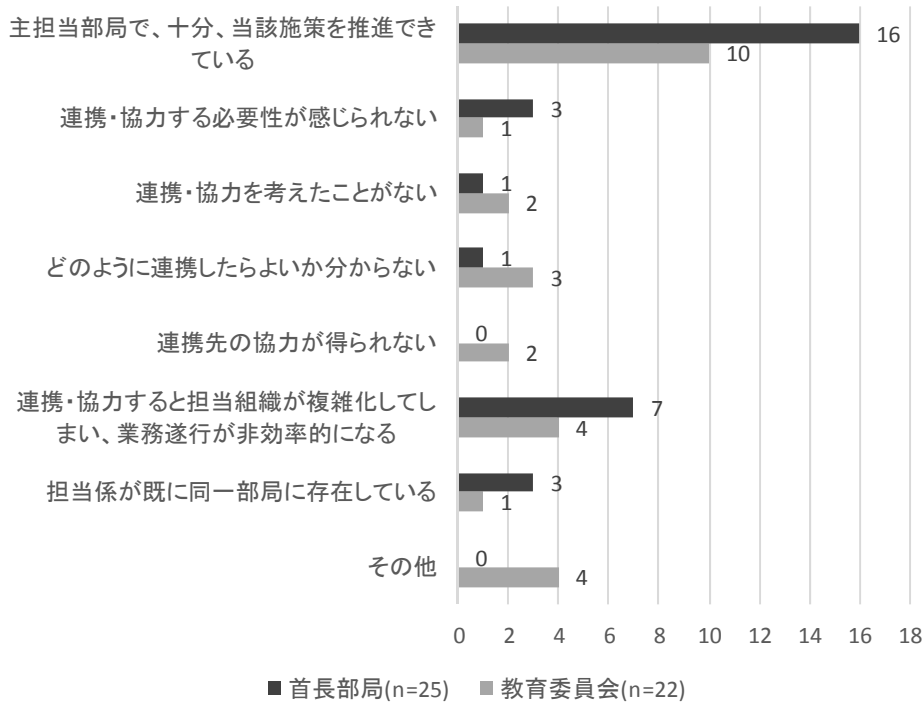
図表 76 連携が進んでいない理由 (n=47)



ii 主管部局別

首長部局が主管部局である場合、及び教育委員会が主管部局である場合について、連携が進んでいない理由として、「主担当部局で、十分、当該施策を推進できている」という理由が多くなっている。

図表 77 主管部局別連携が進んでいない理由



【その他】

その他としては、以下のような理由が挙げられている。

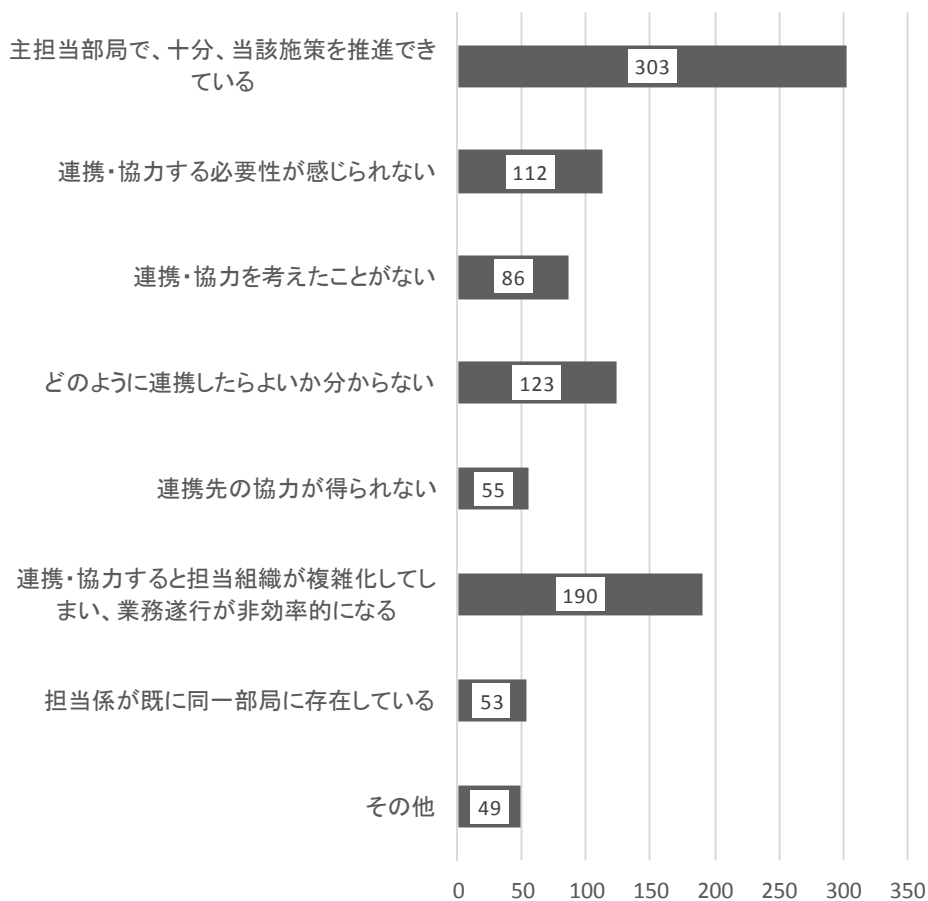
- ・必要に応じて他部局と連絡調整を行っているものの、連携して取り組める事業が少ない。
- ・連携・協力する際の役割分担が明確に整理されていない。

②市区町村

i 全体

市区町村においても同様の傾向が見られ、連携が進んでいない事項についての理由は、「主担当部局で、十分、当該施策を推進できている」が多く、次いで「連携・協力すると担当組織が複雑化してしまい、業務遂行が非効率的になる」となっている。

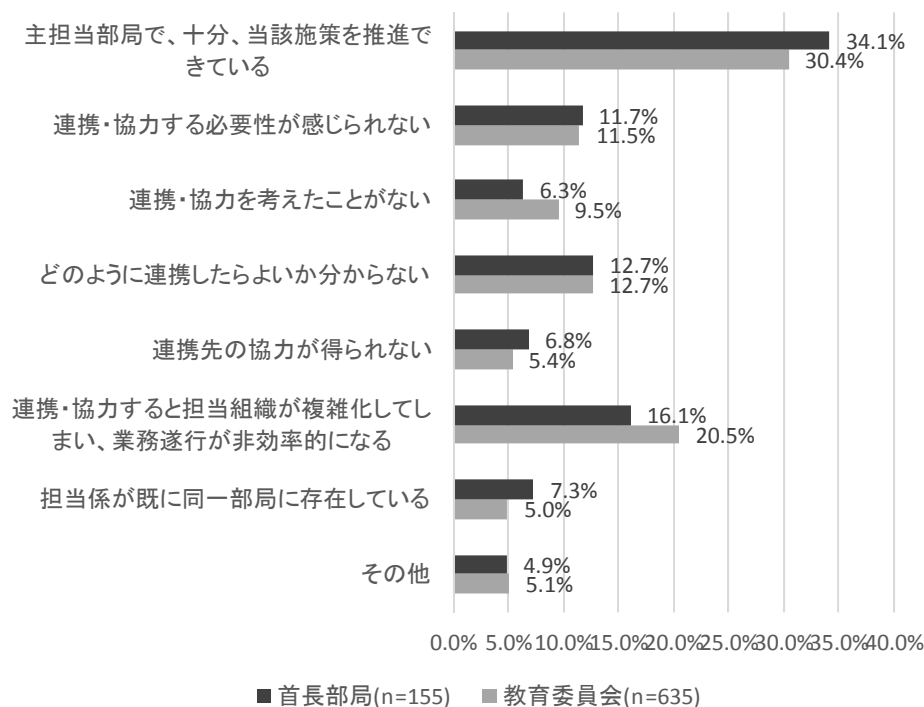
図表 78 連携が進んでいない理由 (n=790)



ii 主管部局別連携が進んでいない理由

主管部局別に連携が進んでいない理由としては、「主担当部局で、十分、当該施策を推進できている」が多くなっており、首長部局が主管部局である場合と教育委員会が主管部局である場合の差が大きいのは、「連携・協力すると担当組織が複雑化してしまい、業務遂行が非効率的になる」である。

図表 79 主管部局別



【その他】

その他としては、以下のような理由が挙げられている。

- ・連携先の職員配置不足。
- ・目的が異なるため。
- ・主担当部局で推進できる事業規模のため。
- ・連携の必要性は感じているが、そこまで協議が進んでいない。
- ・福祉の面から障がい者スポーツを支援しており、障がい者スポーツの振興にまで至っていない。
- ・連携して施策を推進するような事業がない。
- ・部局体制の脆弱さ等により、双方ともに他部局の事業との整合性等にまで踏み込めていない。
- ・部局とではなく、統合型地域スポーツクラブとの連携が多いため。
- ・必要に応じて連携は行っているが、法改正に伴うスポーツに対する概念や効果が浸透していないため。
- ・持続可能な連携・協力体制の構築のためには、win-winの関係が必要であるが、現状では難しい。

(17) 連携・協力事例

最も有効であった連携・協力の主な事例は以下のとおりである（詳細は後述する「アンケート調査からの自由記述」参照）。

【都道府県の事例】

○障がい者スポーツ普及

スポーツ課と教育委員会事務局が連携し、国の事業であるパラスポーツチャレンジプロジェクトで特別支援学校施設を開放し、軽スポーツを行うことにより障がい者スポーツの普及振興に効果がみられた。

○国際交流

スポーツ主担当部局と観光国際局が連携し、海外チームの合宿誘致を行ったところ、英仏米の3か国の陸上競技の合宿誘致が実現した。

競技スポーツ課障がい者スポーツ(競技力向上)担当と障害福祉課障がい者スポーツ(社会参加担当)担当が、各課主催の会議等に互いに出席し情報共有を図った。また、特にパラリンピック競技のスポーツ教室を協力して実施し、普及、新たな選手発掘に繋がった。

○経費節減

スポーツ担当部局と公園管理部局が連携し、スポーツ施設の整備を実施したところ、経費削減などの効果があった。

【市区町村の事例】

○高齢者スポーツ人口拡大

社会福祉部局、社会福祉協議会と連携し、シニアスポーツ大会を実施したところ、大会に向けての練習や競技講習会等を通して、運動機会を提供することができ、高齢者におけるスポーツ人口の拡大と運動による生きがいの創出を図ることができた。

○子どもの運動能力向上

子どもの運動能力向上のため、生涯学習課と学校教育課が山梨大学、ドコモ、ルネサンスと連携し、子どもの運動プログラムを実施した。運動をしない子どもの運動頻度の上昇が図れた。

○総合型地域スポーツクラブ利用者増

総合型地域スポーツクラブの設立支援に際し、福祉部局と教育委員会が連携し、町民への周知、健康体操講師の斡旋を行ったところ、クラブ内の新教室開催や会員増につながった。

○障がい者スポーツ振興

教育部局と福祉部局が連携し、障がい者スポーツ振興の一環として、スポーツ推進委員を派遣してタオル体操や、腰痛体操、ニュースポーツ等の教室を定期的を開催している。スポーツ推進委員が生涯学習講座（手話教室）などに積極的に参加するようになったり、障がい者の外出の機会創出や気分転換になったりとお互いに良い相乗効果が出ている。

○観光交流

教育委員会とまちづくり推進課（観光担当）、体育協会、スポーツ推進委員が連携して観光施設（くるみなの散歩道）を活用したウォーキングイベントを開催し、健康づくりへの意識啓発と町外からの交流人口の増が図られた。

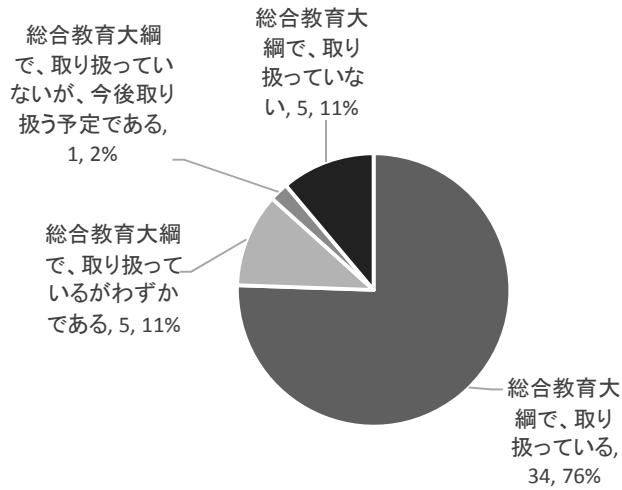
(18) 総合教育大綱、総合教育会議におけるスポーツの取扱

①都道府県

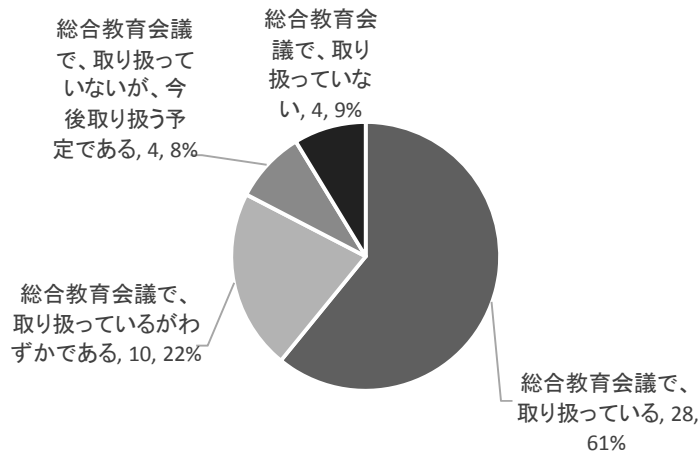
i 全体

子どもの体力向上や学校体育以外のスポーツに係る内容について、総合教育大綱では「取り扱っている」が76%、同じく総合教育会議では「取り扱っている」が61%となっている。

図表 80 総合教育大綱、スポーツに係る内容の取扱(n=45)



図表 81 総合教育会議、スポーツに係る内容の取扱(n=46)

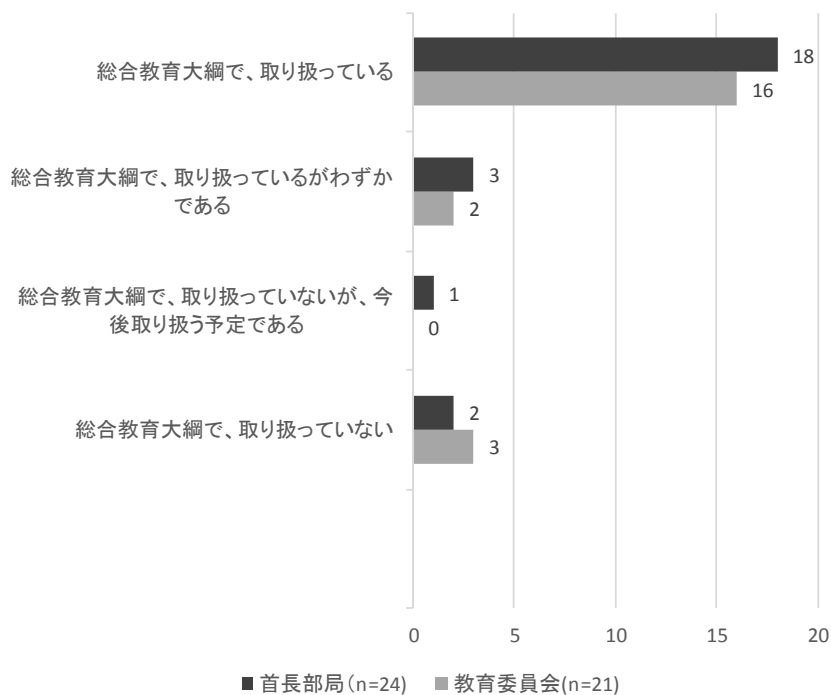


ii 主管部局別

【総合教育大綱】

首長部局が主管部局である場合と、教育委員会が主管部局である場合ともに、「総合教育大綱で、取り扱っている」が多くなっている。

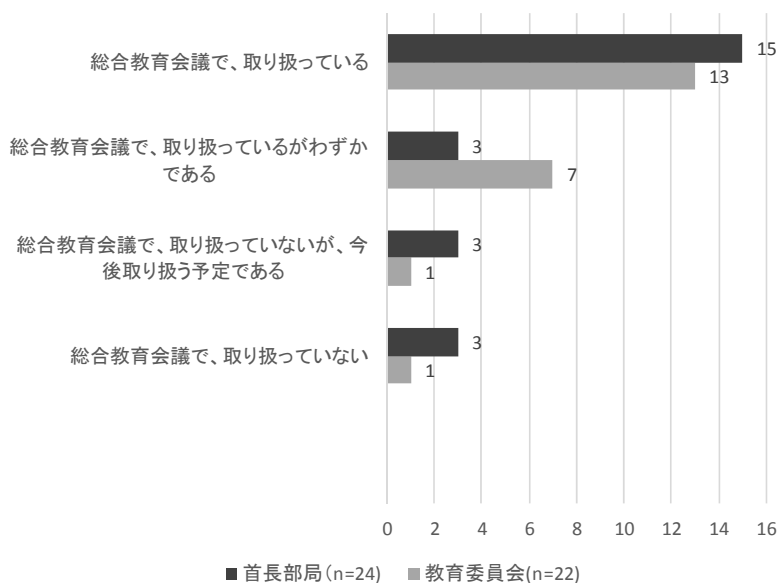
図表 82 主管部局別総合教育大綱、スポーツに係る内容の取扱



【総合教育会議】

首長部局、教育委員会共に、「総合教育会議で、取り扱っている」が多くなっている。

図表 83 主管部局別総合教育会議、スポーツに係る内容の取扱

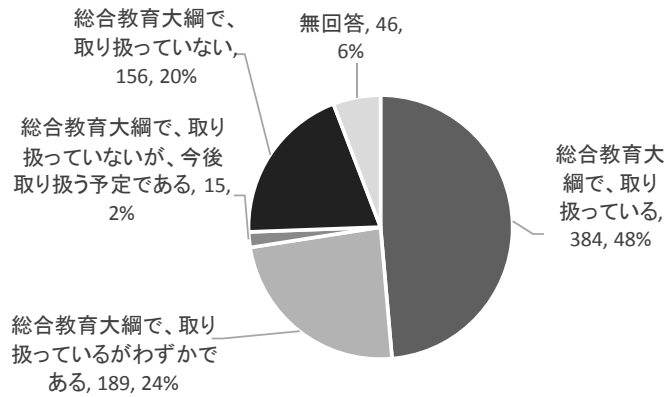


②市区町村

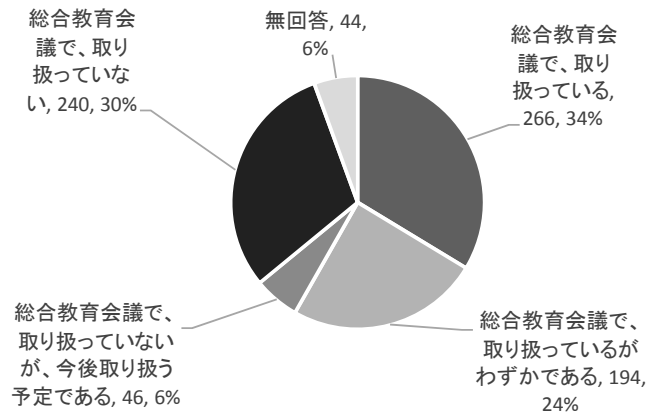
i 全体

市区町村についても都道府県と同様の傾向にあり、子どもの体力向上や学校体育以外のスポーツに係る内容について、「総合教育大綱」では49%が取り扱っているとしており、総合教育会議では、取り扱っているは34%となっている。

図表 84 総合教育大綱、スポーツに係る内容の取扱 (n=790)



図表 85 総合教育会議、スポーツに係る内容の取扱 (n=790)

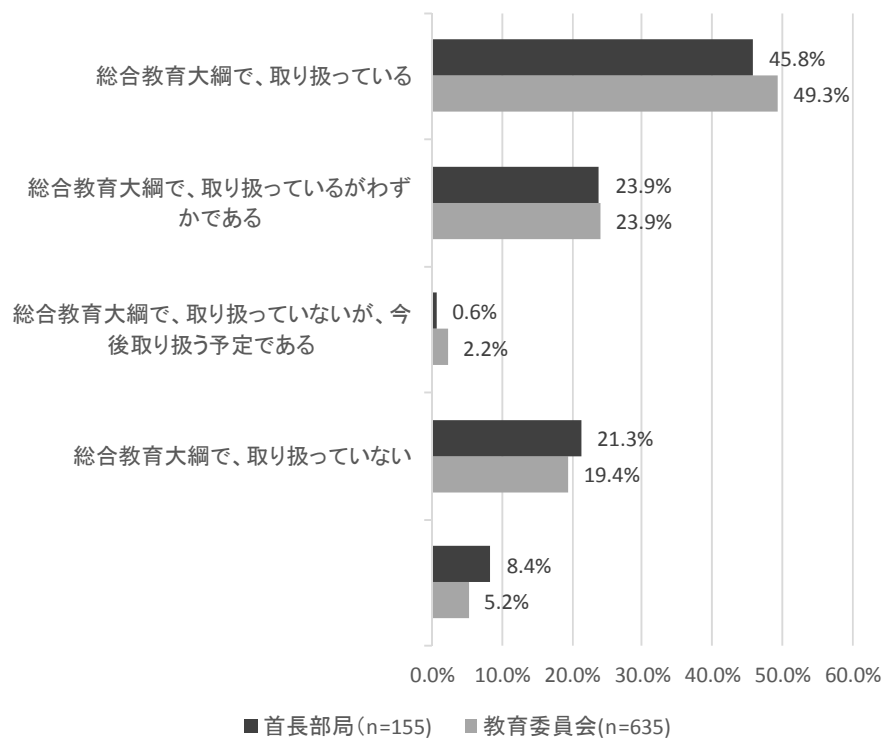


ii 主管部局別

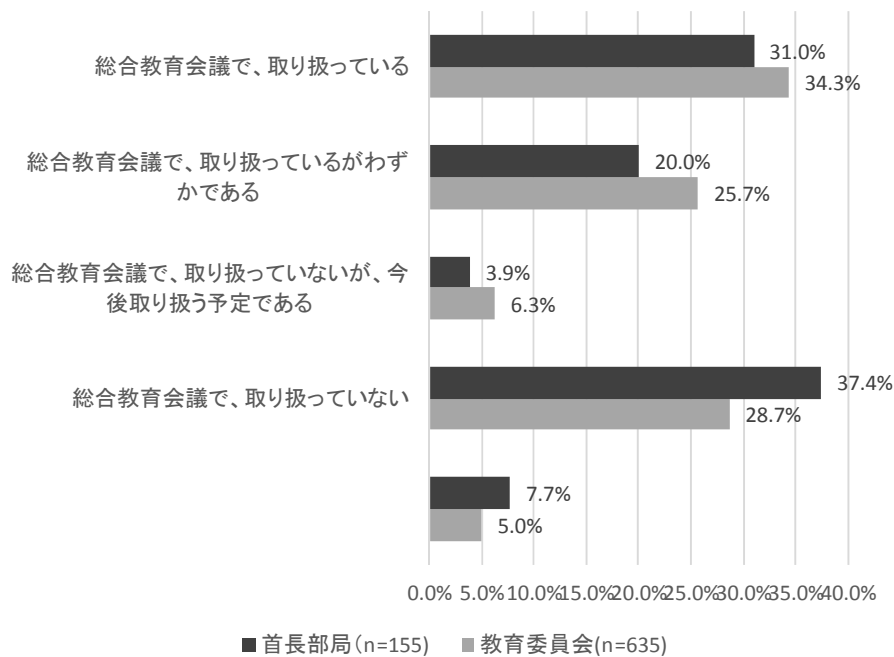
【総合教育大綱】

総合教育大綱及び総合教育会議について以下のようにになっている。

図表 86 主管部局別総合教育大綱、スポーツに係る内容の取扱



図表 87 主管部局別総合教育会議、スポーツに係る内容の取扱



(19) 総合教育大綱及び総合教育会議で取り扱っていない理由

①都道府県

取り扱っていない理由は、「他に重要な課題・議題があるため」及び「教育に特化した内容のみ扱うこととしているため」という回答が多い。

②市区町村

取り扱っていない理由は、「取り扱うことを検討したことがないため」という回答が多く、次いで「他に重要な課題・議題があるため」「教育に特化した内容のみ扱うこととしているため」となっている。

(20) 外部関係団体と連携する場合の役割分担について

①都道府県

i 全体

自治体及び外部団体等の連携する場合の主な役割分担は以下のとおりである。

図表 88 主な役割

連携対象の役割	主な役割分担
自治体の役割	スポーツ施設等スポーツ活動の場の整備・充実・提供。 スポーツ推進計画の策定。
総合型地域スポーツクラブ (連絡協議会)の役割	地域に密着したスポーツ活動の実施。 地域スポーツクラブの育成と活動の促進。
体育協会の役割	トップスポーツの強化から、スポーツの地域社会への普及・ 浸透。
種目別競技団体の役割	トップスポーツの強化から、スポーツの地域社会への普及・ 浸透。
障がい者スポーツ協会の役 割	障がい者スポーツにおける地域スポーツやレクリエーション 活動の指導者の確保や、研修の実施。
レクリエーション協会の役 割	地域スポーツやレクリエーション活動の指導者の確保や、研 修の実施。
スポーツ推進委員（スポー ツ推進委員協議会）の役割	地域に密着したスポーツ活動の実施。
民間スポーツクラブの役割	地域に密着したスポーツ活動の実施。
プロスポーツチームの役割	トップスポーツの強化から、スポーツの地域社会への普及・ 浸透。
民間企業の役割	トップスポーツの強化から、スポーツの地域社会への普及・ 浸透。
地元の商工会の役割	地域の活性化を目的としたスポーツツーリズムの実施。
観光協会の役割	地域の活性化を目的としたスポーツツーリズムの実施。
大学等研究機関の役割	スポーツ医・科学等の科学的知見に基づく、健康増進等の情 報提供。

【その他】

その他に、連携している外部関係団体としては、以下のような組織が挙げられている。

- ・障がい者の自立及び社会参加を促進する団体。
- ・スポーツボランティア団体。
- ・スポーツコミッション。

図表 89 関係団体の連携分担の内容 (n=47)

	自治体の役割	総合型地域スポーツクラブ (連絡協議会)の役割	体育協会の役割	種目別競技団体の役割	障がい者スポーツ協会の役割	レクリエーション協会の役割	スポーツ推進委員(スポーツ推進委員協議会)の役割	民間スポーツクラブ	プロスポーツチームの役割	民間企業の役割	地元の商工会の役割	観光協会の役割	大学等研究機関の役割	その他
①自治体と事実上一体化している(団体の事務職が庁内に設置されていたり、庁内の職員が団体職員を兼任していたりするなど)	1	6	8	0	7	1	13	1	4	1	1	1	0	2
②スポーツ推進計画の策定	34	2	8	1	2	4	3	0	0	2	0	0	8	1
③地域のスポーツ推進のための組織、団体の充実	23	22	29	14	13	17	22	4	4	1	0	0	1	1
④スポーツ施設等スポーツ活動の場の整備・充実・提供	35	11	12	4	11	2	5	8	2	1	0	0	2	1
⑤地域スポーツやレクリエーション活動の指導者の確保や、研修の実施	22	23	26	9	24	35	26	3	1	0	0	0	5	1
⑥地域スポーツクラブの育成と活動の促進	29	28	20	2	5	2	9	1	1	2	0	0	4	0
⑦スポーツ情報サービス活動の充実	25	9	20	2	5	2	9	1	1	2	0	0	4	0
⑧関係団体の経営効率化支援	11	8	13	2	1	2	0	0	2	0	1	0	1	1
⑨トップスポーツの強化から、スポーツの地域社会への普及・浸透	20	2	30	27	13	0	0	3	21	10	1	1	3	0
⑩スポーツ指導者の派遣	18	12	14	24	19	13	6	2	8	4	1	0	7	1
⑪地域のスポーツ推進人材の拡充	10	15	11	11	12	9	27	2	2	0	0	0	3	1
⑫地域に密着したスポーツ活動の実施	10	34	16	14	9	18	30	9	14	5	3	1	0	2
⑬スポーツ・レクリエーション、健康増進等の専門性、独自性を活かした適切なサービスの実施	3	16	6	2	4	27	13	3	1	0	0	0	1	3
⑭スポーツ医・科学等の科学的知見に基づく、健康増進等の情報提供	10	2	15	4	1	2	0	2	1	1	0	0	17	0
⑮スポーツ・運動による介護予防事業の実施	5	10	1	1	2	5	2	2	0	1	0	0	3	0
⑯部活動の受け皿づくり	11	12	2	5	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
⑰地域の活性化を目的としたスポーツツーリズムの実施	18	2	0	1	0	1	2	0	8	7	12	21	2	1
⑱スポーツ大会、合宿、キャンプ等の誘致促進	31	0	6	20	3	1	1	1	3	5	4	9	1	2

(21) 外部関係団体との連携による効果の内容と効果の度合い

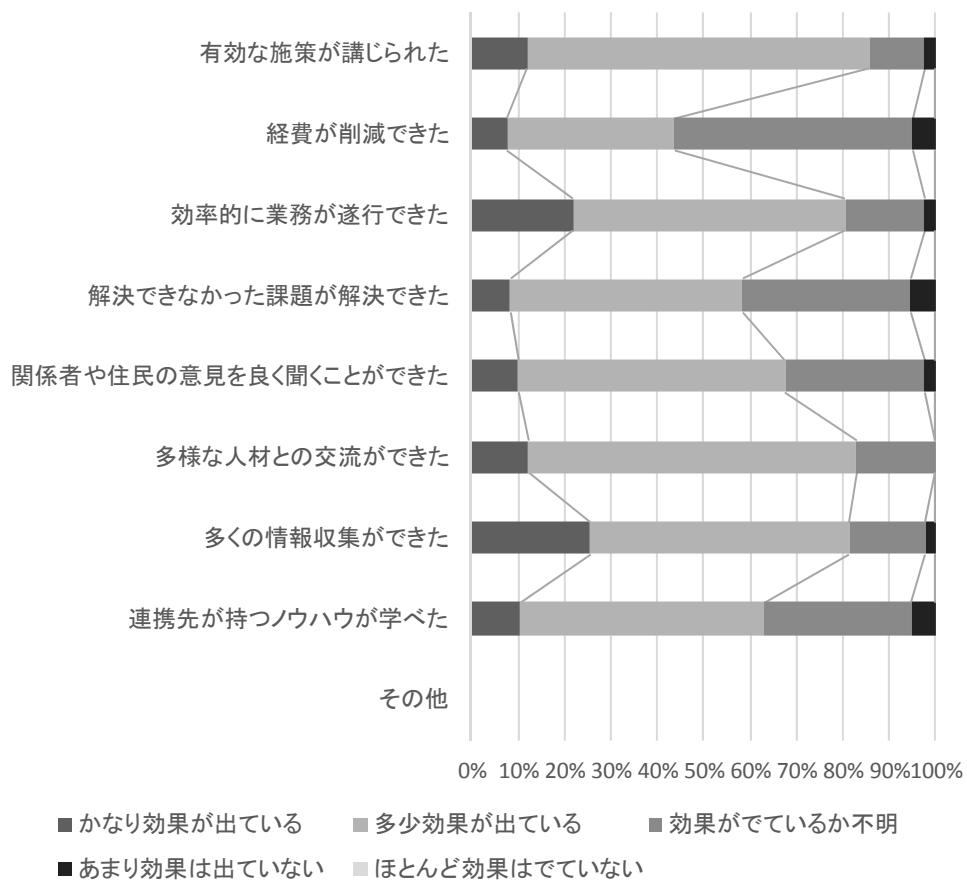
①都道府県

i 全体

都道府県では、外部関係団体との連携に対して、「有効な施策が講じられた」「効率的に業務が遂行できた」「多様な人材との交流ができた」「多くの情報収集ができた」等で、「かなり効果が出ている」「多少効果が出ている」という回答が多い。

「経費が削減できた」では、「効果が出ているか不明」との意見が多い。

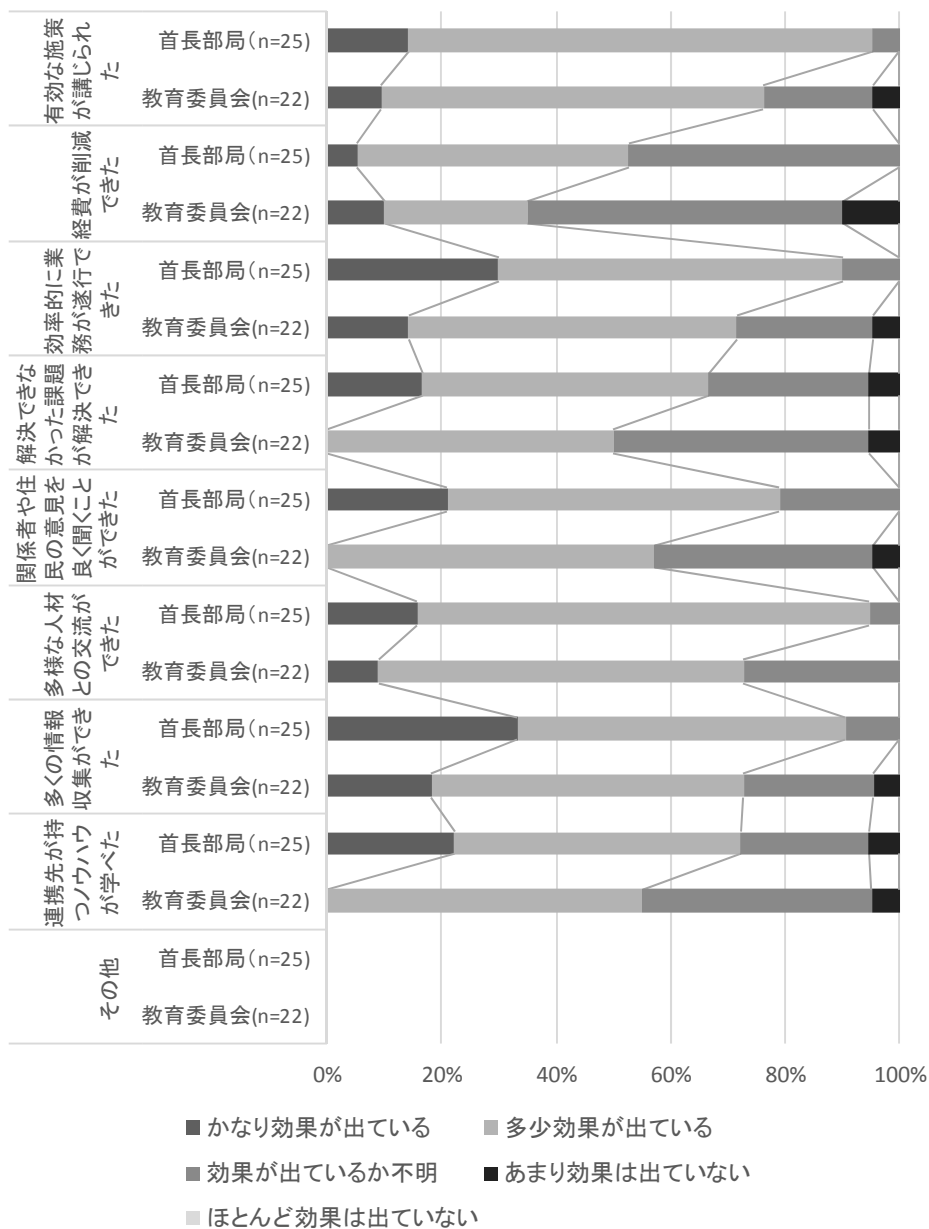
図表 90 連携による効果とその度合い (n=47)



ii 主管部局別

首長部局が主管部局である場合と、教育委員会が主管部局である場合の効果の度合いを比較すると、総じて首長部局が主管部局である場合のほうが効果の度合いが大きくなっている。

図表 91 主管部局別連携による効果とその度合い

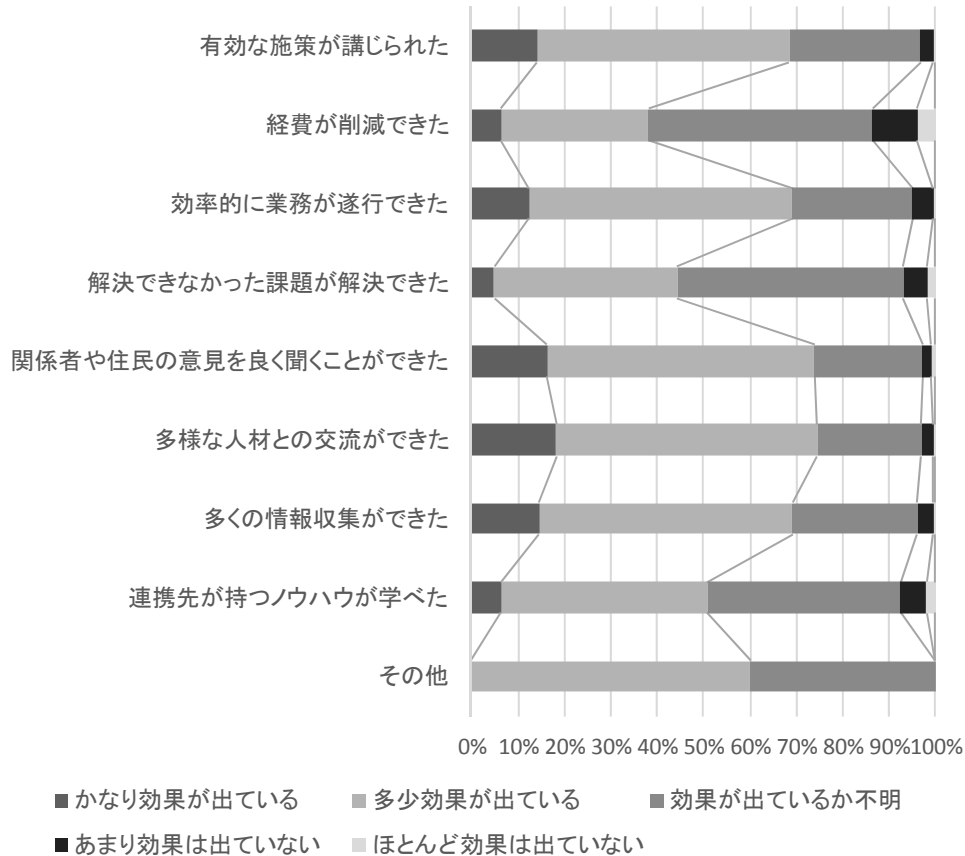


②市区町村

i 全体

市区町村で、外部関係団体との連携に対して、「関係者や住民の意見を良く聞くことができた」「多様な人材との交流ができた」「多くの情報収集ができた」「有効な施策が講じられた」「効率的に業務が遂行できた」等に、「かなり効果が出ている」「多少効果が出ている」という回答が多い。

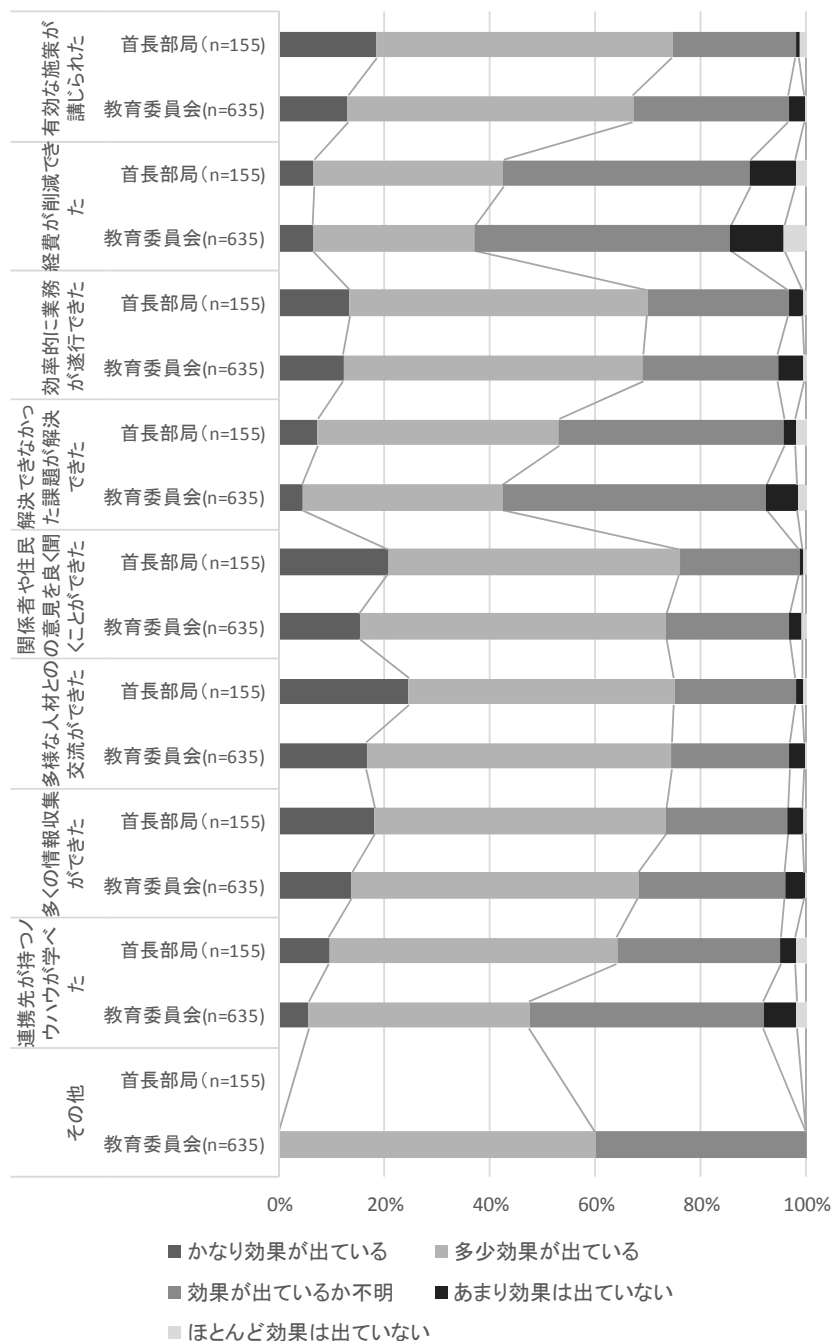
図表 92 連携による効果とその割合 (n=790)



ii 主管部局別

首長部局が主管部局である場合と、教育委員会が主管部局である場合の効果の度合いを比較すると、総じて首長部局が主管部局である場合のほうが効果の度合いが大きくなっている。

図表 93 主管部局別連携による効果とその度合い



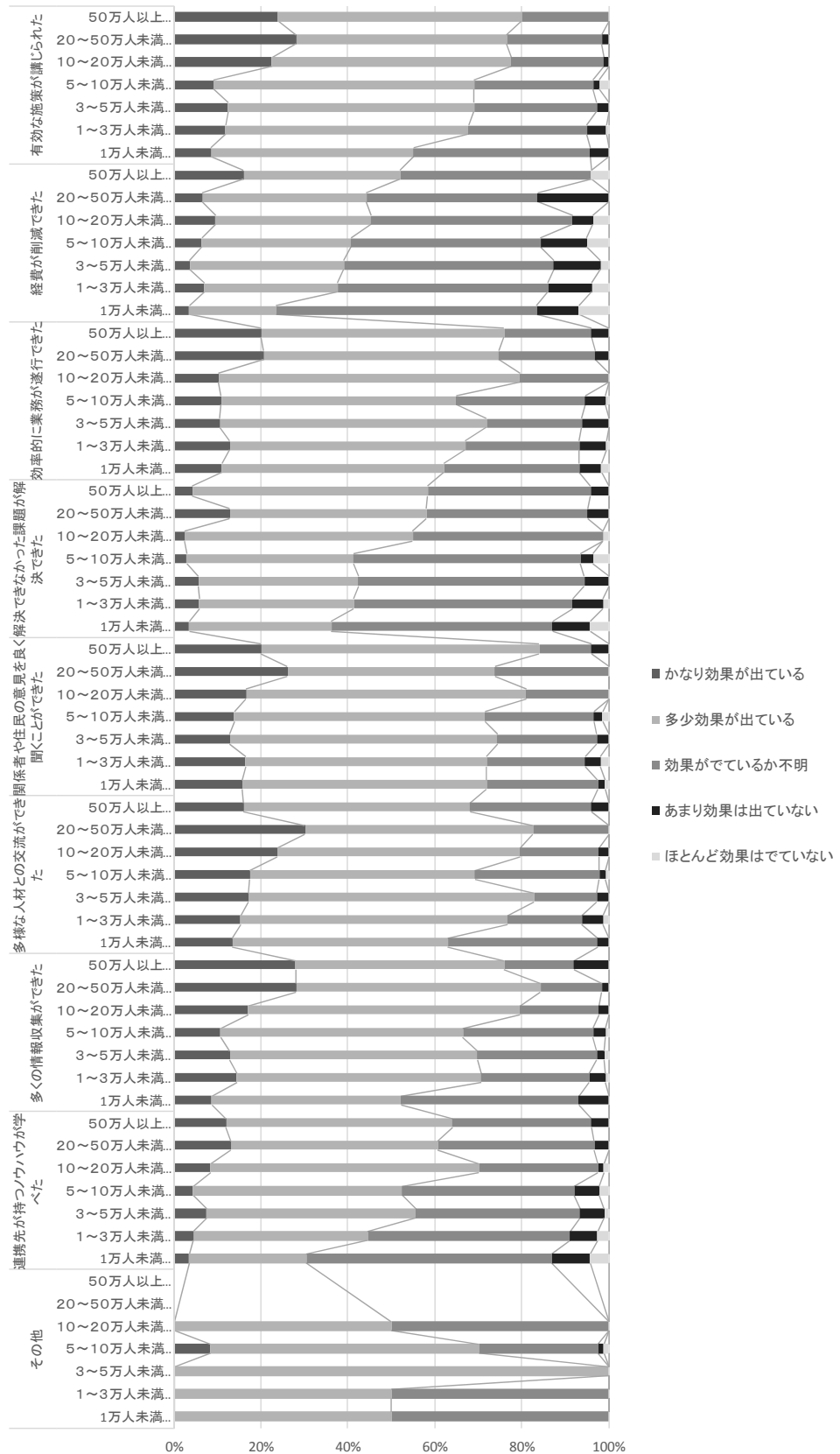
【その他】

その他で「多少効果が出ている」という連携内容は、「新規事業・施策の企画や実施ができた」となっている。

iii 人口規模別

おおむね、各連携内容について人口規模が増加するにつれて効果の度合いが増加している。

図表 94 人口規模別連携による効果とその度合い



(22) 外部のスポーツ団体との連携・協力事例

庁外のスポーツ団体と最も有効であった連携・協力の主な事例は以下のとおりである（詳細は後述する「アンケート調査からの自由記述」参照）。

【都道府県】

○強化選手育成

健康福祉部と庁外のスポーツ団体が連携し、東京パラリンピックに向けて県で強化選手を指定のうえ育成事業を実施したところ、リオパラリンピックに出場しメダルを獲得する成果があった。

○スポーツに接する機会創出

静岡県体育協会と共催している「しずおかスポーツフェスティバル」や、静岡県レクリエーション協会と共催している「県民スポーツ・レクリエーション祭」は、合計で年間約8万人の参加者があり、広くスポーツに接する機会や場を提供することができている。

○子どものスポーツ関心向上

教育庁体育課とトップ・プロスポーツ団体が連携し、県内小学生が試合観戦とともにスタジアムやアリーナで働くスタッフ体験を実施した。また、学校にアスリートを派遣し、直接指導を受けた。このことにより、子どもたちのキャリア体験に繋がるとともに、体育・スポーツに対する憧れや夢を持たせることに効果があった。

○コーチングの普及

スポーツ振興課、教育委員会、県スポーツ振興センター、県体育協会が連携し、福岡コーチングエクセレンスセミナーを実施したところ、受講生を活用し、県内の他の指導者に対し、世界基準のコーチングを普及するという効果があった。また、県内スポーツ関係機関と、国、国外の指導者要請に関する機関とのネットワークが構築された。

教育委員会においては、教育委員会事務局と県体育協会が連携し、選手強化研修会を実施したところ、選手のメンタル強化への意識が高まった。

【市区町村】

○総合型地域スポーツクラブの認知度向上

スポーツ振興課と庁外の総合型地域スポーツクラブが連携し、スポーツイベントを実施したところ、イベントの円滑な運営を行うことができただけでなく、総合型地域スポーツクラブの認知度を上げるという効果があった。

○スポーツ人口増加

市内の体育大学（国際武道大学）との連携により、各種スポーツ教室（バレーボール・器械体操・陸上競技・ラグビー、大人の体力測定等）を開催し、子どもから大人まで広くスポーツ人口の増加、推進に効果があった。

特に本格的なスポーツ施設の利用が限られている過疎地域の本市としては、大学施設の利用は大変貴重な機会であり参加者本人だけでなく、その家族にまでスポーツに対する関心が増える良い傾向にある。

○子どもの体力向上

教育部局と体育協会が連携し、子どもの体力向上事業を実施したところ、子ども達に幅広い種目の体験を提供でき、またその後チームに参加したいという子ども達が出てくる等、スポーツの裾野を広げる活動としての効果が見られた。

○スポーツを通じた観光振興

市が体育協会や地元の商工関係団体、観光協会等と実行委員会を組織し、ヒルクライムレース（自転車競技大会）を開催した。競技関係は体育協会、おもてなし関係は商工関係団体と、役割分担しながら互いに連携することで、参加者のニーズにあったサービスを提供し、年々参加者を増加することができた。

○健康づくり

健康福祉部局と自治会が連携し、健康ステーション事業（健康づくりを拠点化し、市民が身近な地域・場所で健康づくりができるよう環境を整備すること、またそこで適切な運動習慣を身につけて、いつまでも健康でイキイキと地域で活躍することを目的）を実施したところ、地域でのスポーツする場の確保、地域力の向上、健康（運動）意識の向上などにつながった。

○地域を挙げたスポーツイベント

花巻市陸上競技協会との連携により、イーハトーブ花巻ハーフマラソンの開催と運営ができている。第1回大会では1,000人規模の大会だったが、第4回大会で倍以上の2,800人の参加があった。競技の運営は陸上競技協会との連携がなくては実現しにくい部分であった。また、市内の各高等学校にも協力を要請し、スタッフの確保をお願いしている。高校生ボランティアスタッフの評判がよく、当イベントになくってはならない連携となっている。

(23) 協力・連携を推進していく上での課題

①自治体内における他の部局との協力・連携するための課題

スポーツ主担当部局がその他の部局（厚生労働部局、観光部局、経済産業部局、公園管理部局など）と協力・連携を推進していく上で、生じている主な課題は以下のとおりである（詳細は後述する「アンケート調査からの自由記述」参照）。

【都道府県】

○スポーツ振興に対する意識の差

スポーツ推進にあたっては、健康づくり、スポーツツーリズム、国際交流等においてその他部局と連携していく必要があるが、他部局においては人員配置及び財源面の制約からスポーツ関連の優先度が必ずしも高くない場合があり、十分に協力・連携を得られないことがある。

○各種事業の縦割り感

組織が横断的でないため、他の部局で行っている体育・スポーツに関する業務が把握しにくい。今年度は「体育・スポーツ推進計画」を策定しているため、定期的な会議、必要時の打ち合わせ等により、まだ互いの業務のすり合わせは行えているが、策定後は把握が難しくなる可能性がある。

○県民に対する窓口の多様化

生涯スポーツ、競技スポーツ、学校体育、高齢者スポーツ、障がい者スポーツ、成人の健康づくりなど、県の担当部局で個別に施策を展開しているため、県民に対する窓口が多様化しておりわかりづらい、あるいは十分な連携が取りにくい状況であるため、県のスポーツ行政を担当する組織のあり方について検討し、スポーツ推進体制の整備を図っていく必要がある。

【市区町村】

○学校との連携が低下

学校体育施設を社会体育団体が利用する際の利用団体調整について、学校施設管理者である学校長に負担をかけることとなり、近年、協力・連携体制に課題が生じている。

○住民のニーズが不明

高齢者スポーツ活動、障がい者スポーツ活動を推進していくうえで、高齢者、障がい者が必要としているものが見えてこない。

○職員数の不足

他部局と連携して施策を充実していく必要性はあるが、職員数の不足により実施が難しい。

○各種事業の縦割り感

スポーツ主担当部局が教育委員会事務局にあるが、スポーツ振興がかかわる部局は、市長部局であり、情報共有が進まない。似たような事業をそれぞれで行っているケースが見られる。

また、各部局の視点から独立した事業を行うため、それぞれの事業の主旨が異なり、協力・連携が困難である。

○事業の目的の相違

観光課、国際交流課と連携して進めたい事業はあるが、誘客目的がスポーツ、観光と棲み分けされており、お互いの領域に踏み込みにくい状態にある。また、国際交流も今後スポーツツーリズム事業で重要になってくる部分ではあるが、国際交流課との連携はまだ発展途上である。事業の目的を小さいところで区切らずに連携していくことが課題である。

○職員の意識の差

障がい者スポーツの普及・認知、競技力向上はスポーツ振興の主要施策であるが、スポーツは生活の一部であり、障がい者が抱える課題、問題等をスポーツ振興に携わる職員全てが理解している状況に至っていない。その点で、関係部局間の協力・連携の深化が早々に進まないことが課題である。

○予算面の差

予算面や責任の所在など、双方の思惑が多分に存在するため、全面的協力という形にはなっていないところがある。

連携・協力を推進するためには、他部局の理解と予算がないとできない。

○人材不足

日本国内だけでなく、諸外国との交渉・調整も関わってくるため、国際感覚豊かな人材の確保が課題。特に言語の部分で、適した人材を確保するのか、育てていくのか、検討する必要がある。また、経費の部分でも、限られた予算の中でどのように分配していくのか問題がある。

②外部のスポーツ団体、企業や大学等との協力・連携の課題

主な課題は以下のとおりである（詳細は後述する「アンケート調査からの自由記述」参照）。

【都道府県】

○体制が未整備

運営側の発想や体制が旧態依然としている。

○関係部局のつながりが希薄

「チームふくしま」として競技力向上や生涯スポーツの振興、障がい者スポーツの普及を図っていきたいと考えているが、関係部局の機能的なつながりが希薄である。また、一つの競技においても様々な団体があり、それらの連携を図っていくことも重要と考えている。

○関係者の調整が難航

スポーツ推進審議会等の各種会議については、関係者が異なる複数の団体に所属していることから、事業実施日の設定や講師等関係者打合せのための日程調整が難しい。

○各種団体の組織基盤の差

庁外のスポーツ団体、企業や大学なども組織としてスタッフ体制や予算、施設・設備面などが十分に整っている状況ではないことから、既存の取組の改善や新たな取組を実施するうえで、円滑に進みにくい場合がある。

【市区町村】

○自治体への依存度が高い

体育協会やスポーツ推進委員協議会の事務局が、庁内に設置されていたり、庁内職員が兼任していたりするなど、受け身的な運営体制である。そこからの脱却を図るためにも、後任者の育成・組織の見直しが必要であり、各団体間の連携強化などが課題である。

スポーツ団体が独自の事務局をもって運営していくよう指導しているが、実際には各種事務を行政側で肩代わりしており、ほぼ行政主導の状態と変わらない。一方で行政から協力を求めずとも参加が無かったりして、そもそも村スポーツ事業全体を盛り上げていこうという機運が見られない。

○役割分担が不明確

スポーツ団体の明確な役割分担がはっきりしていないため、自治体のためというより、自分達のスポーツ団体のためといった狭い視野になっている。主体を町民のため、町のためといった考えを持ち、その中で自分達のスポーツ団体も発展させていくような団体になっていくことで、行政と団体が連携し、スポーツを推進していけると考える。

○継続的事業化が困難

庁外のスポーツ団体と連携して事業を行うことはあるが、イベント型の単発の事業で終わってしまい、継続した教室型の事業になりにくいことが課題である。

○団体間の温度差

東京オリンピック、栃木国体へ向けた選手の強化に関して、プロスポーツチームや大学等との連携を推進したいが、各競技団体等の要望を調整するのが困難である。各団体での選手強化に対する温度差、市内にプロスポーツチームや大学等がないことがその原因ではないかと考えられる。

○団体の組織力が低下

市のスポーツ振興は、体育協会やレクリエーションスポーツ協会の存在とは不可欠である。その中、体育協会やレクリエーションスポーツ協会の団体や会員数が年々減少傾向にあり、組織の軟弱化が進行している。その主たる原因は高齢者及び若年層のスポーツへの関心度の低下やスポーツ人口の減少と考えられる。

また、近年、リーダーになる人が減少し、自主的な活動の運営が難しくなりつつあり、各団体、分野において指導者の発掘およびリーダー研修の内容充実、開催方法等を考慮する必要がある。

○定期的な意見交換と人材交流が必要

自治体と庁外の関係団体との協力・連携を推進していくためには、それぞれの協働ニーズを合致させることが必要である。現時点では、小江戸川越ハーフマラソンをはじめとする本市の事業に対して、関係団体の強力なサポートを得られているが、今後この関係を更に発展させていくためには、定期的に相手方の要望や意見を聞き取るための機会の設定と、それに基づく事業の見直しを適宜行っていかなければならない。

(24) 地域におけるスポーツ推進を促進するための支援や環境整備

地域におけるスポーツ推進を促進するために、必要とされる支援や環境整備は以下のとおりである（詳細は後述する「アンケート調査からの自由記述」参照）。

【都道府県の意見】

○スポーツに取り組めるライフスタイル整備

スポーツイベントによる誘客促進については、地域においてイベントを企画・運営できる組織・人材が必要であるとともに、組織運営及び大会運営にあたっては、自主財源や協賛金、参加料等を財源とし、行政の補助金等に頼らない体制を整える必要がある。このため、一時的な行政による支援や環境整備では、継続的な取組とすることは困難であると思われる。

スポーツ実施率の向上という観点からは、働き方を見直して余暇時間を確保するとともに、健康づくりや医療費削減等の観点から、スポーツに取り組めるようなライフスタイルを整備する必要がある。

○県民の参加

本県のスポーツ振興を推進する上で、東京オリンピック・パラリンピックに関連する事業（機運醸成イベント、事前キャンプ地誘致等）に、より多くの県民が関わることのできる機会を提供することが重要だと考える。そのため、関連する取組を促進するための人的・物的な支援、また、県民がボランティア活動（運営、語学、練習相手等）に参加できる体制を構築するための財政的な支援が必要である。

○総合型地域スポーツクラブに対するマネジメント

総合型地域スポーツクラブをマネジメントしていくにあたり、若い人材にとってその運営（経営）が魅力のあるもの、もっと言えば、それを行うことで生活できるものでなければ、維持・継続は難しい。今後、運動部活動や障がい者スポーツの受け皿等、総合型地域スポーツクラブの在り方や果たす役割が拡大することを考えた場合、リタイアした人の趣味で行える程、安易なものではないと考える。体育・スポーツの専門家からの視点による総合型地域スポーツクラブだけでなく、経済の専門家、法律の専門家、医療の専門家からの視点がないと発展はないことから、そのような人材養成が必要である。

【市区町村の意見】

○意識の醸成

行政主導でなく、住民から積極的に動く意識の醸成が必要。また施設の老朽化や陳腐化が激しいため、高齢化が進行して活動が硬直化することも視野に入れた長期的な施設整備・運営計画を策定することが必要である。

○社会全体で支える仕組み

施設の新改築など快適、利便性の高い体育施設の整備に努めるとともに、スポーツへの興味や関心が高まり競技参加者の増加、競技レベルの向上につながる事業を実施していくことが必要である。加えて、「スポーツを支える」にあたりスポーツボランティアの養成はもちろん、スポーツのみならず社会全体として支える喜び、楽しさなど自己主義を乗り越える社会的な風潮をつくることも大切である。

今後のスポーツの推進にあたっては、「する人」、「観る人」、「支える人」のバランスを十分ふまえながら推進する必要がある。

○3領域を整備

「生涯スポーツ」「競技スポーツ」「障がい者スポーツ」の3領域を主とした総合的な施設整備が必要である。

「生涯スポーツ」については、誰もが安全・安心に利用できるスポーツ施設及び広場の整備、「競技スポーツ」については、ジュニアからトップアスリートまでの競技力の向上を支える施設の整備や、国際大会や全国大会等の大会が誘致可能な公認施設の整備、さらに「障がい者スポーツ」については、スポーツ施設におけるユニバーサルデザインの導入等、誰もが障害の有無に関わらず、スポーツに親しむことができる環境整備が必要である。

○気軽にスポーツができる環境整備

仕事や子育てで忙しい30歳～40歳の市民にもスポーツに取り組んでもらえるよう、市民が身近なところで気軽にスポーツができる環境整備に取り組む必要があると考えている。例えば、市民にとって身近な公園等へのスポーツができる器具等の設置や、通勤時等における自転車利用の促進等の取組を検討している。

○役割分担の明確化

行政に頼るのではなく、市民の役割（健康維持増進のためのスポーツ活動への積極的参加）、スポーツ関係団体の役割（スポーツサービスの提供や指導者等の人材育成）、学校の役割（子どもの体力向上、学校体育施設の開放）、企業や大学等の役割（施設・設備や人材・情報等の提供）、スポーツ推進委員の役割（スポーツに関する指導と助言、地域及び傷害のコーディネーター）など、それぞれの役割を果たし、行政は人々がスポーツライフを創造できるよう、スポーツ施設の改修などスポーツ基盤整備に努め、ニーズを的確に把握しながらスポーツ推進していく必要がある。